

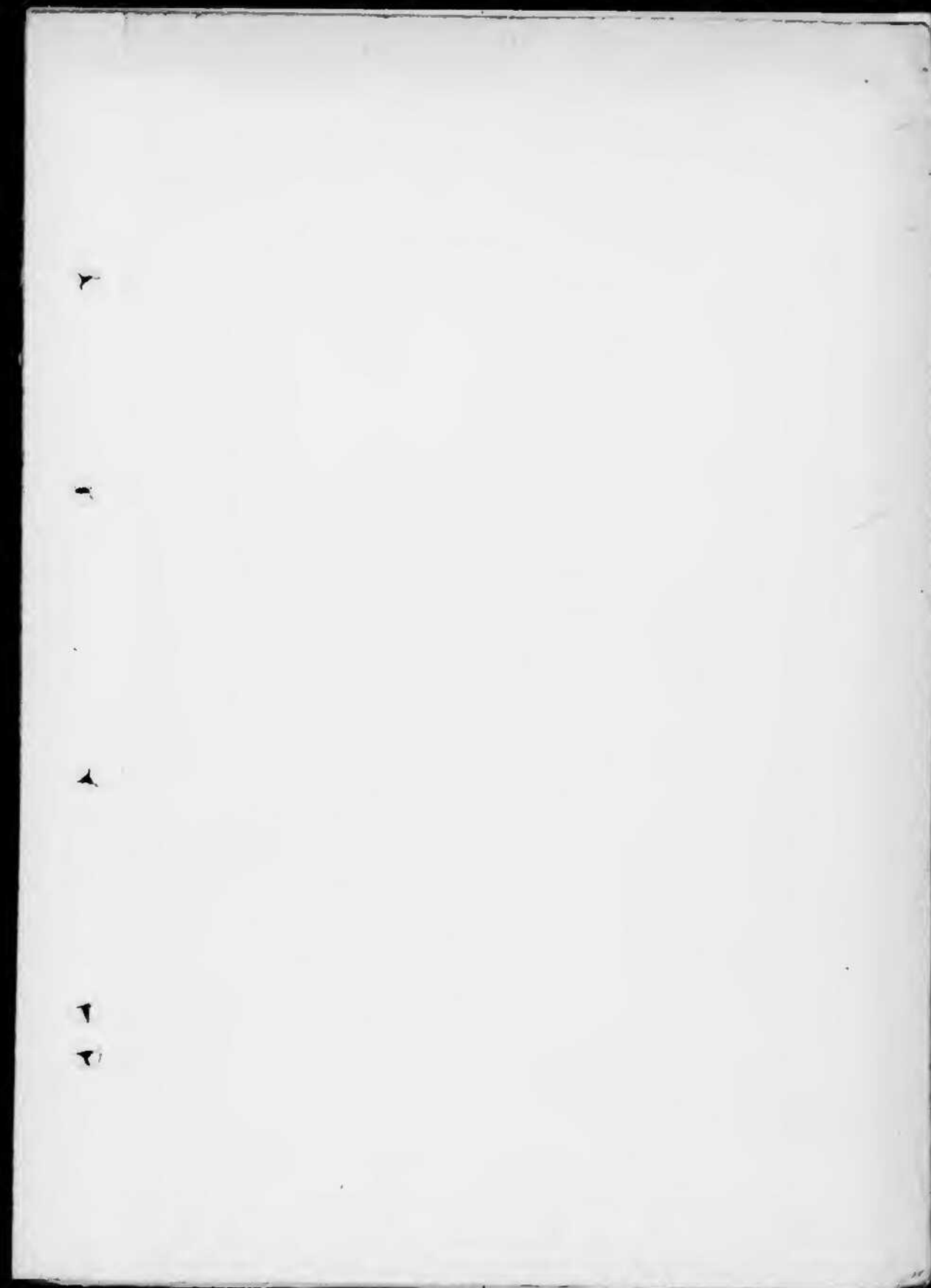
昭和十四年調

郡境界変更ニ関スル書類

行政課

国立公文書館		
分類	自治省	
	④8	
排架番号	3 A	
	13-8	
	130	







自治庁

自治庁

自治庁

行
政
設

内
務
省

規 格 R 5

裏
面
白
紙

郡ノ境界變更ニ關スル法律案（未定稿）

従前郡長又ハ島司ノ管轄シタル區域ノ境界變更ヲ爲サントスルトキハ
關係アル町村會及府縣參事會ノ意見ヲ徴シテ内務大臣ニテ定ム但シ
法律ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

従前郡長又ハ島司ノ管轄シタル區域内ニ於テ市ノ設置アリタルトキ又ハ
其ノ區域ノ境界ニ涉リテ市町村ノ境界ノ變更アリタルトキハ其ノ區域
内亦自ラ變更ス

従前郡長又ハ島司ノ管轄シタル區域ノ境界ニ涉リテ町村ノ設置アリタル
場合ニ於テハ其ノ町村ノ屬スベキ區域ハ内務大臣ニテ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

案賢八本吉郡志俾川町ニ在リ又郡單位ノ
 會合寧ニ大郡分同断ニ添テ行ハルニ同町迄
 ハ五ニ七料アリ不便サナカラズ材トシテモ能生
 郡ニ編入セラレニユト希望シツツアリ
 自峰ノ尾ニ為越ノ三村ハ手取リ上流ノ峡谷ニ居
 ニ地味交通極メ不便ナリシモ當時道路ノ免
 領ニハハル運輸ノ便ト云川神鶴奈町より
 尾ノ川ニ鉄道開通セト云ノ叙リ交通路ハスベテ
 石川村ニ通ヘルニトナリ經前夜引上ニ至リ密林
 ノ間係ヲ存スル外既在警署著土不脱覺而出
 所モ石川郡ト管轄ヲ同ジクレ地方的會合モ
 鶴奈町ニ催シツツアリ只郡區ハノムスルニ能
 美郡ノ中心タル小松町ニ行ハレハ受サカラス
 北村ハ事柄繁々異ナルモ概スルノ際ノ事因ニ因リ
 石川郡ニ屬スル適當トス

田野、水原、高村、八束山梨郡ノ町村間ニ存在スル東
八代郡ノ發地ニミテ、東八代郡ニ屬セノルミテ區分
トスル又兩村ハ極メテ小村ナル爲、現在東八代郡所
屬町村中最も近接セル日新町ト一部事務組合ヲ
組成シ、後、學校、衛生、勸業、土木、簿ノ事務等ヲ
共同處理シツツアルガ、子日影村ニ共ニ東山梨郡
所屬ト爲スヲ適當トス、洵縣トシテハ此ノミテ
村ニ隣接スル東山梨郡鵜飼村、初鹿町村トス加
ヘ五ヶ村ヲ合併シテ一市ト爲スヲ適當トスル見
解ナリ

全 花 部 郡	一 九 三 三	全	本村ハ伊都郡ノ南部ニ位シ交通上及産業上有田郡ト密接ナル關係ヲ有シ村トシテハ郡界表更ニ希望ス	全
島根縣 松江市 東區 佐村	一 八 一 〇	飯 川 郡	西村ハ郡ノ西北端ニ在リ東部ハ山岳地帯ニシテ郡内ノ交通不便ナルニ反シ飯川郡トノ交通關係ハ特ニ山岳地帯ノ間ニ在リヨリ極メテ緊密ニシテ兩村共郡界表更ニ望ム	全
中	一 三 一 三	仁 多 郡	本村ハ郡ノ東端ニ在リ山岳地帯ニ在リ兩村テテ郡内各村ニ接シ一面上形ニシテ之ノ隔絶セシノ觀ヲ有シ而シテ東、南、北ノ三面ハ仁多郡ノ各村ト連ナリ村民ノ郡内外交通ハスベテ仁多郡ヲ經ル狀態ナリ	全
全 邑 智 郡 市 木 村	二 〇 八 〇	那 賀 郡	本村ハ郡ノ西端ニ位シ北部及東部ハ郡内各村ト接スルニ至リ而シテ不便ナルヲ修メテ邑智郡ノ北海道ニト接セシメ郡内各村間關係ノ連絡極メテ不便ナリ一方那賀郡トノ關係ハ八戸川ノ水産ノ	全

仁多、飯川、邑智、那賀、四郡ハ相當職員數ニ表更ニシテ飯川郡現在ニ在リ一ノ所一ノ所大要郡一ニ増

全 邑 智 郡 市 木 村	二 〇 八 〇	那 賀 郡	本村ハ郡ノ西端ニ位シ北部及東部ハ郡内各村ト接スルニ至リ而シテ不便ナルヲ修メテ邑智郡ノ北海道ニト接セシメ郡内各村間關係ノ連絡極メテ不便ナリ一方那賀郡トノ關係ハ八戸川ノ水産ノ	全
德島縣 美馬郡 東區 谷山村	一 八 一 〇	三 好 郡	西村ハ郡ノ西端ニ位シ南方ハ高加郡ニ接シ北方ハ祖谷山脈ヲ隔テテ麻植、美馬、三好各郡ノ山村ト接シ而シテ谷間スル祖谷川ハ三好郡ニ接シ而シテ吉野川ニ合ス大正五午兩村及三好郡ニ接シ而シテ一郡事務組合ヲ組織シ東祖谷山村ヨリニ三好郡池田町ニ通ズル車道ヲ完成シテヨリ此ノ方面ノ交通關係ヲ兩村住民ノ生活ハ美馬郡トノ關係ヲ強シテ三好郡ト接シテ連絡トナレリ現ニ警察管區ニ在リシク、尚美馬郡ニ於テハ兩村ヲ三好郡ニ變更スル元町改支障ナキニト認メラル	全

配當職員數ニ表更ニシテ

(参考資料)

郡ノ境界変更ニ關係アル法令ノ規定沿革

○衆議院議員選舉法

第一條 衆議院議員ハ各選舉區ニ於テ一ノ選舉人

選舉ニ及各選舉區ニ於テ選舉人ノ數ハ別表ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 開票區ハ郡市ノ區域ニ依

地方長官特別ノ事情アリト認ムルトハ郡市ノ區域ヲ分テ數開票區ヲ
ケルハ、該郡市ノ區域ヲ合セテ一開票區ヲ設クルコトヲ得

第三條 第一項又第四項有略

第四條 行政區畫ノ変更ニ因リ選舉區ニ變動ヲ生スルニ現任議員ハ其ノ職ヲ失

フコトナレ

第五百四十四條ノ二 本法中郡又ハ島廳管内トアルハ従前郡長又ハ島司ノ管轄

シタル區域ヲ謂フ

従前郡長又ハ島司ノ管轄シタル區域内ニ於テ市ノ設置アリタルトキ又ハ其ノ

區域ノ境界ニ涉リテ市町村ノ境界ノ変更アリタルトキハ其ノ區域モ亦自ラ変

更シタルモノト看做ス

従前郡長又ハ島司ノ管轄シタル區域ノ境界ニ涉リテ町村ノ設置アリタル場

合ニ於テハ本法ノ適用ニ付其ノ町村ノ屬スヘキ區域ハ内務大臣之ヲ定ム

○衆議院議員選舉法施行令

第三條 衆議院議員選舉法ノ別表ニ掲クル以外ノ市ハ其ノ設置前屬シタル
郡市ノ屬スル選舉區ニ包含スルモノトス

第四條 選舉區ノ境界ニ涉リテ境界ノ變更アリタル市町村ニ於テ行フ
衆議院議員選舉法第七十五條及第七十九條ノ選舉ニ付テハ同法第二
條ノ市町村ノ區域ハ最近ニ總選舉ノ行ハレタル市町村ノ區域トシ選舉關
スル事務ヲ管理スベキ市町村長ハ關係市町村長數人アルトキハ其ノ中ノ
中ニ就テ地方長官ノ指定スル者トス

第五條 第四條ノ市町村ニ選舉ニ付テハ衆議院議員選舉法第三條ノ
規定ノ區域ハ最近ニ總選舉ノ行ハレタル郡市ノ區域トシ選舉管理省
長又ハ市長ハ關係支廳長又ハ市長數人アルトキハ其ノ中ニ

地方長官ノ指定スル者トス

府縣制

第三條 府縣ノ設置分合又ハ境界變更ヲ要スルトキハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

府縣ノ境界ニ涉リテ市町村境界ノ變更アリタルトキハ府縣ノ境界ニ亦自
ラ變更ス所屬未定地ヲ市町村ノ區域ニ編入シタルトキ亦同シ

本條ノ處分ニ付賦税處分ヲ要スルトキハ内務大臣ハ關係アル府縣參事會
及市町村會ノ意見ヲ徴シテ之ヲ定ム但シ特ニ法律ノ規定アルモノハ此ノ
限ニ在ラス

第四條 府縣會議員ハ各選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス

選舉區ハ市ノ區域又ハ從前郡長若ハ島司ノ管轄シタル區域ニ依ル但シ東京市京都市大阪市其ノ他勅令ヲ以テ指定シタル市ニ於テハ區ノ區域ニ依ル

前項ノ區域ノ人ノノサキトキハ府縣條例ヲ以テ其ノ區域ト時接ノ區域

トヲ合セテ一選舉區ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ選舉區ヲ設クル場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

又條 第二項

各選舉區ニ於テ選舉スヘキ府縣會議員ノ數ハ府縣條例ヲ以テ之ヲ規定スル

一 條 從前郡長又ハ島司ノ管轄シタル區域内ニ於テ市ノ設置アリタルト

キ又ハ其ノ區域ノ境界ニ海リテ市町村ノ境界ノ變更アリタルトキハ其ノ區域又亦自ラ變更シタルモノト看做ス

從前郡長又ハ島司ノ管轄シタル區域ノ境界ニ海リテ町村ノ設置アリタル場合ニ於テハ本法ノ適用ニ付其ノ町村ノ屬スヘキ區域ハ内務大臣之ヲ定ム

○市制

第三條 市ノ設置分會ヲ爲サトスルキハ關係アル市町村會及府縣會議事會ノ意見ヲ徴シテ内務大臣之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ財産アルトキハ其ノ處分ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徴シ
府縣農事會ノ議決ヲ經テ府縣知事ニ之ヲ定ム

第四條 市ノ境界變更ヲ爲サトスルトキハ府縣知事ハ關係アル市町村會
ノ意見ヲ徴シ府縣農事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ之ヲ定ム所
屬未定地ヲ市ノ區域ニ編入セトスルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ財産アルトキ其ノ處分ニ關シテハ前條第三項ノ例ニ依ル

〇町村會

第一項 市ノ廢置分合又ハ境界變更ヲ爲サトスルトキハ府縣知事ハ關係

三

アル市町村會ノ意見ヲ徴シ府縣農事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ
得テ之ヲ定ム所屬未定地ヲ町村ノ區域ニ編入セトスルトキ亦同シ
前項ノ場合ニ於テ財産アルトキハ其ノ處分ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徴
シ府縣農事會ノ議決ヲ經テ府縣知事ニ之ヲ定ム

第二項ノ場合ニ於テ市ノ廢置分合ヲ伴フトキハ市制第三條ノ規定ニ依ル

〇農會法（大正十一年法律第四十號）

第八條 農會ハ町村農會、市農會、府農會、道府縣農會及帝國農會

トス

第九條 農會ノ地區ハ町村農會ニ在リテハ町村又ハ町村組合、市農會ニ在リテハ市、郡農會ニ在リテハ郡、道府縣農會ニ在リテハ道府縣、帝國農會ニ在リテハ内地ノ區域ニ依ル

特別ノ事由アルトキハ農會ノ地區ハ前項ノ區域ニ依ラサルコトヲ得

町村、市又ハ府縣ノ廢置ハ各其ノ他命令ニ依テ定ムル場合ヲ除クノ外第一項ノ區域ニ増減アルトキハ其ノ區域ヲ地區トスル農會ノ地區モ亦之ニ應ジテ増減アリタルモノトス（附九法第四條改正）

町村カ市ト爲リタルトキハ其ノ町村ノ區域ヲ地區トスル町村農會ハ市農會ト爲リタルモノトス

附三十三條

〇農業保險法（昭和十三年法律第六十八號）

第四條 農業保險組合ノ區域ハ郡又ハ郡市ノ區域ニ依ル但し特別ノ事由アルトキハ此ノ區域ニ依ラザルコトヲ得

前項ノ規定ニ於テ郡トアルハ北海道ニ在リテハ北海道廳支廳長管轄區域トス

〇水産會法（大正十年法律第六十號）

第七條 水産會ハ郡市水産會、道府縣水産會及帝國水産會トス

第八條 水産會ノ地區ハ郡市水産會ニ在リテハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外郡市、道府縣水産會ニ在リテハ道府縣、帝國水産會ニ在リテハ内地ノ區域ニ依ル

〇家畜保險法（昭和四年法律第十九號）

第三條 組合ノ區域ハ郡市ノ區域ニ依ル但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ區域ニ依ラザルコトヲ得

前項ノ規定ニ於テ郡トアルハ北海道廳長管轄區域トス

〇蚕絲業組合法（昭和六年法律第二十號）

第十七條 養蠶業組合ノ地區ハ郡市ノ區域ニ依ル但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ區域ニ依ラザルコトヲ得

前項ノ區域ハ増減アリタルトキハ其ノ區域ヲ地區トスル養蠶業組合ノ地區ニ

亦之ニ應ジテ増減アリタルモノトス

第二十二條 生絲問屋組合ノ地區ハ郡市ノ區域ニ依リ生絲輸出業組合ノ地區ハ市ノ區域ニ依ル但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ區域ニ依ラザルコトヲ得

第十七條第二項ノ規定ハ前項ノ區域ニ増減アリタル場合ニ之ヲ準用ス

〇商産組合法（大正四年法律第五條）

第六條 組合ヲ設置セムトスルトキハ郡市ノ區域ニ依リ組合員タルハキ者三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ定款ヲ作り地方長官ノ認可ヲ受クヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ郡市ノ區域ニ依ラザルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ家畜又ハ組合員タルヘキ者ノ種類ニ種以上アルトキハ其ノ種類毎ニ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ヘシ

前項組合員タルヘキ者ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〇基業
八則 一 明治三十五年 農商務省令第四號

第二條 組合ノ設置ハ郡區ノ区劃ニ依ルヘシ 若シ一郡區内ニ於テ基業者少數トキハ近隣郡區ノ同業者ト合併スルコトヲ得

〇稅務署官制 (明治三十五年 勅令第二百四十三號)

第六條 稅務署ノ名稱及管轄區域ハ別表ニ依ル

(別表 有略 以下同ジ)

〇大正六年勅令第五十八號 (稅關管轄區域ノ件)

稅關管轄區域左ノ通之ヲ定ム

〇大正六年勅令第五十九號 (稅關支署ノ名稱設置及管轄區域ノ件)

税關支署ノ名稱、位置及管轄區域別表ノ通定ハ

○大正十四年軍令陸第貳號（陸軍管區表）

陸軍管區表左ノ通改正ス

軍區令（大正十二年勅令第十六號）

陸軍管區表及陸軍管區及兵備管區別表ノ如シ

○大正十二年法律第九號（裁判所管轄區域ニ關スル法律）

裁判所管轄區域別表ノ通定ハ

三、

郡役所廢止に關する當時に於ける各種の論議

地方局

(三) 附録

目次

號	件名	備考
一	新民法一三、一〇 町村行政三次整齊制度省略に關する研究	全國町村長會
二	新民法一三、一二 郡役所廢止すべきか	荒川五郎
三	地方行政大、四、一 郡役所の存廢に就て	阪本鈔之助
四	新民法一四、三 郡役所廢止に關する全國町村長會第三卷	全國町村長會
五	地方行政大、四、五 郡役所廢止の必要と其の件委員會決議	帝國議會委員會
六	地方行政大、四、三 郡役所廢止の必要と反對論	地方通志
七	地方行政大、四、七 郡役所廢止の必要と反對論	其地方事務官

八	地方行政大、四、八 郡役所廢止の必要と反對論	平賀周
九	新民法一五、一 自治行政上記念すべき年	潮惠之輔
一〇	新民法一五、一 現行法に於ける郡役所官制中の主なるもの	
一一	新民法一五、三 郡役所廢止の必要と其の件委員會決議	全國町村長會
一二	新民法一五、五 郡役所廢止の問題に就て	全國町村長會
一三	新民法一五、七 郡役所廢止と町村自治の発展	木村正義
一四	新民法一五、三 郡役所廢止の必要と其の件委員會決議	其地方事務官

新 民 (大正十三年十月)

◎ 町村行政三次監督制度有略に關する研究

全國町村長會

本件を研究するに方り箇の先決問題あり。即ち現行郡長制度(第一
次監督官廳)存廢問題に對し適當なる解決を與ふるの要ありとする
ものなり。而して是が廢止主張論の要旨としては(一)現今各地交
機關頗る發達し、之を約三十年前に於ける郡役所設置の當時に比
れば實に隔世の感あるの狀態に在り。故に各郡に郡役所を存置す
の必要を認め難く、府縣廳のみを以て是れりとし、其間何等の不便を感
ずることなしとす。(二)又假りに現制を踏襲するとするも、町村長其
他一般有志に於て事態稍々大なるもの、又異例に屬する事項等に關し
ては、必らずしも郡役所に依りてのみの解決に甘んずるなく、其都度

府縣廳に對し直接交渉を試むるにあらざるば安んずる能はざるが如
きは、現時各地に於ける一般の狀態とも謂ふべく、即ち郡長は殆ど
虚器と稱するが如きの様なしとせざるなり。(三)現在郡役所の狀態
たるや恰も府縣廳の分道所の如き觀あり、郡長は單に恒例に依る一
定の事務を處理するに止まり、其稍々大なる事項乃至異例に俾れる
事項に關しては事毎に府縣知事の指揮を待て處理するに止まり、(郡
制の廢止後は其處一層深きを覺ゆ)自己の所信権能に依り大に信實
を發揮せんとするか如きは到底所難すべからざるの狀態に在るもの
なり。(四)然るに一方町村長の推挙に關しては、地方民が一般評議
の進歩と共に漸く覺醒し來り、知識を養ひ而全の向を與へんとすること
に深く注意せんとするの傾向近著なり、其度々かへ來れるあり。(五)
尚又著しく自治行政の衝に當る市町村に對する監督は府縣知事なるに
拘り町村長に限り否らざるは其の適當なる理なきを認め難しとする所

町村長にして其知識技術に於て市長に比し致てゆしル軒輊あるを認むる能はざるは實際の狀態なるのみならず、市民に自治の理想力ありて町村民は否らざるを以て理由なく、寧ろ却て市政の複雑なるに反し、町村行政は比較的簡單なり。如上各種の見地よりして町村は全然之を廢止すべし。其の結果著しく事務を簡捷することを得て自治政の發達を見るべく、加ふるに政費の節減へ大正十二年に於ける全國郡役所所要經費經常費のみにて其總額千百三万圓と算すも贏ち得べしと云ふにありとす。之に對して存置主張論の要旨としては、現行郡役所は交通發達の現時に於ては地區の狀況に依り適當に之を廢合し、若くは管轄區域の改更等を行ふは適宜の處たるべしと雖、全然是を廢止するに於ては行政の普及徹底を期するのみに於て不便を覺ゆること少からざるを以て、尙當分是を存續するを以て得策なりとすと云ふに在るが如し。

今如上兩説に就き是を考察せんか、其存置主張論の主旨たる若干の理由認むべきものありと雖、所詮此際斷然斷機機關を廢絶し、而して行政發達の方法に關し適當なる改正を加ふることとを以て最も時々に應ぜざるの放棄なりと認めざるを得ざるなり若郡役所廢止の結果行政監督の區域甚しく廣汎に過ぎ、政務執行上不便を感ずる甚しきが如きの地方に在つては、其一部に限り認めて少許範圍に於て適宜府縣の出張所（支廳の如き）を設置するが如きも亦善處するの一法たべきなり。何れにしても現時一般文化の發達と共に自治制度の遂に開しても各地益々明熟洗練を加へ來り、是が衝に當る町村長自覺も亦益々向上し、世人の信頼も愈々厚きを加へんとするの趨勢なるに於ては、自治制の運用に關しては専ら町村長の人格乃至手腕に信頼を假し自治遂行の責任を自覺せしめ、外部よりの容喙等は力て之を避くるの途に出づるを以て策の得たるものと爲さざる可か

らず。勿論其の監督上に於て法の所定に依る(一)法令に違反すること、(二)公益を害すること、(三)事務の滞滞すること、(四)財産を濫費すること等の事項に關しては適當に之を指導戒飭すべきは固より其所なるべしと雖、其以外に在ては一に町村長の裁量に一任し、徒に煩瑣なる拘束を加へ、又は苛細なる報告統計等を徴するが如き繁雜的手段は力めて之を撤廢し、其大綱に就き相當監督の法を講ずるの途に出づべきなりとす。是を以て内務大臣の監督範圍は其大綱に止め、例へば町村の廢置分合、町村會の解散、其他町村の政令發達を促進する事項等の如き、重要にして國政と密接關係の事項に限り之を管掌することとし、爾餘一般の行政事項は總て是を府縣知事の權限内に移し、府縣知事に在つても亦同様の主旨に準じ通常事項は其從來郡長に於て監督し來りたる事項と共に、總て是を町村長の權限内に移し、各自其責任を重視し、其の職守に任ぜしむるに於ては自

8

ら政務進捗を求し、治績の發揚せんこと期して持つべきなりとす。若又郡後所を廢し府縣の直轄に移したるの場合に於て、町村自治政の甚しく振はざるが如き向に對しては、特殊の方法を講ずるも亦一策たるべきなり。即ち凡左記諸項の如きは適當に之を施行するも可なるものなるべし。

(一)町村の現状にして若三次監督を必要とする如き向に在ては、當分是を三次監督の制を存續し、其要せざるものも勅令を以て内務大臣是を指定することとし、先づ差支無き向より順次二次監督制を施行すること。

(二)自治政紊亂の町村に對しては自治權の停止を爲し得るの規定を設くること。即ち個人に對しても社會を毒するものに就き公權停止とすることあり。英國に於ては選舉區に對し、代議士の失格(收賄等の爲め)の場合其の選出權を停止させるの法令あり。自治体も國

家組織の一部なるを以て、其分任の政務を自ら執行するの能力缺如せるが如き場合、自治権の停止亦已むを得ざるものなるべし。以上は現行自治行政監督制度の改善に關する研究なりと雖、其他尚特に刷新改善を加ふるの要あるもの枚擧に遑あらざるべし。依て今試に其主なるものを述べんか、凡左の如きものあるを覺ゆ。

現行我國行政上の通弊とも謂つべきは其中央集權の弊に因はるゝこと、並に政務の迂遠繁縟なるの一事なりとす。一般政務の執行上に關して中央政府の權力徒らに過大にして、下級團體に至るに従ひ漸く其権限を縮小せられ、殆ど廢足を伸すの餘地を存する無く、單に其の成を仰ぐの外無きの状態に在り。従て是が事務の處理に關しても手續等頗る面倒にして、一事一物咸上級廳の指揮を待つて始めて執行せられ、一舉一動直ちに報告を提出せざる可からざる等の估屈なる状態に在り。加ふるに其間の形式等頗る繁雜にして、一事件の處理

に關し半年一年、甚しきは數年に渉りて尚何等の解決を告ぐる能はざるが如き滯滞を見るあり。而かも浩漭なる幾多の調査書類、細密なる諸種の參照資料の提出を餘儀なくせしめらるゝ等あり。右等の往復照會に日を費し日を重ぬ、遷延に及びに混亂を以てし、容易に進捗を來さず、其結果釐定事業に一大頓挫を來し、計畫事項をして徒らに水泡に歸せしむる等の恨事往々にして演出せらるゝ如きは、實に現時諸官公署に於けるの一大通患として一般の歎息して止まざる所なりとす。加之、各官公署相互間に於ける統一を缺き、聯絡を絶つこと少からず、延びて政務自ら區々多岐に互り、各人をして其の歸趨に迷はしむるもの少しとせず。是等は須く断然整理刷新を加へ中央集權の諸弊を打破し、政務分任の範圍を大々的展開せしめ、其國家政務と密接不離の重要政務の外は悉くて是を自治政治に分任し、自治体をして國政分任の實を舉ぐることに於て遺算無からしむると共

に、政務の處理は力めて直截簡明ならしめ、迅速敏捷を尚ぶの途に出でしむる所なかるべからず。若夫れ地方分権制の確立、町村長権限の擴張に伴ひ、町村事務増大し、爲めに町村費の増加を要することとならんか、其町村自治権擴張を原則として行政整理を断行する時は、自然國費の減少を來すべきを以て、國庫交付金を増額するか、若くは別に税法を改正（地租、營業税の委譲等）して税源を町村に與ふれば可なりとす。今其中央集權の弊を物語るの一端として、行政事務に關し地方自治体にあつて中央乃至地方官廳の認可、許可を要し、又は報告、届出等を要する事項を現行制度に就き仔細に是を摘出せんが、其數にあつて實に驚くべきの夥多なるを示すあり。其他一般人民にあける出願、届出事項の繁雜夥多なるは實に枚舉に遑あらざるが如きの状態に在り。是等は一大政廢を加ふべきものなりとす。（認可、許可、報告事項は別に詳細調査發表すべし）

以上の外政務繁雜なるの事例として凡左の如きものあり。

一、今回制定されたる市會法に於て其第六條に「町村長に於て毎年陪審員候補者名簿を調製すべきこと」「其副本を送達すべきこと」「一級に縦覧せしむべきこと」等を規定せるあり、是等は果して實際に於て幾何程度の必要ありて斯る煩雜なる手續を必要とするものなるや。

一、國、府、縣會議員選舉人名簿の調製に關しても同様の規定あり。徵兵事務條例又は召集義務規程の如きも頗る繁雜細密を極むるものなるが、實施の施行に際し果して完全之を實現し、豫期の效果を期し得るべきや。

一、諸種の名簿調製に關し、甚しき混亂あり、例へば前記陪審員名簿は毎年九月一日現在に依り、又縣院議員名簿は十月一日現在に依り、又府縣會議員名簿は九月十五日現在に依るの規定なるが

如き、其根本に於て政務の統一を缺くるの結果として斯る區々の調査を要するものならずや

一 日常の執務上に於ても各府毎に又は府縣廳の各課毎に其の所要に應じ殆ど同一種類に屬する各種の統計、調査、報告等を各個に臨時照會徴收せらる、最終行政廳たる町村の事務繁雜推して知るべきなりとす。

斯 民 (大正十三年十一月)

◎ 郡役所 廢止すべし

荒 川 五 郎

一 町村自治は、自治精神も漸く發達し、其の基礎も鞏固を加へ來り、幾多の經驗を以て、此の以上特に指導監督の必要を認めず、反て無用の時日と手数とを要するから速に郡役所を廢止すべしと云ふも、町村中非常に發達進歩せるものは眞に數ふるに足らぬ程で、自余の多くの町村は今尚大に指導監督を要するのではないか。

二 今後町村の區域を廣くし、有爲の人材を擧げて自治の樊圃に任ぜしむるやうに爲し、助役以下書記等も相當の待遇を爲し、精勵せしむるやうにしたなら宜いであらうか、農村疲弊、民力枯衰

の現状に於ては到底望み得べくもあるまい。町村吏員の優遇の方法も研究せしめて、只責任と事務とを加重することを圖らうとするのは果して如何

三 郡役所を廢しても今日の通りに行くと思ふのが間違つてゐるのか、又反對に町村自治は郡長が壓迫して其の發達を害せられ、或は郡役所あるが爲に事務が滞滯を加へつゝあるのか、十分の調査を要するが、郡役所あるが爲に事務の滞滯する場合もあるにせよ、一面其の指導監督の效も少ない。郡役所を單に書類の取扱所か、甚しきはポスト位にけなすのは當を得てゐないと思ふ。

四 郡役所を廢して町村監督を府縣が直接するとしても、府縣にも町村にも費用を増すべく、場合が認められぬから、地方費を減ずることは出来ないと思ふ。郡制廢止當時、費用も減れべしと論ぜられた廢止論者は今日の實際に觀みて果して如何とせらるるか。

又、全然干渉や補助保護等は嫌であるが、しかし日本の現状に於て町
村はとうはゆくまいと思ふ。郡役所を廢したう、産業や教育の
如き随分區々となり、非常な優劣を生じ、農會や諸組合や、社
會團體は發達を妨げられはすまいか。近例は郡のやうな指導
監督の無い市を見給へ、全國何れの市が無事に成まりつゝある
か、どれもこれもごくしてゐて、自治の精神は更に行はれず、
常に紛擾混亂、犯罪等が絶へないではないか。町村は付ても十
分研究して貰ひ度い。國家前途の爲に重大問題と思ふ。

地方行政（大正十四年一月號）

◎ 郡役所の存廢に就て

阪本 彰之助

一 郡役所と郡制とは別物である。郡制は第四十六帝國議會で廢止せられたが、發議の時からやるものは早世するのが當然である。郡制廢止の當時にも郡役所を共に廢止すべしなどと門連ひの議論を唱へた人もあつたが、一は自治機關に屬し、一は行政系統に關するものであることが了解せられて、郡役所は元の儘存置されて今日に至つたものである。

二 若し郡役所がなくなつて、一府縣内數百乃至一千以上の町村と府縣廳が支配し監督するといふことになつてそれで治りがつくものであらうか。それで國及府縣の行政がうまく運用せられ町村

にまで徹底して國民の幸福を保持することが出来ようか。忌憚なく云へば、今日の町村役場と云ふものは、十中七八まで一人立で町村自治の實を舉げてゐるものではなく、郡役所の指導、援助、監督を待つてやつと其の目を送つてゐるのである。

三 郡役所廢止と主張する町村長は、町村長中の錦々たる人々であるから、郡役所から監督と稱し干渉を受くることは迷惑に感ずるであらうし、要するにそれば縣廳と直接應對する方が便利であるといふ心持がある。けれども、是等を以て一般多數の町村役場を拒す訳にはゆかない。又政黨のからむと云へば町村長や役場吏員は仲間内の人々であり、郡長然ない方が選舉運動某の他にも勝手なよい方が多からう。殊に町會や連に共鳴し此等の人々の機嫌を取るには好箇の場合であると云ふ皮肉は觀察もなし得ないではない。

四、郡役所廢止の表面的理由は、行政整理即ち事務簡捷と經費節約であるが、府縣廳は事が多く且手廣き爲、主仕者との面會應接にも自ら時間と要し、廳下に滞在せねばならぬ場合が多くなる、寧ろ經費は嵩み勝になりはすまいかと氣遣はれる。

郡役所の經費を擧げて見ると大正十三年度の豫算では總額一千三百十四万三千五百圓と外に郡長旅費若干―仮に郡長俸給の五分ノ一と見積れば二十五万七千圓となる。之を細別すれば

郡長俸給

壹百貳拾八萬五千貳百圓

同 旅費

貳拾五萬七千圓（假算出）

郡役所費ハ吏員俸給旅費廳費其の他）

壹千四百貳萬七千七百四拾七圓

郡廳舎修繕費

七拾四萬五千四百七拾五圓

同 建築費

八萬貳千六百拾參圓

この内國庫の負担は郡長俸給壹百貳拾八萬五千貳百圓と同旅費（假算出）貳拾五萬七千圓だけでありとの壹千四百八拾五萬圓は府縣の負担である。郡役所を廢した所で國庫の經濟は僅に百五拾萬圓内外と増えるに過ぎない。若し郡役所を廢すれば、自然其の結果府縣廳の官吏を増さねばならず、其の上府縣廳の出張所といつたようなものが出來るとすれば、之に要する經費は皆國庫の負担に屬し莫大の支出を要することになる。

五、郡役所は一郡一箇と爲すを要せず、小郡を合して一郡役所を置くことと猶郡制實施以前の如くなるよりも、より以上區域を大にせんとし寧ろ悠遠する、世の郡役所廢止論者の、徒らに一種の感情と、自己の便利とに促はれ角と矯めて牛を殺さんとするが如き擧作を敢てするは不可解の極みであり遺憾である。

斯 民（大正十四年三月）

◎ 郡役所廢止に關する全國町村長會宣言書

宣 言

現時我國地方制度の一大革新期に際し、地方自治権の擴張を基調とせる行政及財政整理の一端として當局の聲明せる郡役所の廢止は、公正にして機宜を得たるの政策なるを詎敢すると共に、將來自治行政の衝に當る者の責任一層重きを加へたるを感ぜざんばあらず。宜しく是が實施に際し萬遺算なきを期するの用意を進むると共に、速に地方制度の改正を促し、以て眞箇自治團體の成立せんことを期せざる可からず。

大正十四年一月二十一日

全國町村長會

地方行政（昭和十四年五月）

① 郡役所廃止に伴ふ郡農會善後策に關する件委員會決議

郡役所廢止の結果産業施設上種々欠缺を生ずる恐れあるを以て一層郡農會の基礎を鞏固にし之が活動を期する爲め左の事項の實現を必要なりと認む

- 一、郡役所に在任する農業關係技術員を郡農會技術員たらしめ之に要する經費は地方費より補助すること
- 二、郡役所の使用せる土地建物を郡農會に移すこと
- 三、郡農會は其の基礎を鞏固にするため基本財産の造成に努むること
- 四、區域狹小なる郡農會は適宜連合すること
- 五、郡を區域とする各種産業団体の事務所を郡農會と同一營造物内に設置し事務の連絡円滑を図ること

右報告す

委員長 松山兼三郎

地方行政（大正十四年三月）

◎ 郡役所廢止善後策と反對論

一、静岡縣廳知事、郡課長、郡長集合

郡長の職務権限は自治法規を超へざる範圍内に於て之を町村長に委任し其の余を知事の権限となすことに一致した。府縣出張所に類する機關の必要如何に付ては、出張所のやうな微溫的なものでなく、縣廳支廳の如き組織を以て現在の十三郡役所に代る爲少くも縣内の東西ニヶ所に之が設置を必要とする説多數を占めてゐる。

二、山形縣廳意見

置賜三郡を一括する置賜支廳を米澤市に、東西村山及北村山西郡を一括する村山支廳を山形市に、北村山北部及最上郡を一括

する最上支廳を新庄町に、庄内三郡を一括する庄内支廳を余目町に設置する意圖で、一支廳には屬約十八九名、支廳長には現在郡長以上の高等官を設置し、支廳には事務官級の者各一名を設置する意圖である。

三、愛知縣廳

全管内を區分するとすれば四乃至五を區分と認む。土木課關係には從來土木出張所がありあまり事がないが、農林課關係は農商農事にして林業、蚕業、畜産課別々各々實地指導を要する向最も多いから出張所類似のものを要するだらう。

四、長野縣廳

本縣で研究されてゐる所では支廳の設置とせば、勿論必要の職員を置くこととなるので、この場合は現在の百六十名の書記に付、長野、松本、上田、伊那の四支廳を置くとして一支廳二

十人づゝを要するものとし八十名を要するから、先づ現在員半減の見込を立ててゐる。又産業職員も相當に各郡の事情を考慮し設置する必要があるので、實際事務上から何れだけの人員を要するかも知れない併せて調査中である。併し地方町村に非常な不利不便を與へるものである筈に鑑み郡役所廢止の必要はない。更に現在の如き町村自治の程度では廢止後却つて所期の目的を裏切らるゝことを懸念される。

又、廣島縣縣下郡役所所在地町村長並に有志十余名集合

郡役所廢止は事實上施設に産業に教育の各方面何れの點に於ても不便不利にして地方發展を阻害し延ては地方財政の膨脹をも來たす虞れがある。全國町村長會同の如きは、實は全國中僅に三百数十名の町村長の集合中宮城縣下町村長がその内半数を占めて居たものにしてその決議は無謀も甚しいものである。

六、石川縣郡長會談

内務省の意圖は郡役所廢止後に於て、之に代るべき出張所の必要を認め居ない模様であるが、本縣の如き己むを得ざる場合は小松、七尾、輪島の三ヶ所位には出張所を置くことゝなるかも知れない。

地方行政（大正十四年七月號）

◎ 郡役所廢止善後策私見

某 地方事務官

一

吾人は郡役所廢止後は府縣に支應を設くる必要ありと思ふ何故である乎所村、水利組合、水害豫防組合、及産業組合等の各種団体並に學校の指導監督等に町村の紛擾調停等に付ては団体及學校の實情に精通せなければ決して適切有效な措置を採り得ない而して府縣廳で其の府縣管内に於ける各種団体及學校等の情勢を普く詳悉するは至難の事である或ひは府縣廳に相當の官吏吏員を増置し常時府縣管内を巡察せしむれば其の目的を達し得べきが如きも斯かる方法のみを以てしては到底其の真相を洞察し得ないであらう。又法令の徹底を

とし國及府縣の施設と遂行し若くは各種行政資料を調査蒐集する等國政及府縣政を執行するに付ても府縣廳と町村と直接に交渉すれば非常な不便を忍ばなければならぬのは勿論町村の實情に暗い府縣廳の施設は動もすれば的確と缺き時期を失し到底所期の効果を收め得ないであらう従ひて府縣の下幾個の行政機關を分置するは行政の實績を擧ぐる爲めに喫緊な制度であると信ずる郡役所は實に此の要求を満たすものに外ならぬのである然るに今日之れが廢止を高調せらるゝ所以のものは畢竟郡役所の働きが時世の要求に順應せないからであらう。果して然らば郡役所不振の主因如何かは結局左の二點に歸するものと思ふ

A 郡役所の組織が町村の發達に伴はないこと

町村は未だ理想の域に達せなけれども町村制施行以來已に三十有余年を経過したから漸次進歩發達を遂げつつあるのは事實であ

し全国百餘の都市を内務大臣に於て直轄するが如きは之を實行し得べきことではないと思ふ。又各府縣に設置しある土木事務及産業事務等に關する出張所の類は可及的之れを支廳に統一し以て支廳長の権限を可成強大ならしめたいと思ふ。尚又支廳長に警察權を付與する結果警察署は之と廢止し所要地には警察官派出所を特設して警察若は警部補を勤務せしめ支廳長の名に於て便宜なる事件を代行せしめたいと思ふ。

三

支廳の管轄區域は土地の情勢に依り數郡を合したものと爲したいと思ふ。試みに之を吾人が勤務する縣に付て案ずるに次の如く定むるが相當であらうと思ふ。

支廳	區域	面積	戸數	人口
甲支廳	現在の二郡	一〇五	五二	三八、〇九〇
				二二四、四〇〇

三

乙支廳	現在の二郡一市	七八	四七	四四、三四三 (三八、六九九)	二七二、六〇〇 (二二九、〇〇〇)
丙支廳	現在の二郡一市	八一	三三	五八、〇二二 (三二、〇六六)	三〇〇、三〇〇 (一七五、五〇〇)
丁支廳	現在の二郡半	一〇三	六〇	四八、六五〇	二七八、七〇〇
戊支廳	右同	八九	八七	四六、七四三	二六五、九〇〇
己支廳	現在の二郡一市	三八	五一	五二、八四八 (三六、三三八)	三〇二、四〇〇 (二一五、三〇〇)

戸數及人口の欄括弧内の數字は郡部を示すものである。尚市は警察事務に付支廳の管轄區域に入るのである。

四

支廳の組織は次の如く足めたいと思ふ。人員は吾人が勤務する縣に付て試みに計算したのである。

書記官 六人 支廳長

事務官

六人

各文廳に入充勤務せしむ

警視

大人

右同断

(現在部長
警視(警員)
十三人
十人)

視學

十二人

各文廳に二人充勤務せしむ

(現在
即視學
十三人)

属

八十四人

各文廳二十四人充勤務せしむ

(現在
即書記定員
百十七人)

警即

二十五人

(現在警署警分署
警即定員
二十四人)

警部補

三十八人

(現在警署警分署
警部補定員
三十八人)

各文廳に四人充勤務せしむ
各警署官派出所(七ヶ所)に入充勤務せしむ(現在の警署分署)警部補の勤務する各警署官派出所(七ヶ所)に一人充勤務せしむ

監察職員

六十人

(現在即監察職員
定員
五十人)

土木及道路職員

八十四人

(現在即土木管理區所勤務
土木及道路職員定員
八十四人)

各文廳に平均十四人充勤務せしむ

各文廳に普通服事務員三人充業務組合担任者三人充金
業、畜産、水産、林業、及園藝担任者各一人充勤務せし
む

支廳に文書課庶務課及警察課を置き、文書課長は事務官又は属、庶務課長は事務官、警察課長は警視を以て之に充て左の事項を分掌せしめたいと思ふ。

A 文書課

一 官吏の進退及身分に関する事項

二 官印の管掌に関する事項

三 褒賞に関する事項

四 文書の往復及記録編纂に関する事項

五、統計に關する事項

B 庶務課

一、社寺及宗教に關する事項

二、町村其の他公共團體の行政の監督に關する事項

三、議員選舉に關する事項

四、教育に關する事項

五、税關に關する事項

六、土木に關する事項

七、會計に關する事項

八、度量衡に關する事項

九、兵事に關する事項

十、賑恤救済に關する事項

十一、他の主管に属せざる事項

C 警察課

一、警察に關する事項

二、衛生に關する事項

三、工場法施行に關する事項

四、鑛業及砂鑛業以外の事業に於ける工業勞働者最低年令法施行に關する事項

五

吾人が勤務する其縣に於て文廳設置に要する經費と概算すれば次の如くなる。

A 人件費

書記官	文廳經費				現在經費			
	平均	總額	平均	總額	平均	總額	平均	總額
年 五,000	10,000	年 五,000	3,000	1	1	1	1	1

事務官	〇	七九二〇	一、二五〇	〇	二五〇	一、五〇〇	一	一	一
視	〇	一、九二〇	一、二五〇	〇	二五〇	一、五〇〇	一、九二〇	五、七六〇	二、〇〇〇
長	一	一	一	一	一	一	一、九二〇	二、四九六〇	二、六二〇
月	〇	一〇、〇八〇	〇	三、八四〇	一〇〇	一、五六〇〇	一	一	四、〇六二
属	〇	七〇、五六〇	〇	一、四〇〇	一、一七六〇	一	一	一	一
部	〇	七五	三、一四〇	〇	三、四〇〇	七五	三、一四〇	一、二〇〇	三、八八〇
印書記	一	一	一	一	一	一	五九	八、一六〇	一、四〇〇
部	〇	五五	二五、〇八〇	〇	三、八〇〇	五五	二五、〇八〇	一、〇〇〇	三、八〇〇
産業職員	一	五、六〇〇	一	三、七六〇	一	四、〇〇〇	一	一	一、七、七八八
主計及庶務職員	一	六八、三四〇	一	三、五〇〇	二九、七五〇	一	六八、三四〇	三、五〇〇	二九、七五〇
計	一	三九、三四〇	一	八、三九二〇	一	三、八四八四〇	一	一	六、八四九五

書記官、事務官、警視、視學、属及警部の給与は國費支給其の
他の給与は府縣費文牒にしたゝと思ふ

B 廳 費（府縣費文牒）

文牒請費	一七六、四三四	現在經費	一
印紙所費	一	現在經費	四八、八三二
警務費同分署費	一	現在經費	一一五、三二二
主計管理區所費	一	現在經費	八、三八六
産業職員費	一	現在經費	三、八九四
計	一七六、四三四	現在經費	一七六、四三四

C 經費總括

俸給	國費	府縣費	文牒經費	現在經費	比較
一四六、二二〇	一五、一〇二〇	二、三二、八八四	八、九六〇	一	八三、七八四

林費	國費	二四、六〇〇	六、八八〇	一五、六六〇	一
	府縣費	五九、五二〇	七、六一五	—	一三、一二五
總費	國費	—	—	—	—
	府縣費	一七六、四三四	一七六、四三四	—	—
合計	國費	一五〇、八二〇	五八、八四〇	九七、六二〇	—
	府縣費	三八六、七七四	四八〇、九三三	—	九六、九九
計		五三七、五九四	五三九、七七三	七一一	—

六

政府は大正十五年度から郡役所を廢止すと聲明した政府は何故に郡役所を廢止するのであらうか改費節約の爲歟事務簡捷の爲歟郡役所を廢止して其の事務を府縣廳に移せば現に郡役所に要する經費の約

三分の二に相當する經費は府縣廳の組織擴大費に投せられ其の残り約三分の一に相當する經費は町村吏員の旅費増加の爲に消費せらるゝであらう故に郡役所廢止は決して改費節約を招来せないたらうと思ふ又郡役所を廢止して町村に對し二次監督を行ふことの考慮を要すること及府縣廳と町村と直接に交渉することの至難なことは已に述べた故に郡役所廢止は決して事務簡捷とはなりなと思ふ併し雪一とつ郡役所の不振は否定し難い事實であると思ふ之は勿論概括的のことで例外がない譯ではない人々は郡役所廢止の理由は蓋し茲に存するのであらうと思ふ人々が郡役所の廢止は之れを認め更に新たに府縣の支廳設置を主張するのは郡役所廢止の趣旨に反たないと思ふ警察事務を支廳に属せしめ警察署を廢止することは問題であらうと思ふけれども文化大に進み民衆爲に躍めた地面に於て喬木の一更に一層憂ふべきものがある今日警察署の革新は郡役所の

改善より以上急迫せる事業であると思ふ加之郡役所及警察署は實に
地方行政の西翼である同時に之れを釐革して以て益々地方行政の振
興を促し依て以て國運發展の本を益々強固ならしめたいと思ふ。終
(大正十四年三月十四日稿)

地方行政（大正十四年八月號）

◎ 郡役所存置すべし

平賀 周

一 郡役所廢止は行政上重大問題 郡役所廢止論は昨年全國町村長會での決議が元を爲し、政党が之に賛成し、内務大臣や政務次官が之を採用して、實施の段取になつてゐる。地方長官は殆んど之に反對し、内務省でも事務官は全部反對意見を有するにも不拘、如何ともすべからざる實情にあるのは誠に遺憾の極である。郡役所廢止は郡制廢止に勝るとも劣らぬ重大問題であり、郡制とは異なり、民衆の便否利害の關する所、民衆に接近する程度の多いだけ頗る大なるものがある。此の民衆に及ぼす利害得失の真相を究めずして一氣に之を廢止すると云ふのは、妄當であるとはいはれない。従人や其の動機が不純であり、

政黨の圧迫の爲であるといふに至つては黙過すべからざる問題である。

二 郡役所廢止と郡制廢止と別個の問題 郡役所の廢止問題は純

然たる行政事務上の問題であり、郡制廢止の問題は純然たる行政事務上の問題であり、郡制廢止の問題は郡と女子自治体の存廢問題である。郡役所は國の事務、府縣の事務、町村の事務と行ふ爲の便否の問題であり、郡制廢止の問題とは全然別個の問題である。郡制を廢止したから郡長はいらぬものだと云ふのは間違つてゐる。要するに此の問題は事務處理上の點から研究して行かねばならぬ。

三 行政整理と郡役所廢止 今の行政整理には根本的の錯誤がある。事務そのものの整理減サを圖うずして、徒に人と減じ備品費消耗品費等を減かし、或は冗課の廢合を行つてゐる。人員を減

じん件費を節約して、事務の分量は増加して来るから能率の擧
げ様がない。要するに行政整理の根本は事務の整理減サに歸着
する以上餘り必要でない許可や認可を廢めることであり、中央
集権の弊を打破し、下級官廳や地方自治体に権限を委任するこ
とが必要である。事務の不簡捷は中央官廳で、獨り郡役所を廢し
郡長を無くすることが有効適切な方法であらうか、疑念を得な
い。

四 郡役所廢止の理由甚だ乏し 廢止論者の主張する所は、事務

簡捷、二、經費節約、三、自治精神の振興であるが内容を検討して
見ると

一、事務簡捷 よく町村の事情を知つてゐる郡役所で取扱つてゐ
たものと府縣で取扱へば、出張等ばかり多くなつて手数こそ
増せしむ簡單にはなうぬ。加へ却つて誤りが多くなる。誤り
の

をみくし正確を期するとすれば、郡役所でやつてゐた時以上の
調査の爲の手数を要する。郡の事務を町村に移せば勿論事
務簡捷になるがこれは郡役所を廢止せんでも出来ることであ
る。

二、經費節約 事務そのものを減せない以上、府縣に移さうが

町村に委任しやうが、依然として其の事務を實際に取扱ふ人
を要するから、府縣や町村では却つて人員の増加を來し、經
費は少しも減しない。府縣では郡書記や郡技手と同数の人
員は要せぬとして、俸給が高くなり旅費を増加するから結局
人件費は余り減させぬことになる。ただ郡長の俸給や旅費は
減サするだらうが、其の金額は全部で一ヶ年百五十万円に達
しない。

三、自治精神の振興 町村の監督を寛にし一は事務の簡捷を期

し、一は自治の進展を図ることは大切であるが、これは必ずしも郡役所廢止と必然的な關係は持たない。二重、三重の監督は上級より下級への権限の移譲、監督事項の整理等により改正が出来る。郡長の如き地位の低い者より監督せらるゝのは不快であるとの感情論もあるが、官吏より指導せらるゝことを排除すると云ふのであれば、それは郡長のみが然るのではない。中央官廳や府縣知事が指導をやりたがるから、郡長は其の旨を受けてやるわけのことで、これは一に政府の罪で知事や郡長の罪ではない。又指導を止めたら産業に關する技術者や半減全減してもよいことになる。町村長に眞の自覺があり、町村民が實際に進歩してゐたならば、強いて指導は受けなくてよい。指導は拒んでもよい。町村長は頭上の郡長を氣に病むよりは、起債や課税と一層自由にすることや其の手續を簡略

(15)

にすることを主務大臣に具狀すべきではないか。自治体の事業の舉がらぬのはこれが最大の原因を爲してゐる。殊に大藏省あたりには郡長以上に頑迷不靈の參事官や属官がうよくしてゐる。町村長達にはこれを改めさすことに向つて突進する勇氣がないのか不思議でならない。

又、郡の監督は府縣の監督に勝る。府縣の監督は書類上の監督形式上の調査は充分出来るが、町村の實情に就て徹底した監を行ふことは困難である。郡の監督は峻厳な監督は多サ出来ない點はあるが、両者の關係は密接であるより、町村の事情がつてゐて、事前に注意するとか、相談的に指導することか、理想的に監督の實を擧げてゐる。町村吏員の中には起債とか限外課税とかいふ様な面制な書類が作成出来なくて郡役所に依頼する者もある。豫算まで作つて貰ふものもある。郡役所廢止

後はこれ等の町村は如何に不便を感じるか記述して置かねばならぬ。

六、牧民官としての仕事

郡長とか知事とかいふ地位は所謂牧民官で、單に法令の執行といふ様な單純な職司ではない。行政事務は單純なものでなく複雑な委曲に富んだものである。而して此の方面の仕事は郡長に附隨して最も多いのである。而してこれは郡長のみ獨り能くするのであり、地方行政の川俣なる運用は郡長に依つて行はるゝといふのが眞の實情である。又農會、教育會、青年會、軍人會、産業組合とか云ふ團體が今迄郡と云ふ區域を基礎として發達して來たものが今後如何に成り行くかこれに考慮に入れなければならぬ。

七、

郡役所に代ゆるに出張所を以てすべしとの説 郡には大小の別があり、中には僅に數町村から成つてゐる郡もあり、相當に

(4)

合併を行つて適當な區域とする必要があるだらう。郡役所廢止後は幾つかの府縣出張所を設くべしとする説が多い様であるがこれは體驗上郡役所を全廢しては府縣がやり切れぬからである。出張所を置くなら寧ろ郡役所を置いた方が善いことは見易き理である。郡長又百四十名を廢官すれば、將來判任官の進路が閉塞せられ、人物採用上困難に遭遇し、國家の爲憂慮すべき結果を生ずることを覺悟せねばならぬ。

八、

結 言

郡役所廢止問題にどうも感情が伴つて居るやうであり、ゆがしり實際上の必要と純理から出發したものととは思へぬ。試みに全國一万二千個々の町村長の意見を發して見るがよい。今日の實情に於て郡役所廢止はそれ程急を要する問題でも町村自治の死活問題でも何でもない。之を町村自治伸張の中心問題の如く考へ、速に無二之を廢止せんとする者の衆を啓き、之に附加賛同する者の不眞面目を指摘して置く次第である。

斯氏（大正十一年一月號）

◎ 自治行政上記念すべき年

關 惠之輔

最近世上に是非の論が喧しくなつた。即後所廢止問題がある。町村に對する監督機關として第一次に郡長、第二次に府縣知事、第三次に内務大臣があり。所謂三次監督の制度が行はれ來つた。而して此の三次監督の制度と今日以後に尚ほ存続するや否の問題に關して、各方固執何れも地方行政の將來に思を致して賛否の議論を闘はすことは至極尤なことであり、又地方自治に對する親切である。愈々即後所廢止が實行さる、曉に於ては、實に地方行政に於ける注目すべき一革新であり、町村は一層の奮發努力を要することとなる。若し夫れ監督事項の問題としては、或は許可認可事項を廢減するか如きは、就中最も重

要なるものである。從來とて自治行政の運用の練達に連れて、遂次に其の廢減が行はれ來つたのであるから、今日に於ては従前に比して余程此の方面の監督は簡單になり、自治制の運用は自由になつて居る。然し監督機關体系の革新の精神に鑑み、更に一層其の廢減を斷行するの必要があらうかと思はるるのである。

斯 氏（大正十五年一月號）

① 現行制度に於ける郡長所管事項中の重なるもの調査

近く廢止断行を見んとする、現行郡長所管事項の太要を知悉するは、時節柄若干參考資料ともなるべく感ぜられ、試みに其の重なる事項を摘記することとしたり。

（二）

一、町村會議員選舉に關し特別の事情に依り區劃を定めて選舉分會を設くるときは許可をなすこと。

二、町村會議員選舉を終りたるとき、又は當選者の異動ありたるときは町村長より報告せしむること。

三、特別の事情ある町村に對しては町村會を設けしめず、選舉權を有する町村公民の總會を以て之に充てしむること。

四、有給町村長及助役に於て他の報償ある業務に従事するときは許可を爲すこと。

五、助役、副収入役の就任は認可を爲すこと。

六、町村長及助役が収入役の事務を兼掌せむとする場合は許可を爲すこと。

七、左の事項に對しては許可すること。

一、基本財産の管理及處分に關する件。

二、特別基本財産及積立金義等の管理及處分に關する件。

三、舊來の慣行に依り町村住民中特に財産又は營造物を使用する權利を有する者あるとき其の舊慣を廢止變更すること。

四、寄附又は補助を爲すこと。

五、不動産の管理及處分に關する事。

六、均一の税に依らずして國税又は府縣税の附加税を賦課する事。

7. 町村の一部又は数人を利する營造物の費用を其關係者に負担せしむる事。

8. 町村の一部又は数人に特に利益ある事件に關しては町村は不利益の賦課を爲し、又数人若くは町村の一部に對し賦課を爲すこと。

9. 直接町村税及直接國税の標準に依らずして夫役物品を賦課する事。

10. 繼續費を定め又は變更する事。

ハ、町村長、助役更迭の場合十日以内に事務引継を了することを得ざるときは許可する事。

(附) 町村行政に關し主務大臣の許可を要する事項中左に掲ぐるものは郡長之を許可す。

一、公告式、學務委員、基本財産、特別基本財産、積立金穀、造林、

傳染病防疫施設に關する一時給與金、有給吏員の年功加俸、退職料、退職給與金、療治料、救助金、手當金、死亡給與金弔祭料、遺族扶助料に關する條例を設け又は改正すること。

二、手数料に關する條例を設け又は改正すること。

(三) 兵事に關する件

徴兵に關する事項

一、郡長は徵募區の徴兵官となり徵募事務を執行すること。

二、徴兵官に於ける壯丁身体検査の準備を爲し、壯丁の身上に關する調査の仕に當ること。

三、町村長より一月十日迄に其年の適令者と前年徴決者との人員を報告せしめ一月二十日迄に之を聯隊區司令官に通知すること。

四、町村長より壯丁名簿(外三種あり)を差出さしめ、之を聯隊區徵兵署に差出すこと。

五、入寄留者及抽籤の法に依らず徴集する者の壯丁名簿に豫め壯丁名簿附箋を貼附すること。

六、検査及抽籤日時並徴兵署設置の場所を豫め告示し、且地方長官に報告すること。

(以下取扱ひ細目に準つて約五、六十件に及ぶ略之)

召集に關する事項

一、動員令の達を受けたるときは充員召集令狀を町長に送付すること。

二、總員令の達を受けたるときは之を町長に達すること。

三、臨時召集令狀を受けたるときは之を町長に送付すること。

四、要員の配當其他國民兵召集の準備に關し必要なる事項の達を受けたるときは各町村に對し其の當該國民兵の總數に比例して要員を配當し、且必要なる事項を町長に達すること。

五、演習召集の令狀を受けたるときは之を町長に送付すること。

六、簡便徴呼の通知を受けたるときは之を町長に通知すること。

徴發に關する事項

一、郡徴發區に對し徴發に應ずる便宜の方法を豫定すること。

二、府縣知事より徴發の職課を受けたるとき、其職課數に滿る能はざるに於ては直ちに其旨知事に報告すること。

三、郡徴發區よりの徴發に對する賠償金計算書を調製し其の請求を爲すこと。

四、師團長より徴發馬匹差出日割表の送付を受けたるときは指定の馬數と確實に差出し得べき準備をなすこと。

五、馬匹徴發書の送付を受けたるときは動員下令のある迄確實に之を保管すること。

六、馬匹異動に依り師團長の指示したる馬數を差出し能はざることと

豫知したるときは速に其の旨報告すること。

(以下略す)

(三) 町村農會の監督に關する件

一、町村農會の設置に對し認可すること。

二、總會に於ける決議事項中收支帳簿、借入金、會則變更等に對して認可をすること。

三、會長、副會長を會員外より選任したるときは認可すること。

四、町村農會の決議又は役員が行爲が不法又は公益を害する虞あるときは決議を取消し、役員の解任改選を命ずること。

五、町村農會解散したるときは清算方法及財産處分に付許可すること。

六、町村農會に於ける事業報告及收支決算は遅滞なく之を差出さしむること。

七、必發と認むるときは第五項の清算方法及財産處分の變更を命じ又

は清算人を解任すること。

八、町村農會解散したるときは清算人たるものなきときは郡長に於て清算人を選任すること。

九、町村農會に於て役員の変更、清算人の就任又は退任ありたるときは遅滞なく届出でしむること。

一〇、町村農會に於て分割又は解散せんとするときは認可すること。

一一、清算終了したるときは清算人をして清算に關する一切の書類を添へ届出せしむること。

(四) 縣議院議員選舉に關する件

一、町村長より送付したる名簿を調査し、其の修正すべきものは修正を加へ、一本は十月三十一日迄に之を町村長に返付すること。

二、十一月五日より十五日間郡役所又は指定したる場所に於て選舉人名簿を縦覧に供すること。

三、選挙人より名簿に脱漏又は誤載ありとの申立を受けたるときは申立を受けたる日より二十日以内に之を決定し、關係者に其旨通知すること。

四、郡長は開票管理者と爲り開票に關する事務を担任す。

五、開票の場所及び日時を豫め告示すること。

六、開票立會人と共に投票區毎に投票を點檢し、其の結果を選挙長に報告すること。

(五) 府縣會議員選挙に關する件

一、町村長より送付したる名簿を合し毎年十月十五日迄に其選挙區の選挙人名簿を調製すること。

二、郡役所に於て名簿を關係者の縦覧に供し、異議の申立あるときは申立を受けたる日より十日以内に之を決定すること。

三、府縣選舉會の裁決又は訴訟の判決に依り名簿の修正を要するとき、

は郡長に於て之を修正し、直に關係町村長に此の旨通知すること。

四、府縣會議員の選挙は郡長之を管理すること。

五、郡長は選挙長となり選挙人中より立會人二名乃至六名を選任すること。

六、選挙録を製して選挙の顛末を記載し關係書類と共に之を保存し、尚選挙を終りたるときは直ちに當選者に當選の旨を告知し、同時に選挙録の寫を添へ當選者の氏名を府縣知事に報告すること。

(六) 教育に關する件

一、一村の實力尋常小學校設置に關する費用の負担に堪へずと認めるときは、其の町村として尋常小學校設置の爲め他の町村と學校組合を設けしむること。

二、一村に於て就學せしむべき児童の數一學校を構成するに足らずと認むるとき、又は適度の通學路程内に於て一學校を構成するに

足りべき数を得ること能はずと認むるときは、他の町村と学校組合を設けしめ又は其町村をして就學せしむべき児童の全部、若は一部の教育事務を他町村、町村学校組合、又は他の學區に委託せしむること。

三、町村立尋常小学校の校数並位置は、郡長に於て町村又は町村学校組合の意見を聞き之を定め、知事の認可を受けること。

四、町村立小学校長及教員の執行する國の教育事務を監督すること。

五、私立小学校にして町村内に在るものは之を監督すること。

六、町村立小学校長及教員の任用及教員慰勞金給與に付ては知事に申請すること。

七、學令兒童就學の猶豫、又は免除を認可すること。

(七) 産業組合に関する件

一、産業組合は主務大臣、地方長官、及郡長之を監督す。

二、監督官廳は何時にても理事又は清算人をして組合の事業財産又は清算に関する報告を爲ししめ、又は監督上必要なる命令若くは処分を爲すこと。

(八) 耕地整理に関する件

一、耕地整理に関する調査を爲す爲め必要あるときは、吏員をして他人の土地に立入り測量又は検査を爲し、障害の竹木土石等に移轉若くは除去せしむること。

二、耕地整理に関する監督は第一次に郡長、第二次に地方長官、第三次に主務大臣とす。

三、監督官廳は整理施行者をして整理事業に関する報告を爲ししめ及實地検査を爲し、監督上必要なる命令處分を爲すこと。

(九) 水利組合に関する件

一、水利組合を設置せむとするとき府縣知事の指定に依りては創立委

員となること。

二、組合會議員の選挙を終りたるときは管理者をして直に選挙録の謄本と共に報告せしむること。

三、組合會の議決を経たる組合費用、神贖額、給料額、救済額及び其の支給方法の決定に對しては許可すること。

四、組合の議決不當の場合再議に附するの指揮を爲すこと。

(一〇) 社事に關する件

一、官國幣社、府縣社以下の神社境内地の枯損木竹、又は障礙木竹を撤去せむとするときは許可すること。

二、神社の毎年度收入支出豫算は之を認可すること。

三、神社以下の神社毎年度收支決算、並資金明細書は翌年五月三十一日までに報告せしむること。

四、神社及村社以下の神社事務掌理に關しては郡長之を指揮監督する。

(一一) 住宅組合に關する件

一、住宅組合は主務大臣、地方長官、郡市長之を監督する。

(一二) 小作調停に關する件

一、調停の中立ありたるときは郡長は遅滞なく申立に關する書類を裁判所に送付し、且郡長に在りては町村長に申立ありたる旨の通知を爲すことと要す。

二、口頭を以て申立を爲す場合に於ては郡長、市町村長、裁判所書記某の調書を作ることを要す。

三、争議の目的たる土地の所在地又は當事者の住所地の市町村長又は郡長は裁判所に對し事件の経過に付し陳述を爲すことを得。

(一三) 人口動態調査の件

一、郡長は知事より送付せられたる動態調査用紙を十二月二十日迄に町村長に交付すること。

二、町村長より調査票の送付を受けたるときは、各票に付検査し一括して之を知事に提出すること。

(二四) 労働統計實地調査に関する件

一、郡長は府縣知事の命を受け郡内の工場に關する調査の執行を指揮監督す。

二、郡長は事業票及労働票其他の印刷物を受領したるときは、其の一部を豫備の爲保存し、其他は町村長に送付すること。

三、郡長は町村長の提出したる町村要計表に依り郡要計表を作り、事業票及労働票其他の附屬書類と共に知事の定りたる期限内に之を知事に提出すること。

(二五) 馬匹去勢に關する件

一、郡長は町村長より提出したる去勢馬匹頭數表に依り管内を通じたる同表を作り地方長官へ提出すること。

(二六) 土地收用に關する件

一、郡長は主務大臣より軍事上臨時急施を要する事業の爲め土地を使用することの通知を受けたるときは、使用すべき土地の區域を土地所有者及占有者に通知すること。

新民（大正十五年三月號）

○ 郡役所廢止の喫緊切要なる所以に關する再説明書

全國町村長會

本會に於ては、本會多年の主張に係る地方自治權の擴張を圖リ、兼て政務の簡便を期し、以て自治行政上に一大革新の實を擧げしめんが爲め、現行自治監督制度を改廢し、其の繁雜なる三重監督の桎梏より罷脱して、之を二次監督の制度に簡略し、以て眞箇自治の使命を全ふし得べき生氣あり光明ある自治制運用の妙境に到達せしむべきことの緊切急要なる所以を痛感するの下に、「現行郡役所は須く断然之を廢止すべし」とするの所見に關し、前議會開會の際に於て、彼の義務教育費國庫負担金増額の必要なる所以と共に、其の事由を詳述列記して、之を政府當局及貴衆兩院議員其の他朝野識者に普く配送し、其の後半にして

(1)

現内閣の所見は、如上本會の主張と相合致し、方に來年度に於て、之が實現断行と期せんとする政府の聲明を見るに至りたるは、自治行政發展の前途に對し、本會々員一同の故體措く能はざる所にして、今や日一日刻一刻と早く、其の實現期の到來せんことを鵲首翹望しつつあるものなりとす。然るに今尚世の一部頑迷者流に於ては、本件に關し尙早を論へ断行を躊躇せんとするが如き口吻を洩らすの向希有ならざるかの狀あるは、吾等其の心の蒙解に苦しむと共に、其の固陋蒙昧に對し實に憂を禁ざる能はざるものなりとす。凡そ世事一切其の革新を企つるの際に於ては、各人多少意見の相違を見るは、免れ難きの事象なり。雖本件の場合に於て然明断にして疑々の言を弄する者の存するか如きは、照例の一恨事として痛嘆に堪へざるなり。本會は政府當局に於て此秋此断行を以て鐵意其の公明なる聲明の發表に對つて適宜し、以て行政整理に根本的の解決を告げしめ、自治振興の

大業を成就せしむるに於て、萬道策無きを期せらるべきことを固く
信じて疑ふ所なしとするも、若し今にして逡巡之を敢行するなくん
ば、自限の改善、政務の刷新等は、到底之を期し得るの機なく、百年河清
を待つの感なくんばあらざして、吾等は茫然自失其の據る所を知らざ
らんとす。若し夫れ党利党略の爲めに、斯種公明なる國策を犠牲に供し、
或は一部地方の利害に打算して之を忤ふ爲し、國家の大命を怨らんとす
る如きの向あるに對しては、吾等は之を逆棄するの外なきなりとす。
依て曩に發表したる事由書は、其の委曲を悉くしたるを覽ゆるも、尙念
の爲め、更に左に之を補足説明し、以て一般の參考に資する所あらんと
す。望むらくは、江湖識者に於て之を反覆詳覽せらるゝ所あらんことを。
二事務執行上何等の支障を感ぜざることを

郡役所を廢止するに於ては、從來郡長の執行せし事務中殊に兵事又
は教育等の事務に於て、不便を來すべしと囑ふる向あるが如しと雖、
(4)

其の兵事事務は之を聯隊區司令部に直屬せしむるに於て、何等の不
便と感ぜざるなく、寧ろ簡捷敏活を期し得らるべく、又教育事務に關し
ても、教育の統一、兒童の就學取締等舉げて之を町村長に移屬せしむ
るに於ては、何等の支障を感ぜざるべし。又其の他勸業、徴税、衛生
等の諸事務に關しても、寧ろ郡長の掌理を離れて町村長の直屬とす
るに於ては、處理の敏活、能率の増進、將來事業の徹底等著々とし
て之を期し得らるべきは、火を睹るより明なりとす。

三、遠隔地町村に於けるの不便は顧慮するに及ばざること

郡役所を廢止し、町村對府縣とするに於ては、事務處理上遠隔地町村
に於ては自ら不便を感ぜざるサカうざるべしと囑ふる向あるが如し
と雖も、其は一片の觀察に過ぎず。現時に於ては、通常事務に關しては、
總て文書の往復に依りて處に之を處辨するを得、其故に郡役所
に出頭打合を要するが如きの事項は、稀有のことと爲し、其の又稀有

の事項等に關しては、到底郡長の裁量のみによりては之を決定するを得ず、自ら府縣廳に出頭打合を遂ぐるにあらざれば解決するを得ざるは、從來の實例比々として然りとす。況んや郡役所廢止の結果は、重大なる政務の外は、舉げて之を町村長に移属せしむるに於ては、知上の憂は却て減少を見るべく、剩へ各地着々交通の便發達せるの今日に於いては、斯くの如きの憂は、倍々減却せらるべきものなりと信ず。三、郡長を以て郡の中心と爲す等の説は、陳腐にして時代錯誤の甚しきものなること。

郡長廢職の曉は、町村紛擾等を拾收調停するの便宜を缺くに至るべし等の説を唱ふる向あるが如しと雖、其の現代世相を知悉せざる一知半解清流の誤解臆測、若くは時代錯誤の想像に止り、眞に一顧の價値なきものなりとす。町村の紛擾等に際し、現在郡長に於て、徹底せる調停に成功すべきの權威を具ある向果して幾何ありや。時以て既に

(3)

前進せり。一官廳の言説には従し、唯々として其の主張を拒むるが如きの幼稚なる觀念は、既に過去の夢と化し去り、事理の正否と、調停者の信望とに依り之を解決するの外なき現代世相界に於ては、官廳を離れて、地方郷党の名望を負荷せる隣接町村の耆老等に於て、至誠披瀝し同情を集はして居中調停の勞を執るに於ては、自ら役此氷解融合し、以て川満中正に局を結ぶに至るべきは、是亦從來各地に於けるの實例之を證し得て餘りあるの實況なりとす。杞憂者蓋し思ひ半に過ぐるものありん。

四、町村の經費は不當に増加せざるべきこと

郡役所廢止の結果として、當然國府縣費に於て甚しく整理壓減の費を要するに至るべきは勿論なりとす。又町村に於ては、其の經費の増減と共に町村事務の増減に伴ひ、自ら若干經費の増減を要する。場合あるを想像すべきなりと雖、一面町村自治権限の擴張する大收據地

の代償としては寧ろ其の頗る安償なるを思はずんばあらず、而かも其の郡役所廢止の結果に起因する不便等より生じたるの失費にはあらずして、寧ろ事業發展の祝福費とも謂つべきものなり。彼の府縣廳は復興費の増加等を懸念するが如き向あるは、九牛の一毛を云々するに等しく、一顧の要なきものとす。

五、町村長の人格手腕を相當信頼すべきこと

郡役所が廢止せられ、現行一次監督が省かれたるに於ては、自ら町村事務の維持、會計の不整理を招来すべし等の説を唱ふるが如しと雖、是亦現在町村長の人格手腕を了解せしめて現代町村長を目するに今尚舊お庄屋時代の觀念を以て蒞まんとする時代錯誤者の妄想に過ぎず。實に實飯に堪へざる所なりとす。町村長に於て漸次時代に応ずる應答する所あるは勿論、其の部下には常に助役其の他の吏員の配屬せるあり、致々として事務處理の衝に膺るのみならず、一面町村

會の存するある、常に町村吏員の行爲を監視督励に力めつゝありて、日常事務上の些事に關しては時に若干の不備等を惹起せんも測られざるも、其の稍々重要な事項等に關しては、決して道義を生ずるが如きことなく、況んや自治權限の擴張に伴ひ、將來倍々有爲の人々が町村長に就職するの機運を促進するに、如上の憂の如き事更に掃せらるべきは、識者を待つて後知るべきにあらずるなりとす。

六、郡役所所在地の利害等は之を顧慮するの是なきこと

郡役所廢止の影響として現在郡役所所在地の一部地方が自ら繁盛を減せらるべきを懸念する向あるが如きも、是は情に於てはさるる所なりとするも、國政改定の人口約の前には所詮一地の一郡の利害等は寧ろ進んで之を顧慮するの自費を有すべきは、自治國政の誇りと爲すべきものと信ず。

以上各項に説述したるの外現行郡役所設置あるの故として常に町

村事務の滞滯停頓を續出し、又は自治行政の運用上に對し一大障礙
を築けるの態ある等の事由實例等は、既に屢に發表したる説明書に
歴々之を指示詳述したる所あるを以て、茲に反覆再説するの趣を避
くるものとする。之を要するに本件の主張たるや、吾等全國町村長一同
が多年自治行政變遷の要衝に膺り、日夕之を體得したる具體的觀念
の率直眞摯なる自然の發露にして、其の間毫末潤色なく表裏なき至
誠の叫びなりとす。彼の世の微々者流の机上の臆測、又は一部爲にす
る所ある者の術策等とは氷炭相容れざる公明不可侵なる一大鉄壁
なりと確信して疑はざるものなりとす。若し其の間若干の疑義又は
不可解の點あるに於ては、吾等は時を擇ばず、人に拘らず直ちに進入
で其の證明所説の衝に起つを毫り厭はざるものなりとす。江湖談
者に於て、寧ろ冷靜なる態度と犀利なる觀察とに依り、能く眞實を甄
別し本件の眞相を直觀會得し、以て本會の主張に對し大忙徹底やら

るゝあらんことを切望して止まざるものなり。

斯民（大正十五年五月號）

◎ 郡役所廢止問題に就て

全國町村長會

本會に於て、自治行政の刷新振興を圖リ、以て地方の繁榮町村の發達を期せんとするに於て、先づ以て是が行政組織に一大革新を加ふるの急務なるを認むるの下に、其の現行郡役所制度は須く之を撤廢し、以て自治権限の擴張を圖ると共に、政務を簡捷ならしむるを以て第一義と爲すべきことを痛感するの結果、夙に右に關する主張を定め、是を天下に提唱宣傳し、多年其の實現達成促進に百方努力したるの改定しからずして、天下人心の赴く處、遂に今期議會を通じて、是が解決の機運に到達したるの一事は、本會會員一同の欣躍は勿論、方に國を舉げて大に祝福すべきことに屬すと謂つべきなり。只此上は、其の施行に關し善處の

三

方途に於て萬端算なきを期し、以て折角主張揚言せし主旨に副はしめんことに力めざるべからず。勿論爲政當局に於ても相當或算の存するあるべしと雖も、顧みて本會に於ても、其の自己の責任に鑑み切々思を致し、最善の方途を講じ、以て主張實行の衝に起つの覺悟を有すべきは、自明の理に屬すべきなり。本會會員諸氏に於ては、既に右に關し相當の自信と對策を抱有せらるゝあるは想像に難からずとせん、茲に本會に於て、其の最急要務と認むる事項を左に列舉し、以て聊か會員諸氏の參考に資せんとす。會員諸氏に於て細心の注意と最善の努力を盡されんことを切望して止まざるなり。

（一）全國町村長に於て

一 會員一同一層結束を鞏固にし、奮勵努力、以て本會本來の使命遂行の途に向つて邁進を期すること。

二 各種政務改善に關する調査研究の進行、自治行政の助成事業、進

んで本會會館の建設、機關雜誌の發行等を始め全國的聲威の下に、諸般の施設經營を企て、以て有終の美を濟すに力むること。

(三) 各會員(全國各町村長)に於て

一、各府縣郡に於ける町村長會の活動を圖ること。

二、自治権限の擴張に伴ひ、其の行使上に細心の注意を拂ふこと。

三、自治精神の養育の爲め、適當なる教育的施設を爲すこと。

四、町村の分合を行ひ、自治能力の充實を期すること。

五、吏員の訓練並に優遇の途を講じ能率の増進を圖ること。

六、常に事務の監督に注意し、就中會計事務に就ては、一層嚴正を期すること。

以上は單に其の主要點に關し指摘したるものに過ぎざるなり。若し夫れ町村長會の實際に當面したる各般の事項に關して仔細に考察せんか、其の多種多様な容易に概言し難しとせんも、就中往々にして陷り

易き弊害に關し試みに其の二三の事項を擧げんか、實に左の如きものあり。概て要言を盡せんとするものなり。

(一) 町村に於ける事業進歩上の注意

一、刻下の狀態に鑑み、不急事業の施設は當分乏を允合はすこと。

二、事業施設に際しては、其の調査を嚴密に行ひ、決して杜撰なる計畫を立てざること。

三、事業の性質善良にして公益増進の可能性ありと雖も、前後周囲の事情等を慎重査察を盡くし、其の實際の利害に鑑み、思利して着手すべく、遂に理想の上に於てのみの判断に頼らざるべきこと。

四、町村事業の施設は、固く町村民一致の諒解協力に依りて爲すべし、單に一部人士の主義、乃至一部關係者の行爲等に委すべからざること。

五、公營事業の企畫等に際しては、固く各地方に於ける實施の狀態等に鑑み、併せて、其の周圍の關係等を考慮し、慎重事に膺り、悔を後日

に昭さしめざるの用意あるべきこと。

(三) 事務處理上の注意

町村事務に關しては常に其の整理進捗を圖るべきは勿論なりと雖も、就中最大注意を要すべきは、會計事務にありとす。左記各項の如きは當さに戒心すべきことに屬すべし。

一、出納記帳の整理を怠りたる爲め、自ら會計の紊亂を招來する場合あり出納の都度必ず記帳を勵行すべきなり。

二、公金と私金とを混同取扱ふべからざるなり。

三、常に帳尻と現金との對照を勵行すべきなり。

四、責任者の決裁を経ずしては、一切取扱ふべからざるなり。

五、所屬年度の混淆、收支種類の紛雜、貸借關係の紊亂等、一切嚴密正確を期すべきなり。

六、町村長、町村會等に於て出納事務の監査に關しては、一實の情實を

酌量を加味せずして、定時又は臨時に眼光紙背に徹するの用意を以て徹底的に査閲を加ふべきなりとす。

七、取扱主任者の變更等に際しては、其の責任の分界を明確にすると共に引継の正確を期すべきなり。

八、金員、債券其他有價證券等の保管又は官公印、領收證、證憑書類、會計簿冊等の保管は、一層嚴密正確を期すべきなり。

九、町村有財産の管理經營等に關しても亦、如上各種の注意を要する付勿論なりとす。

新民（大正十五年七月號）

① 郡役所廢止と町村自治の振興

木村正義

一 郡役所廢止の主たる理由は、一方行政財政の整理と、他方地方自治尊重の目的を達せしむるに在らんも予は寧ろ時勢の然らしむる新傾向の一表現と観るを當れりと信ずる。社會生活の中心勢力は少數指導者より漸次多數民衆に推移しつつあり之を政治に付て謂へば、中央集權より地方分權に、官治行政より地方自治に、之を政黨に就て謂へば、總裁專制より幹部本位に、幹部本位より代議士本位に、代議士本位より選舉民本位に移りつゝある。郡役所の廢止は地方行政の民衆化であり、自治権擴張の要求である。元來自治は、本質的には不干渉無監督を理想とする。故

に大に自治權を擴張し、監督官吏を成るべく減少し、事務を簡捷ならしめて、而かも充分に自治行政の目的を達することを得ば、これ自治の理想に合致するものである。予は今回の郡役所廢止の實現は「理論」四分、「時勢」六分の然らしむるところを云ふを當れりと信ずる。

二 不干渉無監督にして、而かも町村が、國家行政組織の一部としての機能を十分に發揮するに至ることは町村自治の理想であり此の理想に近からしむることを忘れてはならぬが、理論上正しきもの、常に實際上正しきものとは云へぬ。今日、我が國町村自治の狀態は如何であらう。町村民や名譽職に、自治の精神が徹底して居るだらうか。果して郡役所の指導監督なくして、町村自治を完うし得るものは幾何であらうか。今回の郡役所廢止の實現を、理論四分、時勢六分と云ふ所以である。

四、今回の郡役所廢止と、曩の所謂普通選舉法の制定とは、寧ろ實際に先んじた理論の勝利である。理論が實際に先んじて制度を設けたときは、理論が實際に遅れたときと異りて、深甚の注意と準備とを要する。郡役所廢止が自治權の尊重であり、擴張であるならば、郡役所の廢止は地方官官制や地方制度の改正を以て能事畢せりとするには出來ない。然るに一度郡役所廢止に關する豫算案並に町村制改正の法律案議會を通過するや、恰かゝ万事解決したるが如く、之が運動並に論議の絶へたことは怪訝に堪へない。單に制度施設の形式を趁ふて、その實質運用の本体が閑却せられんとするは、國家の爲悲しまざるを得ぬ。

五、郡當局者が單に自治の妨害者たり、破壊者であつたとすれば、或は此の妨害者の除去のみで、他に何等の準備と必要としないかも知れぬが、一萬數千の町村の大部分は、郡長、郡書記等の

援助、指導、監督に依つて、其の自治の運用に幸したことは、否むことは出來ない。全國町村長會に於て牛耳を執れる町村長及其の町村には、郡長或は有害無益の機關と感ぜられたかも知れないが、大部分の町村に就ても亦同様なりと觀察することは出來ぬ。予は此等全國町村長會の幹部は、自己本位ではなく、全國町村の爲に、其の自治振興の爲に、郡役所廢止の善後措置を講ずるの責務あるものと信ずる。

六、郡役所廢止の善後措置として第一に必要とする準備は、町村役場の改善である。今回地方官官制の改正案を見ると、府縣廳に郡長（島司を含む）五百四十六人の半数二百七十三人の地方事務官を増員して國庫より約百万円を文牒し、又郡書記以下郡役所の事務に従事せる九千人余に代るべき属校手三千七百人以内と視學三百五十人以内を増員して地方費より約五百万円を文

増員とするもののやうであるが、寧ろ上（府縣廳）の増員より、下（役場）の増員が急務にあらざるか。論者は郡役所廢止に伴ひ府縣廳に於ける地方費の増加は、約五百万円前後にして、從來郡役所費としての地方費は千五十万円にして其の半額にも過ぎざるを以て、それだけ町村民の負担を輕減し、自然町村財政に餘裕を生じ、町村役場に優良なる吏員の招聘となり其の改善を促すに至らんと、予も本斯の如き結果の招来は切望に堪へざる所なりと雖も、自然に放任しては、到底一般的に此の結果を見ること至難なりと信ずる、監督官廳は町村に對して此の方針を指示し、全國町村長會は自發的に町村吏員の増員改善の計畫を樹立し、之が實現を期せんことを望むるのであつて、今回整理せられんとする二千三百有余人の郡役所吏員の大多數を、町村に採用せんことを望むのである。

斯民（昭和二年三月號）

◎ 郡役所廢止後に於ける町村の實情

琴 溪 生

郡役所廢止後の町村の状況に就ては何人も注意を拂ひつゝある問題である。自分は郡役所に多年勤務して廢止と同時に町村の行政に携りたるものであつて、最も能くこの間の消息を知つてゐるから、聊か卑見を述べて識者の教を乞はんとするものである。

一 町村吏員の指導に就て

先づ最初に私は郡役所廢止後町村吏員が頗る事務の上に於て非常に緊張味が漲つたことを喜ぶものである。今まで何事に於ても郡役所に頼りて居つたものが一度に廢止せられた結果、恰も親を失つた子供の如く、自分で解決して行かねばならぬ境遇になつた。廢止直後はかなり困つたものもあつた。然し之れが爲め町村が向上

發展する原動力となり、この難局を打破してゆく勇猛心が事務の上に好成績を顯はしてゐる。私共の郡に於ても數々町村聯合して財務議事の研究會を毎月開催してゐる。事務上の實際問題は勿論、最近改正せられたる諸法令についても熱心に研究計議しその盛なること想像以上である。列席せる府縣の属官が答辭に苦しむこと属々である。上司の方々は町村吏員のこの極めてよき氣分を善良に指導し助長して行つて貰ひたいものである。

二 町村吏員の優遇に就て

この緊張せる町村吏員を善良に指導して行くには先づ彼等の待遇問題を述ぶる必要がある。今我國に於ける町村吏員平均額は月額僅かに三十五圓といふことである。御家の如く町村事務の大半は國家の委任事務である。義務教育に携はる小學校教員の俸給に對して國家が補助する必要があるならば、國家の事務に携はる町村吏

員の俸給に對しても幾分國家が補助する義務あるものと私は確く信じてゐる。然るに小學校教員の待遇問題は職者の間に於て常に囁論せられてゐるにかゝらず、町村吏員の優遇問題は何等囁へられて居らないと云ふことは不可解に堪へない次第である。宜しく勅令を以て町村吏員の俸給平均額の制限制度を設くるのみならず、町村をして給與金、退職料、年功加俸、恩給等の制度を強いて施行せしめ、それに國家が幾分の補助をなすか如き、或は多年勤続者に對して國家が進んで官吏と同等に精神的優遇の途を開くことが自治制度の發達を促進する基因であり、又郡役所を廢止せる所以であるまいか。國家の堅實なる發達はその單位をなせる町村の堅實なる發達にまたねばならぬことは云ふまでもなく、何人も異論のないことである。然るに今日尚ほ是等の問題を等閑に附してゐるのは最下級の公吏を思はざるの甚しきものと云はなければならぬ。

重荷を負はしてそれに對する報酬を與へられ、如何にして優良なる町村吏員を得べきや、私は國家の爲め深憂に堪へないのである。

三、町村長の權限擴張について

町村制が改正せられ町村長の權限が多少擴張せられた。然し尚ほ不十分である。私は思ふに従來郡長の權限に屬して居ったものを總て町村長に移管し、尚ほ知事の權限に屬する簡易のものをも郡役所廢止と同時に町村長に移管してほしかつたのであつた。斯くすることによりて郡役所廢止の眞の意義が徹底するものと私は信じてゐる。町村長をして活躍せしむるには重大なる責任を負はすことである。自治制度の發達を促進せしむるには町村長をして重荷を負はすことである。今日普通選挙が施かれ、尚且つ府縣の知事さへ公選説を囁へてゐる時代である。然るに町村費で小學校を建設するさへも知事の認可を受けねばならぬ現状では、どうして自治の發達が企圖

せられやう。心細い次第である。

四、事務の統一と諸団体の指導

郡役所廢止後府縣が直接町村を指導するに當りて、郡役所時代に比して統一を缺いてゐる実が多々あることを私は遺憾に思つてゐる。これは郡役所が一つの事務室に於て各課が連絡せられて居つたに反し、府縣廳が各課室を異にし何等これを統一することなく連絡が充分でない、又事務に於ても各分組せられて一事務に精通するが他の事務は全くわからなひと云ふ缺欠がある爲でなからうか。なかに
は町村の指導監督について生半引といはるゝものもあるが、これは少數で多くのものが斯くの如き弊がある。例をあげていへば、府縣税の賦課について詳細に説明する人があるが、その町村の附加税に就て何等研究して居らなひと云ふが如き、又府縣税の徴收について精通してゐるものがその賦課についてあまり調べて居らなひと云ふ

が如き、或は甲の課に於て指示したことを乙の課に於て壞すか如き、或は町村の豫算を顧みずして教員の増俸をなすが如き多々見受けるのである。故に私は府縣に於て町村の指導監督上事務を統轄する一課を設けられんことを切望するものである。

郡役所廢止の結果各種の団体が郡役所の空家に割據してゐる。これ等の団体は研究機關である町村長會、自治行政講究會、修養機關である青年團、處女會、指導奨励機關である教育會、農會、在郷軍人分會等である。是等の団体をして能くその目的を達成せしめ發達せしむるは、其の監督の体にある。府縣であらねばならぬ。是等の団体は郡役所廢止後其の過渡期に墜し自己の目的を忘れたるかの如き行動あるのは遺憾である。例へば在郷軍人分會長が何等監督の権限なき小學校長に通牒を發したり、自治行政講究會支部長が町村長に命令を發したり、青年團、處女會長が町村長を招集したり、するの

滑稽を演じてゐる。今は過渡期として怒すべきも、將來深く考へなければ由々しき悶所を惹起するかも知れぬ。これ等の團體としてその目的に向つて奮起せなければならぬことを切に望むのである。

郡制施行以前二郡區以上三藩リ一郡長ヲ置キタルモノノ調

一郡長 管轄 郡區 名

東京府

◎ 東多摩、南豊島

豊多摩

同上郡廢合
後ノ郡名

京都府

◎ 紀伊兼宇治、長久世

◎ 相樂兼綴喜

◎ 愛宕兼葛野、乙訓

◎ 南桑田兼北桑田

◎ 中兼竹野、熊野

大阪府

◎ 丹北、河内、高安、若江、大縣、澁川

◎ 島上、島下

◎ 茨田、支那、讃良

◎ 豊島、能勢

◎ 石川、八上、古市、丹南、安堵部、錦部、志紀

◎ 東成、住吉

中奈良縣

◎ 大住、洵綾

兵庫縣

◎ 飾東、飾西

中河内

三島

北河内

豊能

南河内

東成

中郡

飾磨

① 神束、神西	② 武庫、菟原	③ 七美、二方	④ 出石、 氣多	⑤ 城崎、美合	⑥ 加古、 加南	⑦ 加東、 加西	⑧ 養父、 朝来	⑨ 新西、 揖東	⑩ 長崎、 縣	⑪ 長崎、 縣	⑫ 壹岐、 石田
.....											
神崎	武庫	美方	城崎					揖保			壹岐

① 新島、 兼古志	② 中魚沼、 兼北魚沼	③ 難木、 加茂、羽茂
.....		
		伍茂

① 入間、 高瀬	② 兒玉、 賀美、那珂	③ 比企、 横見	④ 比葛、 飾、中葛	⑤ 比足立、 新座	⑥ 大里、 幡羅、榛澤、男衾
.....					
入間		比企	比葛飾	比足立	大里

群馬縣

◎ 西群馬、片岡
 ◎ 綠野、多胡、南甘樂
 ◎ 東群馬、南勢多
 ◎ 利根、北勢多

群馬
多野
勢多
利根

千葉縣

◎ 千葉、市原
 ◎ 安房、平朝夷、長狹
 ◎ 望陀、周准、天羽
 ◎ 海上、匝瑳
 ◎ 南相馬、下道生、印旛
 ◎ 長柄、上植生

安房
津
印旛
長生

◎ 山邊、武射

山武

茨城縣

◎ 信太、河内
 ◎ 豊田、結城、岡田
 ◎ 猿島、西葛飾

猶敷
結城
猿島

栃木縣

◎ 足利、梁田
 ◎ 下都賀、安蘇

足利

奈良縣

① 添上、山邊、廣願、添下、平井
② 高市、葛下、葛上、忍海
③ 宇陀、式上、式下、十市
④ 宇智、吉野

三重縣

① 阿拜、山田、名張、伊賀
② 三重、朝明
③ 安濃、金藤、河田
④ 多氣、飯高、飯野
⑤ 桑名、員辨
⑥ 各志、英良

安知縣

① 海東、海西
② 南設樂、八名
③ 丹羽、桑名
④ 北設樂、東加茂

靜岡縣

① 志太、益津
② 田方、君澤
③ 賀茂、那賀
④ 有波、安倍
⑤ 佐野、成東
⑥ 豐田、山名、磐田

生駒

北葛城

南葛城

磯城

名賀

三重

阿藝

飯南

志摩

志太

田方

賀茂

安倍

小笠

磐田

◎ 長上、敦知、濱名
 ◎ 引佐、鹿王
 濱名
 引佐

山梨縣

◎ 西八代兼南巨摩
 ◎ 北都留、南都留
 ◎ 中巨摩、西山梨

滋賀縣

◎ 坂田、東淺井
 ◎ 栗太、野洲
 ◎ 神崎、愛知
 ◎ 伊香、西淺井
 伊香

岐阜縣

◎ 大師、益田、吉成
 ◎ 大野、池田
 ◎ 厚見、各務、方縣
 ◎ 羽栗、中島
 ◎ 本巢、席田
 ◎ 多藝、上石津
 ◎ 海西、下石津
 掛
 稲
 羽
 本
 養
 海

長野縣

◎ 南安曇兼北安曇
 ◎ 更級兼埴科

宮城縣

- ◎ 仙台區兼宮城
- ◎ 柴田、刈田
- ◎ 志田、玉造
- ◎ 伊具、豆理
- ◎ 黒川、加美

福島縣

- ◎ 安積兼田村
 - ◎ 行方、宇多
 - ◎ 菊多、磐前、磐城
 - ◎ 楢葉、探葉
- 相馬
石城
雙葉

岩手縣

- ◎ 西磐井、東磐井
 - ◎ 稗貫、東和賀、西和賀
 - ◎ 南閉伊、中閉伊、北閉伊
 - ◎ 南九戸、北九戸
 - ◎ 膳澤、江刺
 - ◎ 西閉伊、東閉伊
 - ◎ 柴波、南岩手、北岩手
- 和賀
下閉伊
九戸
上閉伊
岩手

青森縣

- ◎ 中津輕兼南津輕
- ◎ 北津輕兼西津輕

山形縣

◎ 西置賜兼南置賜

秋田縣

◎ 南秋田兼河邊

福井縣

◎ 南條、今立

◎ 足羽、吉田

石川縣

◎ ナ、レ

富山縣

◎ ナ、レ

鳥取縣

◎ 邑美、法美、岩井

◎ 汗入、倉見

◎ 河村、久米、八橋

◎ 高草、氣多

◎ 八束、八上、智頭

島根縣

◎ 周吉、鹽地、海士、知夫

◎ 出雲、摘縫、神門

岩美

西伯

東伯

氣高

八頭

簸川

① 通摩、安濃
 ② 島根、秋鹿
 ③ 仁多、大原、意字
 八束

岡山縣

① 赤阪、磐梨
 ② 川上、上房
 ③ 真島、大庭
 ④ 勝南、勝北
 ⑤ 久米北條、久米南條
 ⑥ 都宇、窪屋
 ⑦ 阿賀、哲多
 ⑧ 西條、西北條、東南條、東北條

⑨ 吉野、美田
 ⑩ 邑久、上道

廣島縣

① 沼隈、深津、安那
 ② 御調、世羅
 ③ 奴可、三上、惠蘇
 ④ 神石、甲奴、芦田、品治
 ⑤ 山縣、沼田、高宮
 ⑥ 三次、三怒
 比婆 安佐 品 安 雙三

山口縣

① 阿武、見島
 阿武

歌山縣

- ◎ 名草、海部
- ◎ 有田、兼日高

海草

徳島縣

- ◎ 名東、勝浦
- ◎ 阿波、麻植

香川縣

- ◎ 三木、大内、寒川
- ◎ 香川、山田
- ◎ 阿野、鷺足
- ◎ 那珂、多度

大川、木田、緩教、仲多度

三野、豊田

三豊

愛媛縣

- ◎ 新居、周布、桑村
- ◎ 越智、野間
- ◎ 風早、和氣、温泉、久米
- ◎ 下浮穴、伊豫

周桑、越智、温泉、伊豫

高知縣

- ◎ 高岡、兼吾川

大分縣

◎ 南海部兼北海部

福岡縣

◎ 福岡華 那河、御堂、席田

◎ 三端兼 上妻、下妻

◎ 櫛屋兼宗像

◎ 山門兼三池

◎ 京都、仲津兼 筑城、上毛

◎ 鞍手兼 嘉麻、徳茂

◎ 御井、御原、山本

◎ 早良、怡土、志摩

◎ 上座、下座、彦須

◎ 生葉、竹野

佐賀縣

◎ 基肄、養父、三根

熊本縣

◎ 山鹿、山本

菊池、合志

◎ 宇土、飽田、託摩

◎ 上益城、下益城

◎ 八代、葦北

宮崎縣

筑紫
八女

京都
筑上
嘉穂
三井
糸島
朝倉

生葉

三養基

鹿本
菊池
飽託

◎ 官崎、北那珂

鹿児島縣

◎ 鹿兒島、谿山、北大隅	鹿兒島
◎ 給黎、檳榔、頭姓、川邊	川邊
◎ 肝屬、南大隅	肝屬
◎ 始良、桑原、西端	始良
◎ 東端、南諸嶺	端
◎ 日置、阿多	日置
◎ 北伊佐、菱刈	伊佐
◎ 高城、南伊佐、薩摩、飯島	薩摩
◎ 熊毛、取謨	熊毛

中 經 縣

◎ ナレ

備考

本表ハ明治二十年頃以降郡制施行ニ至ル迄ノ間ニ於ケル實情ニ付調査
シタルモノナリ

日 月 付 受 及 號 局 管 生

地發甲第一号

榮 起

昭和
五
年
七
月
十
日

施行

月

B

主任

地方局長

行政課

內務事務官

年 月 日

地方官長

北海通廉長官
各府知事

調査上必要有之候ニ付テハ貴管

規 格 115

裏面あり

日
第 第
受 受
月 月
日 日

内ニ於テ交通其ノ地住民生活ノ實
情上郡ノ境界ニ涉リ其ノ所
屬ヲ變更スルヲ適當トシ
有之候ハ左記事便ニ付折返シ海
回報相成系

返テ談當ナキトキハ其ノ旨海報告
相成系為念申添候

記
（通事）
（地域）

一、變更ヲ要スル箇所及範圍（因係
町村名及其ノ現在所屬郡名並ニ變更ヲ
適當トスル郡名等）
二、因係郡ノ事情概要及因係町村ノ人
口戸数、生業ノ状況等

裏面白紙

三、境界変更より要スル事情具體的詳細
四、境界変更より起リ衆議院議員選挙区
縣會議員選挙区、議員配當其地及
ボス影響
其、關係、区域、地形、道路交通、狀態、小変更
更に、或リ知ルニ及ル圖面
六、其、他参考トナルノ事、例（關係住民、意向等）

地第二六二五號

昭和十四年九月七日

官
城
縣
知



内務省地方局長 殿

郡ノ境界ニ關スル件回答

七月十七日地發甲第一二二號ヲ以テ照會相成候標記ノ件左記ノ通ニ有
之候



宮
城
縣

裏面白紙

日本標準規格F5 (182 x 257mm)

裏面白紙

宮城縣

一 変更ノ適當トスル地域

関係町村名
本吉郡十三浜村
本吉郡及桃生郡

二 関係郡ノ事情概要又関係町村ノ人口戸数生業ノ状態等

桃生郡ハ一町十八ヶ村本吉郡ハ三町十四ヶ村ヨリ成リ共ニ北
東部ニ在リ地勢産業ノ状態人情風俗等畧同様
ニシテ関係町村タル十三浜村ハ本吉郡ノ最南端ニ位シ西
ハ桃生郡橋浦村ニ接シ北ハ山岳相連リテ本吉郡ノ倉村
ニ堺シ南ハ追波湾ニ面シ地勢概ネ急峻一帯ハ農漁村ト
シテ適地ナリ漁業ハ鮑採捕漁業ノ盛ニテ農
産物ノ重ナルモノハ米麥大豆等ナルモ耕地僅少ナル為隣村桃
生郡大川村及同郡橋浦村等ニ約四十九丁歩ノ田ヲ有シ耕作

裏面白紙

宮城縣

シ居ニ秩態ニシテ主要生産物ノ收穫高ヲ示セハ左ノ如シ									
漁家		農家		林家		商家		工家	
一〇		二九五		一		三〇		一五	
計		計		計		計		計	
五二〇		二九五		一		三〇		一五	
村名		總人口		男		女		計	
十三次村		三八九六		一四三		一四三		三八九六	
計		計		計		計		計	
三八九六		三八九六		三八九六		三八九六		三八九六	
産業ノ状況									
田		畑		山林		原野		計	
五一町二三		一九二町九二		七六町八五		六町一		一〇一町一	
計		計		計		計		計	
一三三		一三三		一三三		一三三		一三三	
生産物ノ数量及金額									
種類		数量		金額		種類		数量	
米		一三四三石		一三四三石		米		一三四三石	

裏面白紙

宮城縣

麥	大豆	食料農作物	園藝農作物	桑葉	繭	畜産	林産	水産
一三九五石	四九四	七九四	七四九	六九七	七三八	四三三	二七四	三四九
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(ホ) 人情風俗

本村ハ本縣ノ東北郡本吉郡ノ南端ニ位シ東部一帯ハ大平洋ニ面シ背ハ牡鹿郡山脉ヲ負ヒ南ハ桃生郡大川村橋浦村西ハ本吉郡横山村北部ハ同郡ノ倉村ニ境シ海岸ニ沿ヒ十三

小部落ヨリ成リ地勢概ネ平坦ニシテ桃庄、牡鹿、両郡ニ隣接シテ關係上各町村共一團地ヲ形成シ住民ノ産業狀態又人情風俗庄計ノ程度稍同様ナリ

交通

桃庄郡ノ文化ノ中心タル飯野川ニハ僅カニ二村セ、牡鹿郡方面ノ文化ノ中心タル石巻市迄ハ三六村ニ汽車ノ乘降地タル桃庄郡、鹿又駅ニハ二九村ハ、ニシテ何レモ道路且交通機關頗ル便宜ナリ然ルニ本村ヲ管轄スル稅務署、警務署ハ本吉郡志津川町ニ於テ行ハルカ通例郡單位ノ諸會合ハ大部分同町ニ於テ行ハルカ通例ナルモ同町迄ハ五ニ村セ、順路ニニセ、ナルモ大盤楯大ニ二峠アリテ殆ト通行不能、アリテ桃庄郡、飯野川町ニ至ルヨリハ遙ニ不便ナルミナラス經濟上ノ影響甚

大ナヲ以テ同村トシテハ桃生郡ニ編入セラレコトヲ切望シ
居レド、

三、行政區劃變更ヲ必要トスル具體的事實

一、教育關係ニテ郡單位ノ研究會等ヲ開催スルトキハ總テ
志津川町若ハ街金村氣仙沼町ニ於テ行ハルヲ通例トス
故ニ他町村ハ一日ニテ歸村スルモ本村ノハ三日ヲ要シ從
テ旅費支給上ニ於ケル村ノ經濟ハ勿論教育上ニ及ボス
影響甚大ナリ

二、警察署ハ前述ノ通志津川町ニアルヲ以テ應石軍人ト
召集令狀ノヤキモ他町村ハ午前中ニ送達ヲ受ケ
處理スルニ本村ハ前述ノ通志津川町飯野川町ヲ經由
スル關係上到達ガ遲シ處理敏捷ヲ缺ク處アリ尚
徴査検査等モ飯野川町ニテ受クヨリハ甚ダ不便ニ

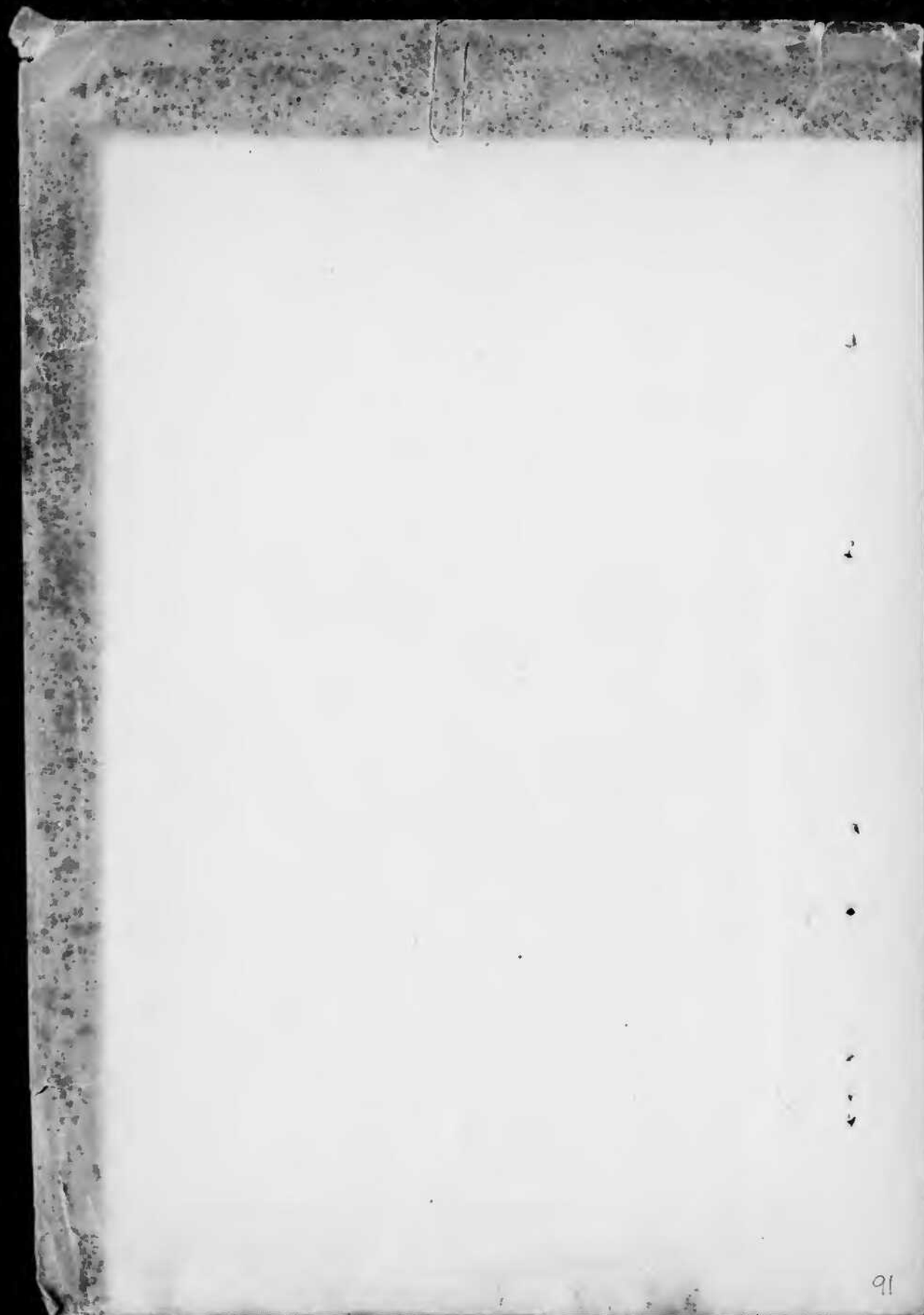
裏面白紙

宮城縣

	シテ振費、又給等ニ於テモ村終極ニ及ボス影響大ナリ
3.	縣會衆議院議員選挙共ニ会場ヲ志津川町ニ設置スル 關係上投票函ヲ送致スニ際シ午後一時投票終了書 類作成後出發スル通例トスルモ嶮阻ナル大盤峠ヲ控 ヘ夜間取込場合危険ノ虞アルヲ以テ已ケラ得ズタ クシーヲ利用シ飯野川町經由迂廻シテ開票所へ到 ルヲ以テ他町村ニ比シ一日ツゞ多クノ日数ヲ要ス次第ナリ
四	関係地ニ到ル料程
十三段村	本吉郡志津川町
" "	二 _三 七〇 順路(峠ニテ常ニ通行ス)
" "	五 _三 七〇 飯野川町經由
" "	四 _六 二〇 順路
" "	一 _九 一一〇 同
" "	五 _九 六七〇 同
登米郡佐田町	

裏面白紙

90



東京市麴町區外櫻田町一番地

内務省

電話番號
*局外通
*私設交換機
代表
銀座(57)五、六三一(10)
銀座(57)五、六二一(10)
銀座(57)五、六一一(10)

宮城縣管内圖



封筒在中物



飛 燕 子

之分爲十二尺幅



例						凡								
少	示	之				乃								
馬定港棚	順德 京	龍溪 海	河川	山岳	氣通	羅定府城	市後街	型道	祐安所屬五	羽忠道	同打道	縣道	縣道	國道

表 線 路 道 縣 府 國

[illegible]

裏面白紙

十四地第三七九號

昭和十四年八月二十五日

14.8.29

内務省地方局長殿

神奈川縣知事

郡ノ境界ニ關スル件

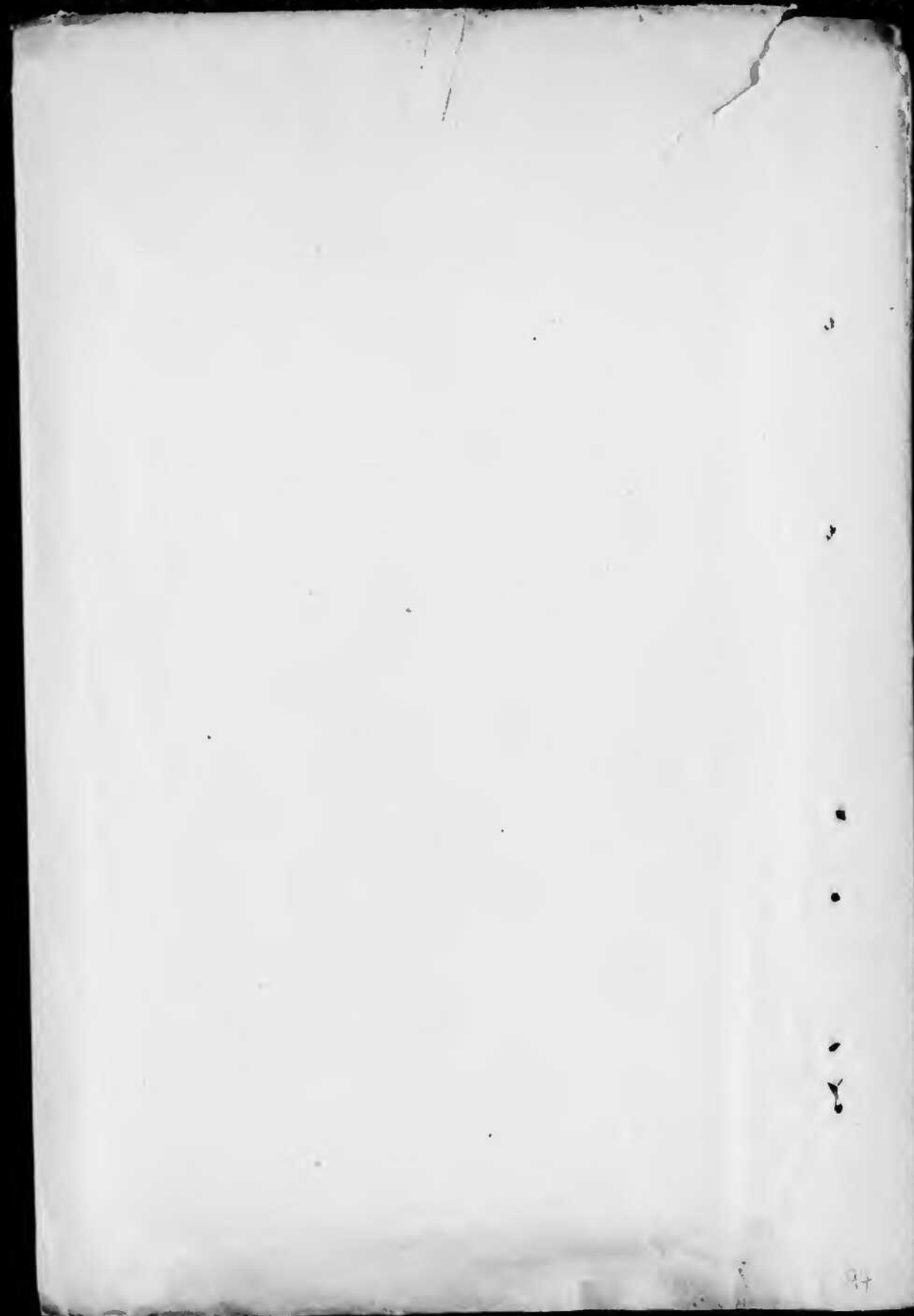
七月十七日地發甲第一二號照會標記ノ件該當事項無之右及回答候追テ本縣ニ於テハ他府縣界ニ亘リ左ノ如キ事例有之參考迄記述候雖可然御配慮相成度申添候

記

神奈川縣廳

一、川崎市ノ内昭和十四年四月一日全市ニ合併シタル元都筑郡柿生村岡上村組合ノ區域ニ於テ東京府南多摩郡ノ地域ガ本縣ニ飛地ノ如ク突入シ僅ニ接續スル區域アリ之ヲ本縣ニ編入スル等適當ニ整理スルコト（圖面參照）

二、靜岡縣熱海市ノ内足柄下郡湯河原町ト相對スル區域アリ溫泉地トシテ人情風俗等住民ノ生活狀態ハ湯河原町ト異ナルコト全クナク交通ハ全町方面ヲ唯一ノ出口トシ住民亦相州湯河原ト呼稱シツツアリ而モ地勢ハ熱海側ニ大ナル山脈ヲ負ヒ交通不便ナリ之ヲ本縣ニ編入スル等現實ニ依リ整理スルコト



東京市麴町區外櫻田町一番地

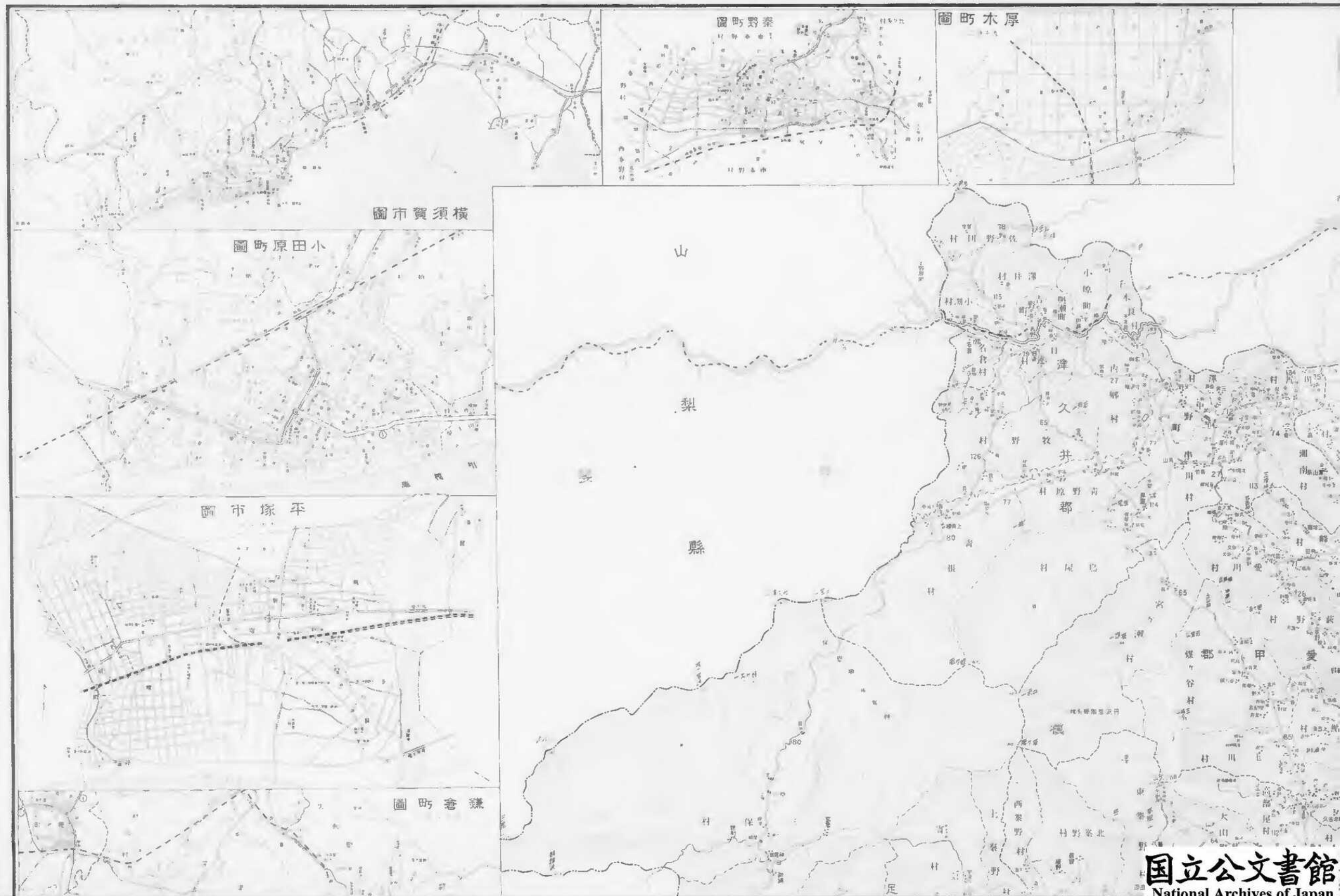
内務省

電話番號

×局課ニ通
私設交換機

代表

銀座(57)五、六三一(10)	銀座(57)五、六二一(10)	銀座(57)五、六一一(10)
-----------------	-----------------	-----------------



水厚

神奈川縣管内圖

東京府

東京市



蓮著町圖

橫濱市圖

川崎市圖

(昭和十一年六月東京市役所委託 地乙第一四四號許可) 昭和十一年六月 神奈川縣調製

六万分之一

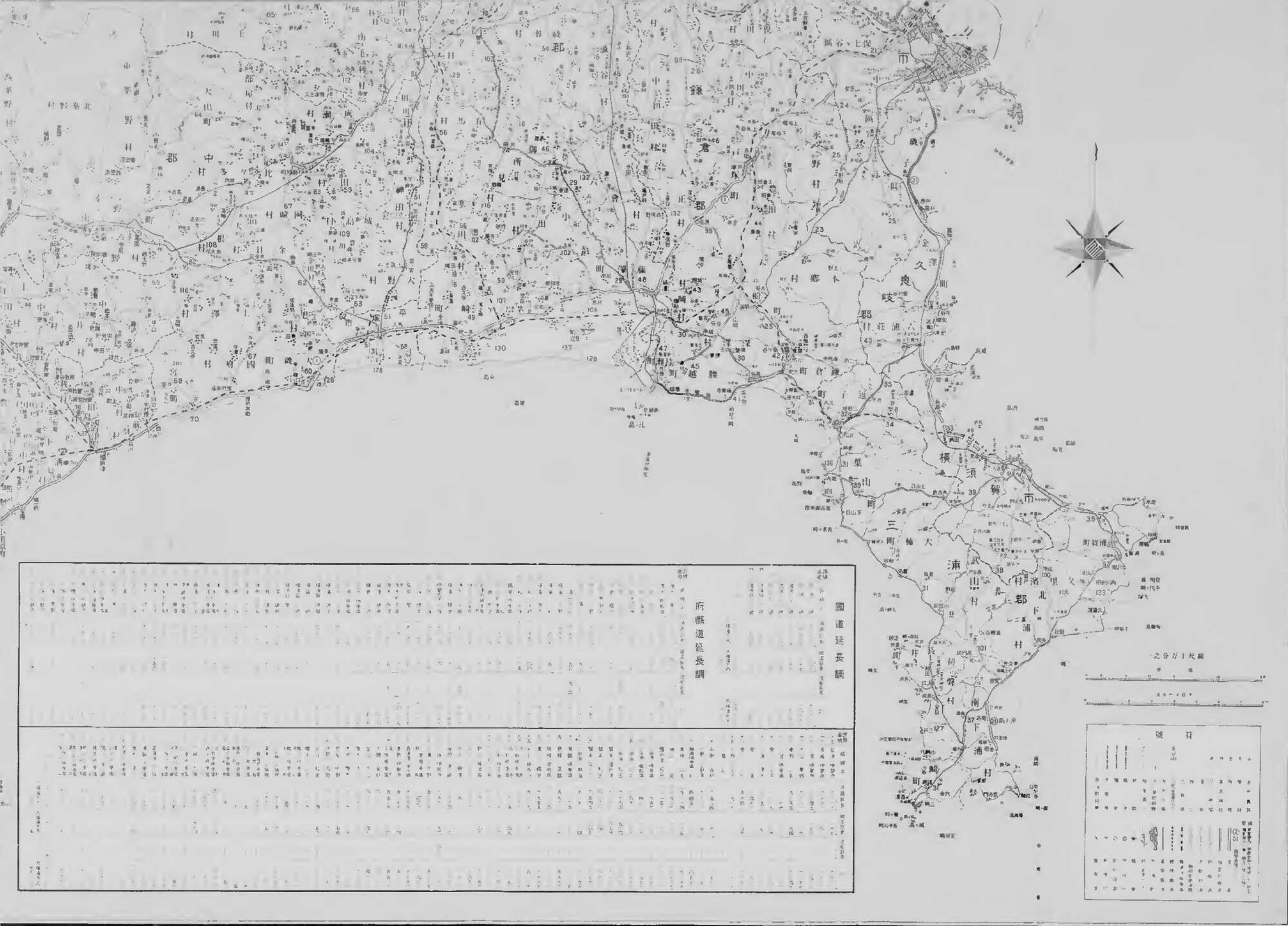
神奈川縣調製

靜

岡

縣

足柄下郡



裏面白紙

收地第八三〇號

昭和十四年九月十三日

石川縣知事

內務省地方局長殿

郡ノ境界ニ關スル件

本年七月十七日地裁甲第一二號ヲ以テ御照會ノ標記ノ件左記ノ通及回答候也

記

一、變更ヲ適當トスル地域

能美郡白峰村、尾口村、鳥越村及川北村ノ區域ヲ石川郡ニ變更スルコト

二、關係郡ノ事情概要及關係町村ノ人口、戸數、生業ノ狀態等

能美郡地勢ハ東南ハ高山連リ土地高峻ニシテ西北ニ及ブニ從ヒ次第ニ土

地低下シ平野開ケリ石川郡ハ能美郡ノ北東ニ接續シテ地勢大體類似シ兩郡共山間部町村ノ住民生業ハ薪炭業、農業、養蠶業等ヲ以テ主生業トセリ而シテ右二郡ハ本縣第一ノ長流手取川（水源ハ岐阜縣飛驒トノ境ニ聳ユル白山「標高二、七〇二米」ニ發ス）沿岸ヲ大體ノ境界トシ面積能美郡八七一、九八方杆石川郡五三九、五三方杆ナリ

關係町村ノ人口、戸數、生業ノ狀態等左ノ如シ

區別	能美郡白峰村	能美郡尾口村	能美郡鳥越村	能美郡川北村
人口	三、五五〇人	二、〇九六	四、六四八	四、六四八
昭和十年國勢調査	二、七八四	二、〇三五	四、八六五	四、八六五
昭和十三年末	二、七八四	二、〇三五	四、八六五	四、八六五
戸數	六六二	四〇九	一一一	九二三
昭和十年國勢調査	六六二	四〇九	一一一	九二三
昭和十三年末	五七〇	三七一	一〇三八	八一〇
生業ノ狀態等	山岳重疊タル山野ノ間ニ介在スル村柄トシテ林產物ヲ	白峰村ヨリ下流ニ位スル山村ニシテ林產ヲ第一トシ農	村內ニ鑛山アリ（製練所ハ隣接西尾村ニ在ルモノ）鑛	本村ハ手取川ノ平野地ニ流入スル地點ヨリ下流沿岸ヲ占ムル

生業ノ	狀態等
王座トシ、工産物農産物之ニ亞グ而シテ林産ノ主ナルモノハ木炭、用材工産ノ主ナルモノハ生絲製絲、絹麻織工業ナリ	產、工産之ニ亞グ林産ノ主ナルモノハ木炭ノ用材、農産物ハ米ヲ第一トシ稗之ニ亞グ養蠶ハ振ハズ工産ハ櫛笠ノ特産海内ニ聞エアリ字深瀬ハ全部落之ニ從事スルモノニシテ重要ナル生業ノ一部ヲ爲セリ
農産物ハ稗、米、馬鈴薯、大根等ヲ主トシ尙養蠶ハ本村ノ重要ナル副業ナリ	村内ニ水力發電所アリ之ヨリ生スル營業收益然稅附加稅ニ多額ノ村稅財源ヲ爲ス其ノ他白峰村ト住民ノ生活
冬季間ハ積雪ノ爲交通全ク杜絶シ毎年降雪季前ニ冬籠リノ食糧ヲ五ヶ月分仕入レスルヲ例トス	產額ハ村内生産ノ王座ヲ占ムルモ之ハ一會社ノ經營スル所ニシテ住民中從業者少數ニシテ村民生活ニ及ボス所淺少ナリ
	一般住民生産物ノ主ナルモノニ農産物ノ米、ソバ、麥甘薯及特用農産物トシテ葉煙草アリ
	林産ハ木炭用材ヲ主トシ製紙材ノ特産アリ一部相瀧紙ノ製造行ハ
	村内ニ部落數多ク學校又五校ニ分ル
	狹長ナル地域ニシテ農産ヲ第一トシ米作ヲ主トス
	次ニ羽二重及平絹織ノ工産ニシテ和紙ノ製造モ行ハルルモ大體ニ於テ平坦地
	農村トシテ住民ハ農耕ヲ以テ本業トシ上記三ヶ村トハ頗ヲ異
	生活程度亦上記三ヶ村ヨリ高ク民度啓ケ

本村民ハ稗食ヲ主食トシ米食ハ上流階級ノ爲ス所トセリ	狀態克ク近似セリ	住民生活程度尾口村ニ近シ
---------------------------	----------	--------------

三、境界變更ヲ適當トスル事情
白峰、尾口、鳥越ノ三ヶ村ガ初メテ能美郡ニ屬シタル當時ハ手取川峽谷ニ於テハ現在ノ如キ道路ノ整備行ハレズ自動車ノ便ナカリシト又鐵道ノ開通モナク從テ南方石川郡鶴來町トノ交通極メテ不便ナリシヲ以テ概ネ步行又ハ馬背ニ依ル西方小松町トノ交通ハ南方鶴來町トノ夫レト甲乙ナカリシガ今ヤ道路ノ完備ニ依ル自動車運輸ノ便ト鶴來町ヨリ尾口村迄鐵道ノ開通セントニ依リ交通路ハ凡テ石川郡へ出ヅルコトトナリ之ガ關係ハ經濟取引ノ上ニ密接ニ現ハレ三ヶ村へノ物資集散ハ鶴來町ヲ門戶トシテ行ハルルニ至リタリ而シテ右ノ地理的的交通的關係ハ各種行政事務區劃ニモ反映シ現在白峰、尾口、鳥越ノ三ヶ村ハ鶴來警察署管轄ニ屬スル

ノ外縣土木行政及縣稅事務ノ指導監督ハ石川郡ニ併セテ金澤土木及稅務出張所ノ所轄ニ屬シ地方別會合ハ石川郡鶴來町方面ニ集合セシメツツアリテ唯郡單位ノ會合ノミ所屬能美郡ノ中心地小松町ニ集合セシメ居ルモノナルガ斯ノ如ク地理的ニ又交通、經濟上ニ事情ヲ異ニスル能美郡ニ屬スルコトハ著シキ不便ヲ感ジツツアルモノナリ

川北村ハ手取川ノ北岸ニ沿フ東西九、三八軒南北一、三九軒ノ平坦地ニシテ南ハ手取川ヲ距テ能美郡山上村、久常、吉田、湊ノ各村ニ接續スレドモ之等ニ通ズル道路ハ二線ニ過ギズ一方石川郡ニ接續スル北方ハ鶴來町及藏山、館畑、山島、石川ノ諸村並ニ美川町ニ接シ道路ハ之等ニ數線ヲ通シ交通路ハ石川郡ニ出ヅルヲ尤モ利便トス而シテ警察管區ハ石川郡松任警察署ニ屬シ裁判所管區ハ石川郡ト共ニ金澤區裁判所ニ屬スルモ郡ヲ區域トスル諸會合ハ前記三ヶ村ト共ニ能美郡ニ屬スル爲小松町ニ集合セシメラルモノ平素ノ産業經濟等ニ緊密ナル聯繫ヲ保ツ石川郡ニ集合スルコトヲ熱心ニ希望シ居ルノ實情ニ在ルモノニシ

テ以上關係四ヶ村長ノ外石川郡鶴來町、吉野谷村、河内村、藏山村、館畑村ノ各町村長連署ヲ以テ能美郡白峰村、尾口村、鳥越村及川北村ヲ石川郡ノ所屬ニ變更方陳情アルモノナリ

四、境界變更ニ依リ衆議院議員選舉區ノ關係及縣會議員選舉區ノ議員配當其ノ他此等選舉ニ及ボス影響

(1) 衆議院議員選舉區ノ關係

能美郡及石川郡ハ共ニ同一選舉區内ナルヲ以テ之ガ選舉ニ及ボス影響ナシ

(2) 縣會議員選舉區ノ議員配當其ノ他此等ノ選舉ニ及ボス影響

前述ノ四ヶ村ヲ石川郡ニ屬セシムルモ現在ノ能美郡縣會議員配當數(四人)及石川郡縣會議員配當數(三人)ニハ影響ナシ

五、關係郡ノ圖面

別紙志部添付ス

六、其ノ他參考トナルベキ事項

本件郡境界變更問題ニ關シテハ一般ニ管下全町村長ニ對シ意見回答方
照會ヲ發シタルトコロ前記四ヶ村長ハ石川郡鶴來町外五ヶ村長（境界
變更方陳情町村）ト合同協議研究ノ上今回本件境界變更アリタキ旨具
陳シ來リタルモノニシテ關係住民ハ同様本件ノ實現方ヲ年來ノ希望ト
シタルモノニシテ右ノ次第ハ本縣下新聞紙上ニモ報導セラレタルガ
他ヨリ反對陳情モナカリシモノナリ

石川縣



裏面白紙



012345678910

地收第四、二一六號

昭和十四年八月四日

山梨縣知事 土居 章

平

内務省 地方局長 殿

郡ノ境界ニ關スル件回答

七月十七日地發甲第一二號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件左記之
通ニ有之候

記

一、變更ヲ適當トスル地域（關係町村名及其ノ現在所屬郡名並ニ
變更ヲ適當トスベキ郡名等）

山梨縣

トクサ

I、關係町村名 日影村、田野村、木賊村

2、現在所屬郡名 東八代郡

3、變更ヲ適當トスベキ郡名 東山梨郡

ニ關係郡ノ事情概要及關係町村ノ人口、戸數生業ノ狀態等

I、關係郡ノ事情概要 東八代郡及東山梨郡ハ共ニ本縣ノ中
央部ニ在リテ交通機關發達シ住民ハ専ラ農耕及養蠶ヲ主
業トス就中兩郡ノ一部ハ甲州葡萄ノ名產地トシテ知ラレ
人情風俗異ル所ナシ

2、關係町村ノ人口、戸數、生業ノ狀態

町村名	人口	戸數	生業ノ狀態
日影村	二八七	七九	耕地面積三十六町歩ニシテ住民ハ農耕及養蠶ヲ業ト スルモ木炭製造ヲ主業トスル者多シ
田野村	二四四	五五	耕地面積十四町歩ニ過キス住民ハ木炭製造其ノ他山 稼ヲ主業トス
木賊村	一二六	二一	耕地面積十町歩ニ過キス住民ハ専ラ山稼ヲ主業トス

境界變更ヲ適當トスル事情具體的詳細

右三ヶ村中田野、木賊ノ二ヶ村ハ東山梨郡町村ノ間ニ存在スル
東八代郡ノ飛地ニシテ他ノ東八代郡町村トハ其ノ距離甚シク交
通其ノ他各般ノ事情ヨリ考察スルトキハ兩村ヲ東山梨郡ニ所屬替
ヲ爲スヲ妥當ト認ムルモ此ノ兩村ハ極メテ少村ニシテ單村トシ
テ機能不充分ナルニ依リ現在既ニ東八代郡所屬町村中尤モ近接
セル日影村ト一郡事務組合ヲ組織シ役場、教育、衛生、勸業、
土木等ノ事務ヲ共同處理シツツアリ隨テ日影村モ共ニ東山梨郡
所屬トシ所屬變更ヲ爲スヲ適當トナス、猶本件成就ノ曉ハ隣接
東山梨郡鶴瀬村、初鹿野村ヲモ加ヘ五ヶ村ヲ合併シ一村ト爲ス
ヲ最モ適當ト認メラル

境界變更ニ依リ衆議院議員選舉區ノ關係及縣會議員選舉區ノ議
員配當其ノ他此等選舉ニ及ボス影響

本縣衆議院議員選舉區ハ一縣一區ナルヲ以テ別ニ影響ナキモ縣

山梨縣

會議員選舉區ノ配當議員數ハ現在兩郡共三名ナルモ右三ヶ村ヲ
東山梨郡所屬ト爲ストキハ東八代郡選舉區ハ配當議員數二名ニ
減ズルモノト豫想セラレ隨テ選舉ニ及ボス影響亦大ナルモノア
リト認メラル

關係郡ノ區域、地形、通路交通ノ狀態及變更區域ヲ知ルニ足ル
圖面別紙添付ス

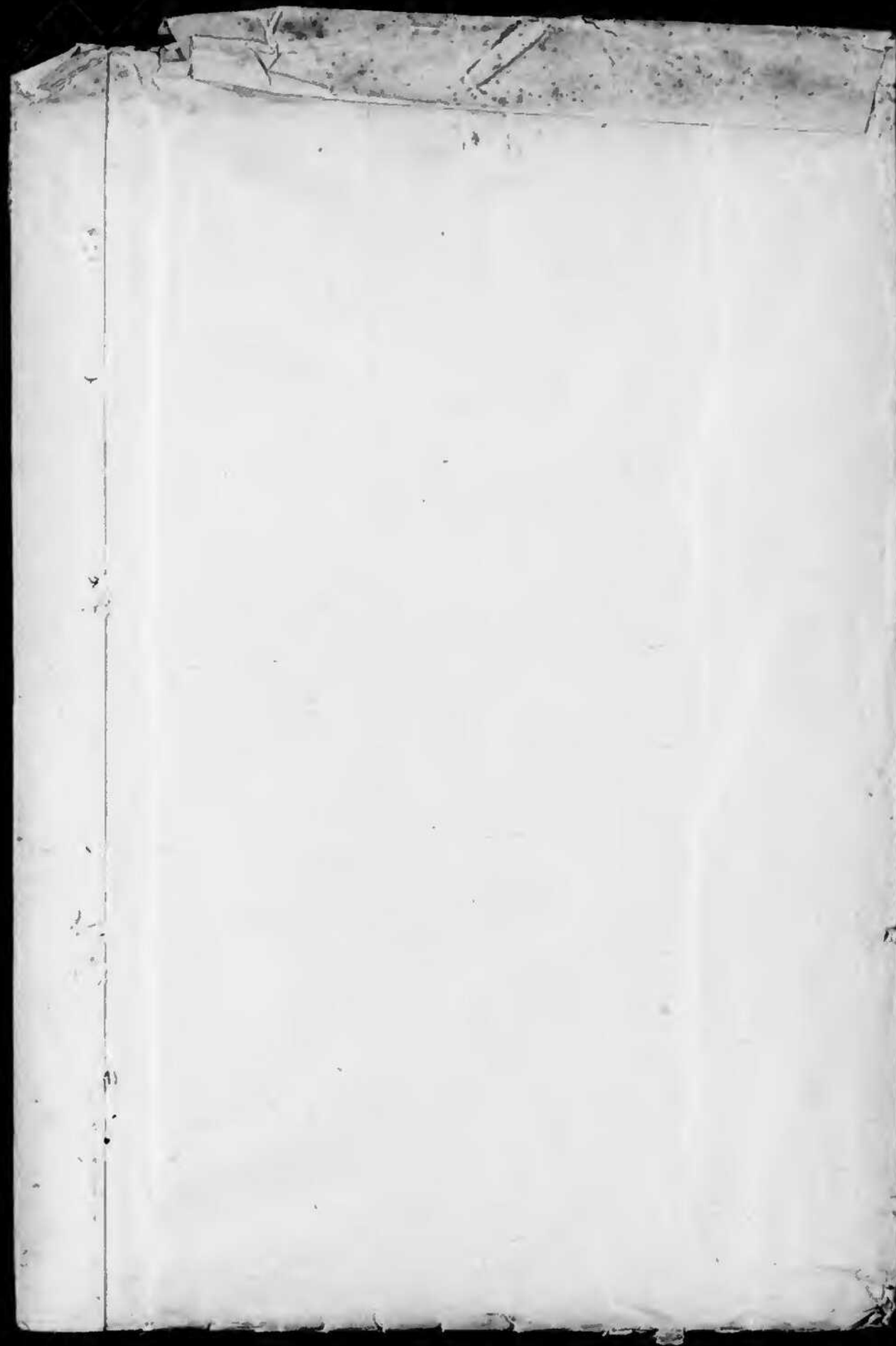
其ノ他參考トナルベキ事項（關係住民ノ意願等）

關係住民ハ所屬變更ヲ爲スモ何等異議ナク率口所屬變更ノ實現
ヲ希望シ居ルモノノ如シ

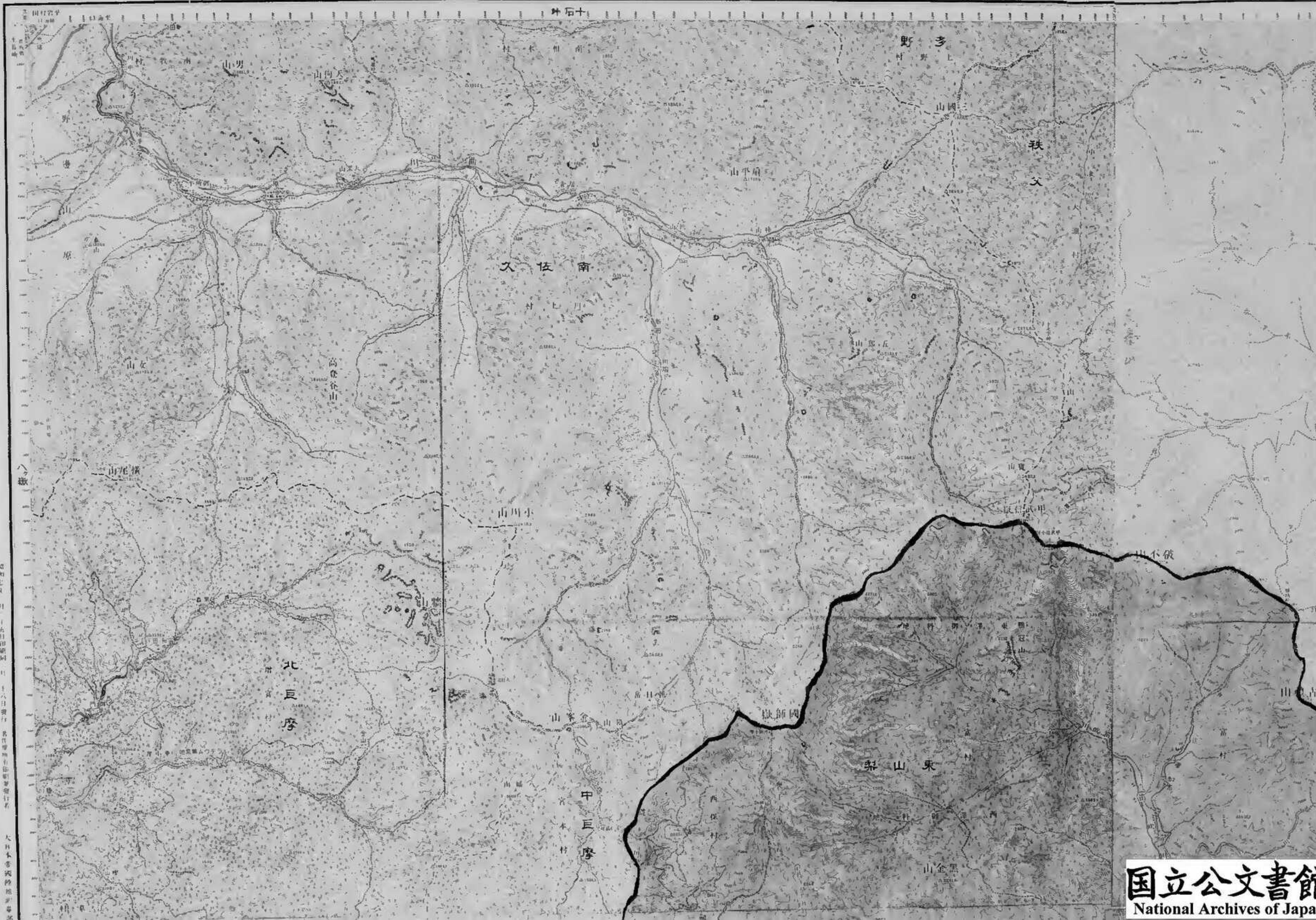
因

而

志系在中



多 貴 土 姓 馬 野
 都 氏 親 親 主 時 山 力
 都 氏 長 商 野 針 山 山 式
 都 氏 知 山 山 山 山 山 山
 都 氏 知 山 山 山 山 山 山



露光量違いにより重複撮影

封筒在中物

[illegible]

比例尺 1:50,000
 地形図 第三版
 国土地理院 作成
 昭和 16 年 11 月 1 日現在

三 峯

国土地理院 作成
 昭和 16 年 11 月 1 日現在



国土地理院 作成
 昭和 16 年 11 月 1 日現在

露光量違いにより重複撮

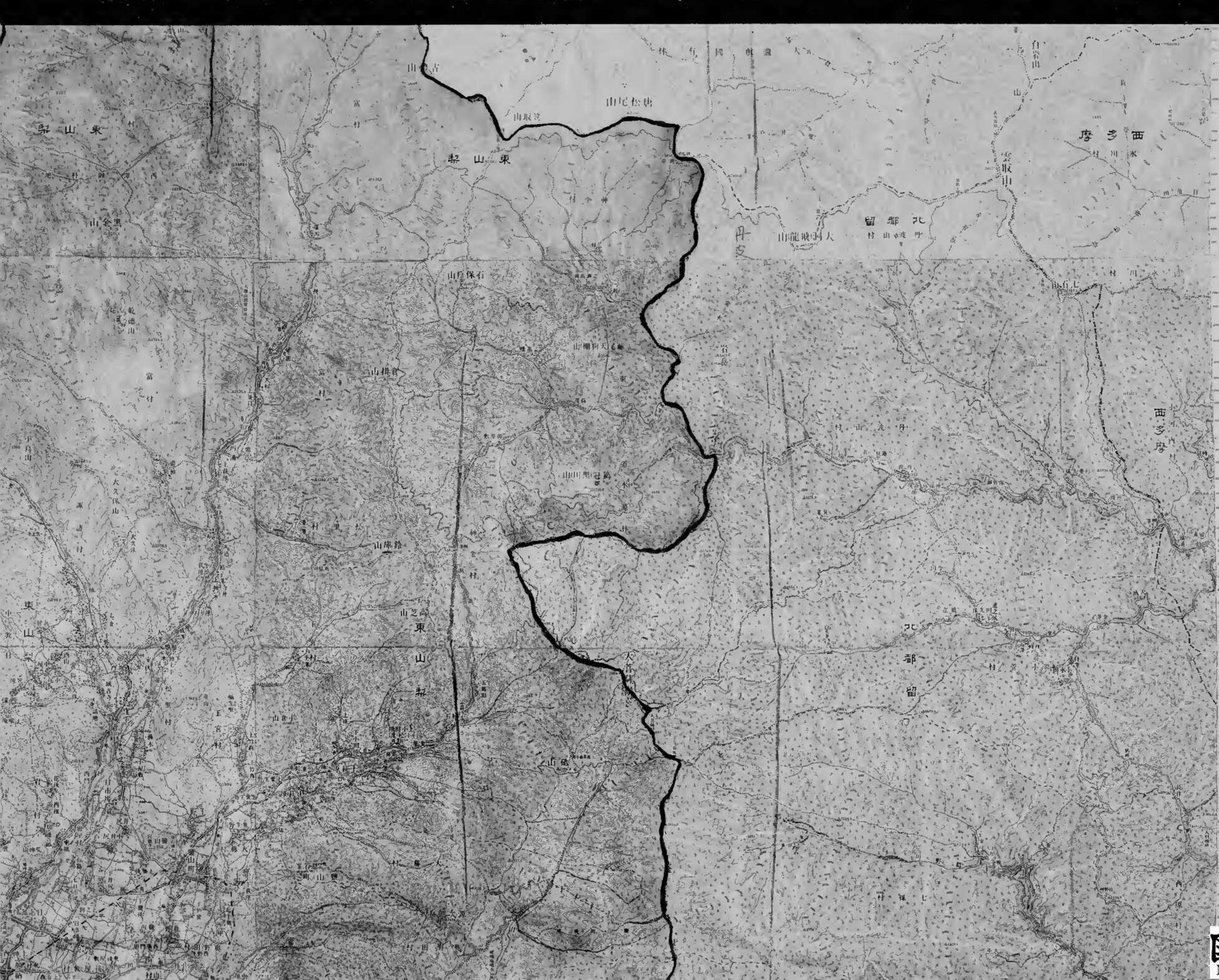
三 峯



露光量違いにより重複



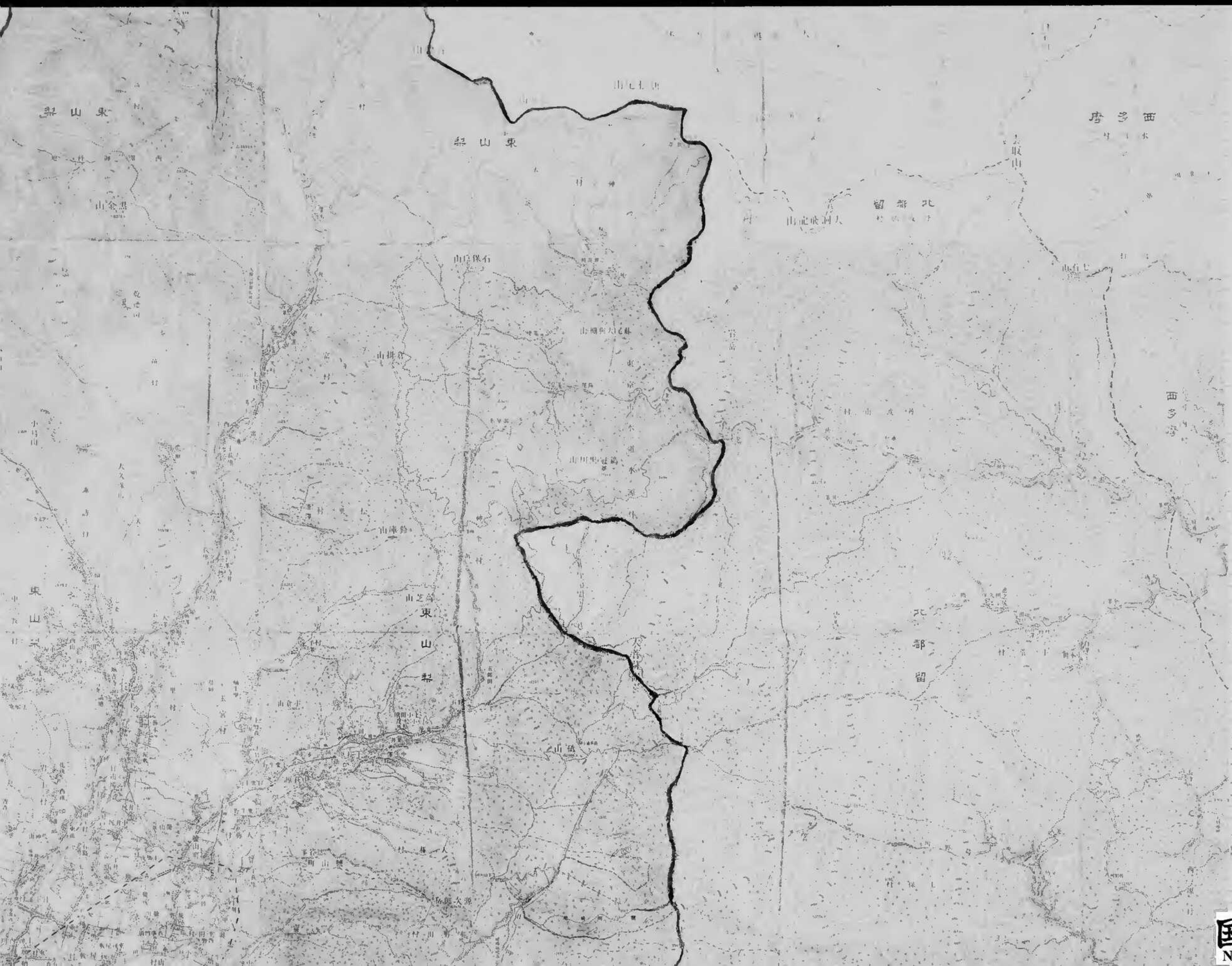
露光量違いにより重複撮影

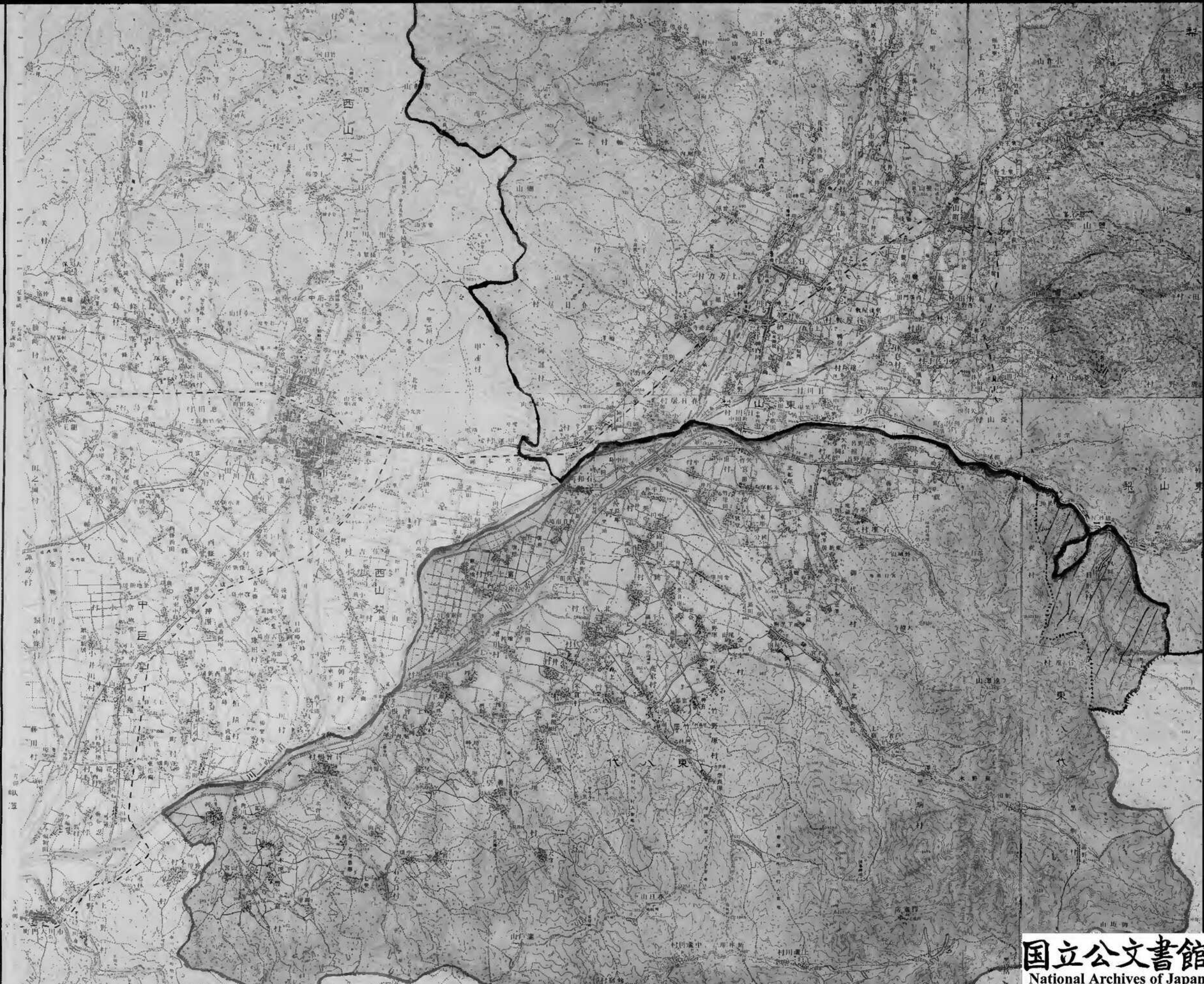


五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

長

露光量違いにより重複









五万分 地形圖中野 號十六番

例
東山
東八代郡
變更区域

露光量遠いにより重複



例
—— 東山系郡
▨ 東八代郡
... 変更区域

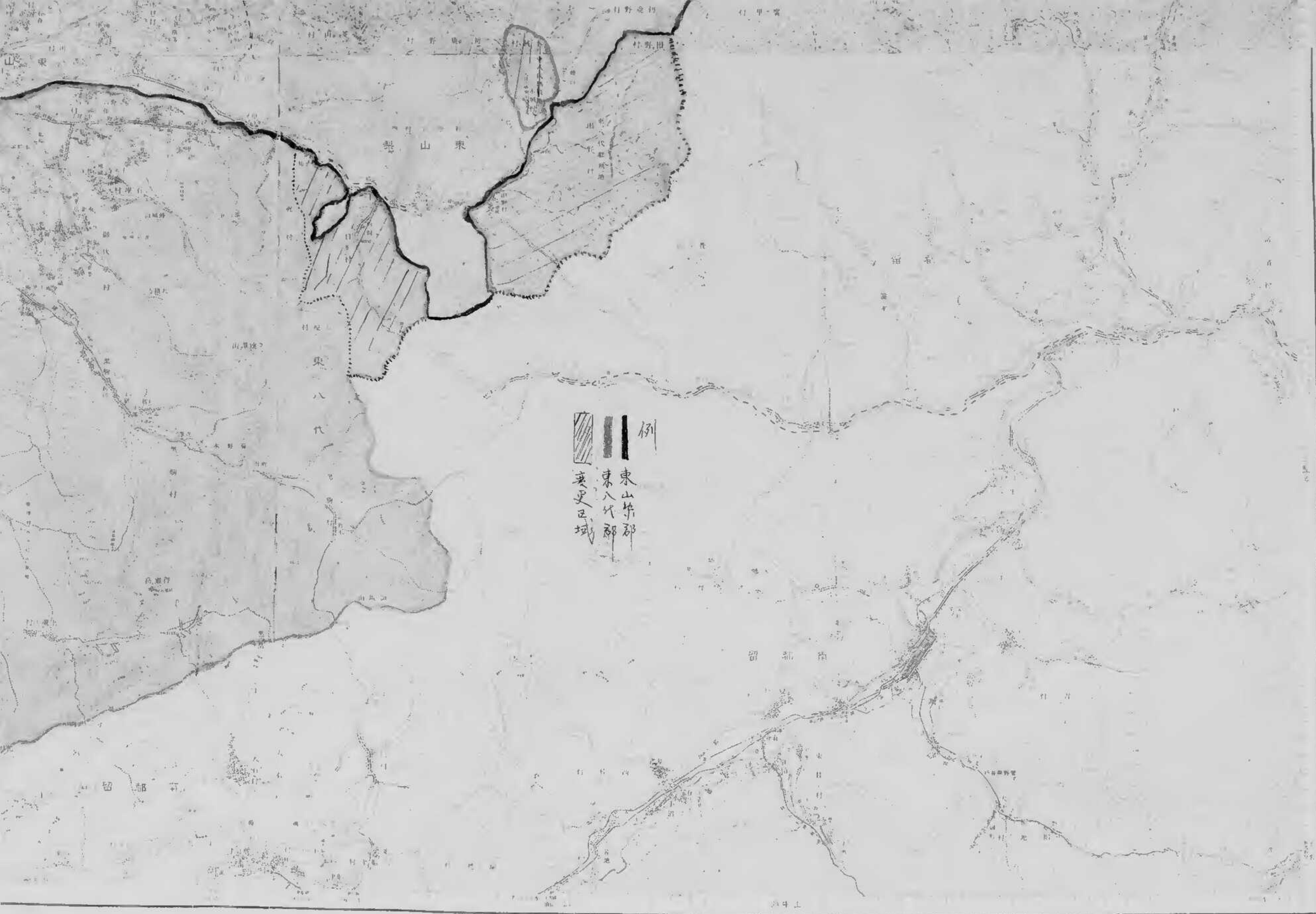
露光量違いにより重複





裏面白紙





露光量違いにより重複撮影

裏面白紙

012345678910

四地第一四九二號

昭和十四年十月十二日

京都府知事 赤松 小

内務省地方局長 狹間 茂殿

郡ノ境界ニ關スル件

七月十七日地發甲第一二號ヲ以テ標記ノ件御照會相成候處本府ニ於
テ其ノ變更ヲ適當トスルモノ左記ノ通りニシテ何レモ境界變更ニ依
リ衆議院議員選舉區ノ關係及付會議員選舉區ノ議員配當其ノ他此等
選舉ニ及ボス影響無之候條可然御考慮相成度變更區域ヲ知ルニ足ル
キ圖面相添ヘ

京 都 府

及回答候也

記

町村名	所屬セシムルヲ 適當ト認ムル郡名	摘 要
葛野郡 小野郡 中川村	愛宕郡	郡内僅ニ二箇村ニ過ギザルヲ以テ隣接郡 ニ包括其ノ本然的協力範圍ヲ廣メ以テ自 治ノ振興ニ寄與セシメントスルモノ
宇治郡 宇治村 笠取村	久世郡	同 上
綴喜郡 田原村 宇治田原村	久世郡	地勢、交通並產業經濟等住民ノ生活ノ實 情上其ノ變更ヲ適當トスルモノ
與謝郡 野間村	竹野郡	同 上

日本標準規格 B4

1 : 25

葛野郡 小野郷村、中川村

一、變更ヲ適當トスベキ郡名

二、關係部ノ事情

舊葛野郡ハ面積七方里行政上太秦外十五箇村ニ分チ郡役所ヲ太秦村ニ置カレタルモ京都市勢ノ發展ニ伴ヒ漸次其ノ區域ヲ併合セラレ最近ノ昭和六年四月ニ於ケル京都市近郊町村合併ニ依リ僅ニ清瀧川ノ上流ニ位スル前記二箇村ヲ殘スノミトナリ交通ハ共ニ府道周山京都線ニ依リ商取引ノ中心地ハ京都市ニシテ住民ノ往來亦京都市内ト最モ頻繁ニ行ハル

變更ヲ適當トスベキ變宕郡又同様經路ヲ辿リ京都市ヘノ編入十箇村ニ及ビ今ハ山間部ニ唯僅カニ八箇村ヲ餘スノミトナレリ、人口一萬

康
部
府

一千六百概ヲ農林業ニ從事セルモ岩倉、大原ノ兩村ヲ除キ耕地極メテ少ク食糧米ノ如キモ大半ハ村外ヨリ移入スル狀態ニシテ重要生産物ハ木材及薪炭ナリ、物資取引ハ京都市ヲ中心トシテ行ハル

村名	面積	人口	農業	工業	商業	公務	自由業	其他	計	生業ノ狀況
小野郷村	二一・二三	一〇五	九	四	三〇	二〇	八	二五	村民ハ主トシテ山林業ヲ經營シラ米作ニ従事スノ内耕地六十二町歩高千石ナリ地ニ困ル古來ヨリ北山丸太ノ稱呼アリソノ特殊木材ヲ生産シテソノ之ガ栽培ニ従事ス	
中川村	五四・二九	七四六	六六	五	二四	一一	一七	一二	地ニ困ル古來ヨリ北山丸太ノ稱呼アリソノ特殊木材ヲ生産シテソノ之ガ栽培ニ従事ス	
計	三六・六二	一八〇〇	一五九	九	五四	三一	一〇五	三五八		

四境界ノ變更ヲ適當トスル事情

郡制並郡役所廢止後ノ今日ニ於テモ勸業、軍事、教育、教化、社會事業其ノ他各種團體ハ依然郡ノ區域ヲ以テ町村區域團體ノ聯合ヲ爲シ以テ府區域團體ノ單位ヲ形成セリ

農山漁村ニ於ケル各種團體ノ廢合整理ニ付テハ郡野ニ於テ其ノ必要ヲ叫バレタルモ事業勃發以來經濟統制並國家總動員事業實施上其ノ整備充實ヲ必要ト爲スガ如キ實情トナレルモ一郡ガ僅ニ二箇村ニ過ぎザルヲ以テ勢力微弱ト事務煩鎖ナル爲系統機關ノ結成ト其ノ充實ヲ困難トスルモノアリ爲ニ産業ノ開發並住民生活ノ指導教化ニ付缺クルトコロ砂トセス

加之官公署ノ各種施設經營ハ概ネ郡區域ヲ以テ考究對處セララルモ

京都府

本郡ノ如キ小郡ニ在リテハ各種機關別ニ處置セラレ其ノ間聯絡ナク去就左右セラル即チ之ヲ例ヘバ府土木並學事關係ニ在リテハ隣郡北桑田郡ニ、徵兵事務ニ在リテハ乙訓郡ニ、選舉關係時ニ府會議員選舉ニ在リテハ愛宕郡ト一選舉區ヲ爲シ警察、土地登記等ノ事務ハ京都府ノ夫ニ隸屬スル等極メテ錯雜セル狀態ニ在リ從ツテ各種ノ公的會合等ニ於テモ動モスレバ所謂繼子扱ヒヲ受クルガ如キ或アリ兩村理事者ノ常ニ不快トスルトコロタリ

村政ノ振興發展ニハ近隣町村相團結シテ其ノ目的ヲ達スヘキ事項尠少ナラズ而モ之ガ爲ニハ協力範圍ヲ相當大ナラシメ各種各般ノ事務ニ付連絡協調ヲヨリ緊密ニシ努メテ同一步調ヲ以テ進マシムルノ要アリト認ム即チ本二箇村ノ郡所屬ノ變更ハ住民生活ノ實情上特ニ必

要アリトハ稱シ難キモ弱小郡ヲ整理シ行政ノ能率化ト自治ノ振興ト
ヲ計ルハ現下諸般ノ情勢ニ鑑ミ緊要ナリト認ムルヲ以テ葛野郡ナル
名稱ヲ廢止シ前記二箇村ヲ其ノ自然環境並住民ノ生活形態最モ相似
タル愛宕郡ニ包括セシムルハ時宜ニ即セル措置ナリト思料ス
五其ノ他參考トナルヘキ事項

- 1、葛野、愛宕ノ二郡ハ乙訓郡ト共ニ明治十九年聯合郡ヲ爲シ三郡
聯合役所ヲ太秦村ニ置キ明治二十二年四月町村制施行ト共ニ其
ノ聯合ヲ解キタル歴史アリ
- 2、兩村理事者並村民ハ村財政並交通經濟關係ヨリ京都市ヘノ合
併ヲ希望セルモ目下ノ處其ノ實現性極メテ薄シ
- 3、關係郡村ヲ管轄スル官公衛兵ノ他ノ所在地

京都府

郡村名	區裁 判所	登記所	稅務署	警察署	聯合區	府土木 事務所	府耕地課 出張所	府農林產 物検査所	郡產業團 員駐在所
葛野郡	京都	京都市	京都市	京都市	福知山	周山		愛宕郡	郡農會聯 合會
小野郡	嵯峨	京都市	太秦	福知山	周山			愛宕郡	郡農會聯 合會
中川村	上京	京都市	下鴨	京都	京都			岩倉村	岩倉村
愛宕郡	京都	京都市	京都	京都	京都			岩倉村	岩倉村

4、愛宕、葛野兩郡併合後ニ於ケル地積其ノ他

郡名	面積 町數	現住 戶數	推計 人口	昭和 十一年 產物	昭和 十一年 產物	昭和 十一年 產物	昭和 十一年 產物	昭和 十一年 產物	昭和 十一年 產物
愛宕郡	八	一〇〇〇〇	三六〇〇〇	四四〇〇〇	一〇〇〇〇	二〇七〇〇	四一〇〇〇	一〇八五五五	一〇八五五五
葛野郡	二	一八〇〇〇	三六〇〇〇	三三三〇〇	一〇〇〇〇	二〇七〇〇	四一〇〇〇	一〇八五五五	一〇八五五五
計	一〇	一八〇〇〇	三六〇〇〇	四四〇〇〇	一〇〇〇〇	二〇七〇〇	四一〇〇〇	一〇八五五五	一〇八五五五

備考

同 現住戸數ト職業別戸數ト一致セザルハ調査期日ノ相違ニ依ル以下

京
都
府

(二)

宇治郡宇治村、笠取村

一、合併ヲ適當トスベキ郡名

久世郡

三、關係郡ノ事情

元宇治郡ハ山城ノ中部正東ニ位シ面積五方里二八、行政上之ヲ山科外三箇村ニ區劃シ郡ノ中部タル醍醐村ニ郡役所ヲ置キタルモ山科醍醐ノ二箇村曩ニ京都市ニ併合セラレ前記葛野郡ト同様現在ハ僅ニ二箇村ヲ殘スノミトナレリ

内笠取村ハ山嶽地帯ノ僻村ニシテ村民淳朴生活亦簡易ナルモ宇治村ハ交通至便ナルト各種工場ノ建設ニ伴ヒ來住者増加シ人情風俗都會化シソツアルモ今尙農業ニ從事セルモノ多ク其ノ業態久世郡ニ酷似シ殊ニ久世郡宇治町トハ人家連覺住民ノ生活狀態等シク氣風亦共通

都府

スル所多シ

久世郡二町八箇村人口三萬四千八百、郡役所ノ所在地タリシ宇治町ヲ中心トシ一般ニ耕種農業ヲ主トシ茶業及園藝旺ナリ然シテ同地一帯（宇治、久世兩郡及綴喜郡田原、宇治田原地方）ハ上古ヨリ宇治ノ郷ト稱シ古來天下ニ冠絶セル綠茶ヲ生産ス所謂「宇治茶」ノ名ハ數百年ノ昔ヨリ内外ニ喧傳セラレ其ノ優良ナル品質ヲ珍重愛用サル從ツテ農家ノ殆ンドハ之ガ生産ニ從事スルノ外其ノ販賣ニ從事スル者頗ル多ク同地帯ヲ中心トシテ生産セラルル綠茶ハ年產百五十萬圓重要ナル府下特殊生産物ニシテ其ノ總テ宇治ノ名ヲ冠シ販賣セラルル等宇治ノ名稱ニ付テハ同地方民一般特別ノ矜持ト憧憬トヲ有ス三、關係町村ノ人口、戶數生産ノ狀態

村名	面積	人口	農業	工業	商業	公務	自由業	其ノ他	計	生業ノ狀況
笠取村	10.85	514	11	1	1	11	7		132	本村ハ山嶽起伏シテ交通不便ナリ住民ハ山地ナルヲ以テ農業ハ多ク茶ノ果實薪炭ヲ産出ス就中茶ハ前年一萬八千圓ニ及フ
宇治郡 宇治村	183.38	7572	593	50	338	375	293		1649	東部一帯ハ山脈ヲ以テ耕種ニ適ス宇治川ヲ流シ耕作ハ交通便ナリ汽車縦貫シ複線電車モ農ノ生活ニ從事スル住民ノ商業ニ從事スル者多ク主要産業ハ茶ノ米ハ本村特有ノ作物ニシテ本年産額二萬圓ニ及ビ從テ茶ノ果實薪炭ヲ産出ス就中茶ハ前年一萬八千圓ニ及フ

計	391.91	8100	704	50	339	384	500	1741	テ同所ニ通勤スルモノ漸次其ノ數ヲ加フ村外ヲ移住スル者亦多シ
---	--------	------	-----	----	-----	-----	-----	------	-------------------------------

四 境界變更ヲ適當トスル事情

本件ハ前記葛野郡ニ於ケル境界變更事由ト執ラ同シクスルモノニシテ住民生活ノ實情上特ニ其ノ必要緊切ナリトハ解シ雖キモ本郡ト久世郡トノ合併ハ自治ノ振興ト行政ノ能率化トヲ促進スル捷徑ナリト思惟ス（從ツテ假ニ兩郡ヲ合併スルモ將來京都市ノ市域南方ニ擴張スル如キコトアラバ再ビ小郡ヲ生シテ同様ノ問題ヲ生ズルコトアルハ免レズ）尙府會議員選舉ニ付テハ既ニ宇治郡ト久世郡トヲ併セ一選舉區ト爲セリ

五其ノ他参考トナルベキ事項

1、關係郡村ヲ管轄スル官公署其ノ他ノ所在地

郡村名	區裁 判所	登記所	稅務署	警察署	聯隊區	府土木 事務所	府耕地課 出張所	府農林產 物検査所	郡產業 團體	府產業 員駐在所
久世郡										
宇治郡										
宇治村	京都	京都市 伏見	京都市 伏見	宇治町	京都	京都	淀	久世郡 宇治町	宇治村	宇治町
笠取村										

2、宇治郡久世郡併合後ニ於ケル地積其ノ他

郡名	面積 方寸	町數	現住 人口	農產物 畜產物	林產物	礦產物	水產物	工業物	計
宇治郡	三九 一〇一	二	一八五九	一六八 四二八	一七 五〇五	一六 七二五	一一〇 一八九	二九三 五六四	六四八五 七
久世郡	六二 五七三	一〇	五八四四	一七 七三六	一八 三三三	一六 三三三	六四 五九	一〇九 九二八	三六四〇 七
計	一〇一 六八四	一二	八二四三	三三六 一六四	三五 一八八	三二 〇六〇	一七四 七九	四〇三 四九二	一〇一 二六四

3、久世郡ハ附近町村ト共ニ宇治茶ノ生産地トシテ其ノ名全國ニ知ラ
レ關係町村ハ何レモ郡名ヲ宇治郡ト稱シ度キ希望ヲ有スルニ付實
質上ハ宇治郡ヲ久世郡ニ包擁セシムルモ郡ノ名稱ハ之ヲ宇治郡ト
シ宇治ノ名稱ヲ存續セシメタシ

綴喜郡田原村、宇治田原村

久世郡

二、關係郡ノ事情

京都府

三、關係町村ノ人口及數生業ノ狀態

日本標準規格 154

田原村	宇治 田原村	計
一六八〇	三八八 八六八	五八 五四八
三〇五六	三三二〇	六五七六
三七五	五七五	九四九
二五	五	三〇
一五一	八二	二一三
三〇	二一	五一
八六	四八	一三四
六四七	七三〇	一三三七
者多ク製茶戸數三二〇、産額六萬七千圓ニシテ米ノ製産額ニ匹敵セリ 本村ハ林野多ク農業ノ傍ラ山林經營ヲ爲スヲ例トス、茶業又盛ニシテ製茶戸數三二〇三戸年産額九萬二千餘圓ニ及ブ、近時宇治火藥製造所及日本レイヨンプル株式會社宇治工場方面ヲ主トシ通勤スル勞務者多ク男女概算百五十名ヲ算ス		

四境界變更ヲ適當トスル事情

前述ノ通田原村及宇治田原村ハ地勢上綴喜郡ノ他ノ町村トハ恰モ

京都府

別天地ノ感アリテ兩村内ニ源ヲ發スル河川ハ其ノ出口ヲ久世郡宇治町方面ニ求メテ宇治川ノ本流ニ合シ宛然大宇治町ノ郊外部落タル如キ實情ニ在リ殊ニ兩村ハ宇治久世ノ兩郡ト共ニ府下最大ノ綠茶生産地ニシテ取引關係モ殆ド同一地位ニ在リテ之ガ移出ハ他ノ生産物ト共ニ宇治町ヲ經由シテ行ハレ生活必需品亦概ネ京都、大阪ノ商業系統ニ屬スル關係上久世郡宇治町ヲ經テ移入サルモノ殆ンド大部分ニシテ即チ交通運輸關係ハ其ノ九割迄ハ久世郡宇治町トノ間ニ行ハルルノ狀態ニ在リ而モ身分關係タル婚姻出稼等ニ付見ルモ綴喜郡ノ他ノ町村ヨリモ久世郡宇治郡トノ關係遙ニ密接ナルニ不拘郡ノ所屬綴喜郡ナル爲各般ノ會合モ郡ノ中心地田邊町ニ開催サレ久世郡ノ中心地タル宇治町ヲ迂廻シテ往復セザルベカ

ラズ殊ニ各種會合連續頻繁ナル今日連絡ノ不便ヲ痛感スルノミナ
 ラズ時間的、金錢的損失亦多大ナリト言ハザルベカラズ尙郡各種
 産業機關モ田邊町ニ所在シ之カ指導ヲ受クルモ僻遠ノ爲著シク不
 利不便トヲ忍ビツツアリ
 田原村及宇治田原村ヨリ綴喜郡ノ中心地田邊町及久世郡ノ中心地
 宇治町ニ至ル里程左ノ如シ

村別	至宇治町	至田邊町	備考
田原村	二里	四里十六町	里程表ニ依ル場合ハ田原村、田邊町間二里三十二町、宇治田原、田邊町間四里ナリモ木津川ニ於テ渡船ヲ利用セザルベカラザルト交通機關ノ關係上迂回シテ宇治町ヲ通過スルヲ例トシ上記ノ里程トナル
宇治田原村	三里八町	五里二十四町	

京都府

五其ノ他參考トナルベキ事項

- 1 田原村ノ北部大字高尾ハ元久世郡ニ屬セシガ明治二十二年四月自治制施行ニ際シ田原村ニ合シタルモノナリ
- 2 村理事者ニ於テハ交通其ノ他住民生活ノ實情上久世郡ヘノ所屬替ヲ希望セリ
- 3 關係郡村ヲ管轄スル官公衙其ノ他ノ所在地

郡村名	判區裁	登記所	稅務署	警察署	聯隊區	府土木事務所	府耕地課	府農林產物檢査所	郡產業其ノ他各種團體	府產業職員駐在所
綴喜郡	田邊	外二	伏見	井手	京都	田邊	淀	田邊	田邊	田邊
田原村	京都	富野莊	伏見	井手	京都	田邊	淀	田邊	田邊	田邊
宇治田原村	京都	富野莊	伏見	井手	京都	田邊	淀	田邊	田邊	田邊
久世郡	伏見	宇治町	宇治町	宇治町	宇治町	宇治町	宇治町	宇治町	宇治町	宇治町

4 兩村ノ境界變更ト關係郡ノ戸口等

郡名	面積	町數	現住戸數	推計人口	昭和十一年	生産額					
綴喜郡	一五三・四八八	一三	八三六二	四一五〇〇	農産物 一六九・二二	畜産物 三九八・三七九	林産物 一三二・二〇	鑛産物 四六五・八	水産物 三・四四	工業物 六九七・五	計 六八二
田原村	一六八・〇	一	一六四一	三〇五五	一〇六・八	一七〇・一	一八・一八	一三・一〇	三・〇〇	一〇六・〇	二四四
宇治原村	三八・八	一	七二五	三三〇〇	二〇・六	一八・四六	一六・六	七・七五	三・二	一五・八	五四三
差引	九四・九〇〇	一	六九八	三四九二	二六・二八	一四・八〇	二・一三	二・一三	四・〇六	三・八六	六一・七
久世郡	二〇・七六四	一	九二四	四六〇〇	二五・三六	一八・八〇	二・一六	六・五七	四・〇五	一四・〇三	四三・九
田原村	五八・五	二	一三六四	六五七六	一五・九	二五・八六	一八・四九	二〇・八六	三・五二	二五・九一	七八・八
宇治原村	五八・五	二	一三六四	六五七六	一五・九	二五・八六	一八・四九	二〇・八六	三・五二	二五・九一	七八・八
計	一六〇・二	一四	一〇〇七	五二一七	二八・五三	一〇六・八	二二・四	九四・六	八・六四	一六六・三	五九八

京都府

(四)

與謝郡野間村

一、變更ヲ適當トスベキ郡名

竹野郡

二、關係郡ノ事情

與謝郡ハ京都府ノ北部丹後國ノ中央ニ位シ地勢上東部(宮津地方)西部(加悦谷地方)及橋北地方(又ハ北部)ニ分レ人口七萬二百、面積二十六萬方里三、三町二十ヶ村ニ區劃サレ東部ハ遊覽地帶ヲ含ムト舊城下ナルトニ依リ比較的接客業者及商家多ク、西部ハ縮緬工業盛ニシテ橋北地方ハ漁業及農林業ヲ主トス野間村ニ源ヲ有スル野間川ヲ除ク各河川ハ何レモ與謝海ニ入り其ノ沿岸ニ耕地拓ケリ

而シテ野間村ハ郡ノ北端ニ偏在シ海岸ヨリ遠ク離レ山岳ニ圍繞セ

京都府

ラレタル僻遠ノ地ニシテ同村ニ發スル野間川ハ地勢上宇川ノ上流ヲ爲シ竹野郡ヲ經テ日本海ニ注ギ沿岸ニ耕地介在シ住民ハ概ネ農業ノ傍薪炭ノ生産ニ從事ス

竹野郡ハ府ノ北端ニ位シ東ハ與謝郡ニ境シ面積十二方里餘、二町九箇村ニ分レ人口三萬七千二百、郡役所ハ網野町ニ所在シタルモ普通農事、蠶糸、畜産等ノ農業團體ハ事業執行ノ便宜上府立農事試驗場丹後分場ノ所在地タル網野村ニ事務所ヲ置ク、同郡ハ隣接中郡與謝郡ト共ニ丹後縮緬ノ生産地ナル爲農家子弟ハ概ネ製織工場ニ雇傭セラル

三、關係町村ノ人口戸數生業狀態

村名	面積	人口	農業	工業	商業	公務	其ノ他	計	生業ノ狀態
野間村	四〇 七九三	一五九七	二四三	七	四	一〇	五	二六九	住民ノ殆ドハ農業ノ傍 養蠶並薪炭ノ生業ニ従 事シ其ノ子女ハ概ネ機 業家ニ雇傭セラル

四境界變更ヲ適當トル事情

本村ハ與謝郡ノ西北ニ偏倚シ諸車ノ通行可能ナル幹線道路ハ唯僅
カニ野間宮津線ニシテ同路線ハ竹野郡彌榮村ヲ經テ中郡峰山町、
竹野郡網野町又ハ間人港ニ通シ物資ノ輸送人馬ノ往來皆彌榮村ヲ
通ジテ行ハル

同村ヨリ關係官公衙所在地ニ達スル里程次ノ如シ

京都府

町村名	里程	備考
竹野郡彌榮村	一里十九町	府立農事試驗場分場所所在地竹野郡農業團體事務所所在地
竹野郡網野町	四里四町	元竹野郡役所所在地
中郡峰山町	三里十九町	元中郡役所所在地 省線峰山驛所在地
與謝郡宮津町	十里	與謝郡ノ中心地 里程表ニ依ル場合ハ六里三町ナルモ該道路ハ諸車通交不能ナル爲事實ハ迂回シテ彌榮村ヲ經テ峰山町ニ至リ鐵道ニ依リ宮津ニ達ス

而シテ同村ノ生産物ハ米（但販賣數量八百石内外トス）繭及薪炭
ニシテ現金收入ノ多キハ繭、木炭ナルモ右ハ何レモ竹野郡及中郡
内ニ於テ取引セラレ生活用品亦同區域ヨリ供給ヲ受クルノ外住民
ノ生活狀態等シク其ノ出入關係ニ於テモ竹野郡各町村ト頻繁ナレ
バ婚姻等ノ身分關係ニ於テモ自然竹野郡ト最も多ク行ハル
如此住民ノ生活様式並風俗習慣等竹野郡ト共通セル爲ナリ、隔離
病舎ノ如キ公設備モ彌榮村ト共同セル實情ニシテ恰モ竹野郡ノ一部
ヲ爲セルガ如キ感アルモ郡ヲ異ニセル爲竹野郡ト同一步調ヲ執ル能
ハサル爲メニ有形無形ノ損失少カラズ村理事者並ニ村民ハ齊シク其
ノ不利ト不便ヲ唧チツツアリ
即チ之ガ境界變更ノ議ハ屢々村内ニ起リ大正十年竹野郡長ヨリ村ノ

都府

一部ヲ竹野郡ニ分村ノ議アリタルモ分村ハ不可能ナリシ爲メ沙汰止
ミトナリ昭和六年郡農會其ノ他實業團體ノ事務移管ヲ要望シタルコ
トアルモ郡團體首腦者ノ反對ノ爲實現ヲ阻止セラレ其ノ後ニ於テハ
之ガ變更ノ合法的基礎ヲ見出シ難ク一種ノ運命觀ヲ以テ忍ビ居レル
モ地理關係ハ勿論、交通、經濟其ノ他住民ノ生活ノ實情上之ガ竹野
郡ヘノ區劃變更ハ同村民多年渴望已マサル處ニシテ其ノ必要性緊切
ナルモノアリ

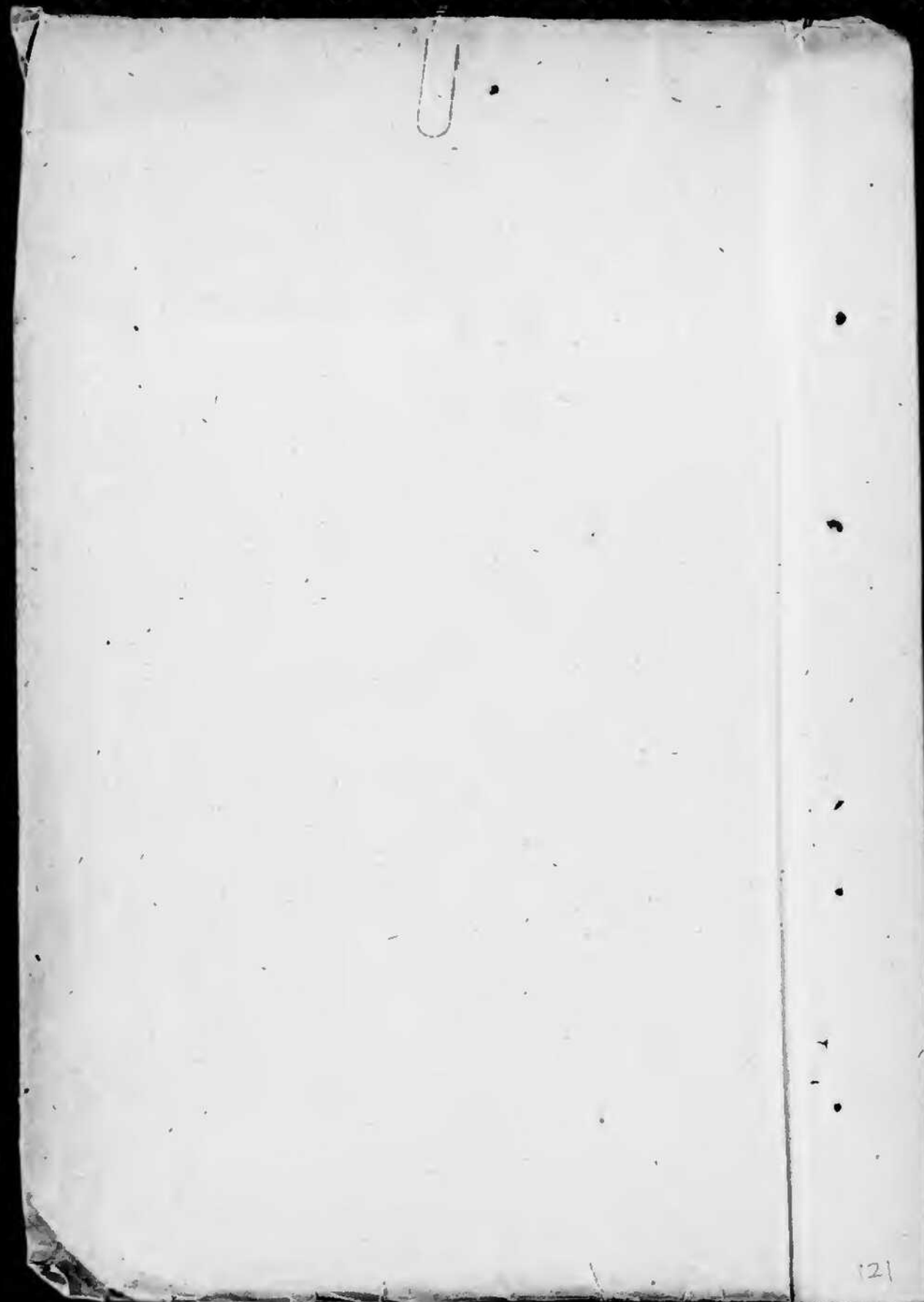
五其ノ他參考トナルヘキ事項

ノ關係郡村ヲ管轄セル官公衙等ノ所在地

2、野間村ノ異動ニ伴フ關係郡ノ面積其ノ他

郡村名	區裁 判所	登記所	稅務所	警察署	聯隊區	府土木 事務所	府耕地 課出張所	府農林 產物檢 査所	府產業 所駐在 所	各郡區 事務所
與謝郡	宮津	其他	宮津	宮津	福知山	宮津	宮津	宮津	宮津	宮津
野間村	峰山	宮津	宮津	宮津	網野	峰山	彌榮村	彌榮村	彌榮村	彌榮村
竹野郡	網野	網野	網野	網野	網野	彌榮村	彌榮村	彌榮村	彌榮村	彌榮村

郡町村名	面積 方町	町數	現住 戶數	推計 人口	昭 和 十 二 年	生 產 額	合 計
與謝郡	三六五 六二九	二	一、三三 一、三三	四〇 二〇〇	三、五 一、五	二、五 一、五	二、五 一、五
野間村	七〇、 七九三	一	二、七〇 二、七〇	一、九 一、九	一、八 一、八	一、八 一、八	一、八 一、八
差引	三二四 八三六	二	一、二 一、二	六、八 六、八	三、〇 三、〇	七、三 七、三	七、三 七、三
竹野郡	一八五 七四三	一	六、八 六、八	二、〇 二、〇	一、二 一、二	一、二 一、二	一、二 一、二
野間村	七〇、 七九三	一	二、七〇 二、七〇	一、九 一、九	一、八 一、八	一、八 一、八	一、八 一、八
計	二二六 五三八	一	一、一 一、一	一、一 一、一	一、一 一、一	一、一 一、一	一、一 一、一



京
都
府

京畿府全圖



國道縣道名

國道	縣道
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35

封筒在中物

京鄙府全圖



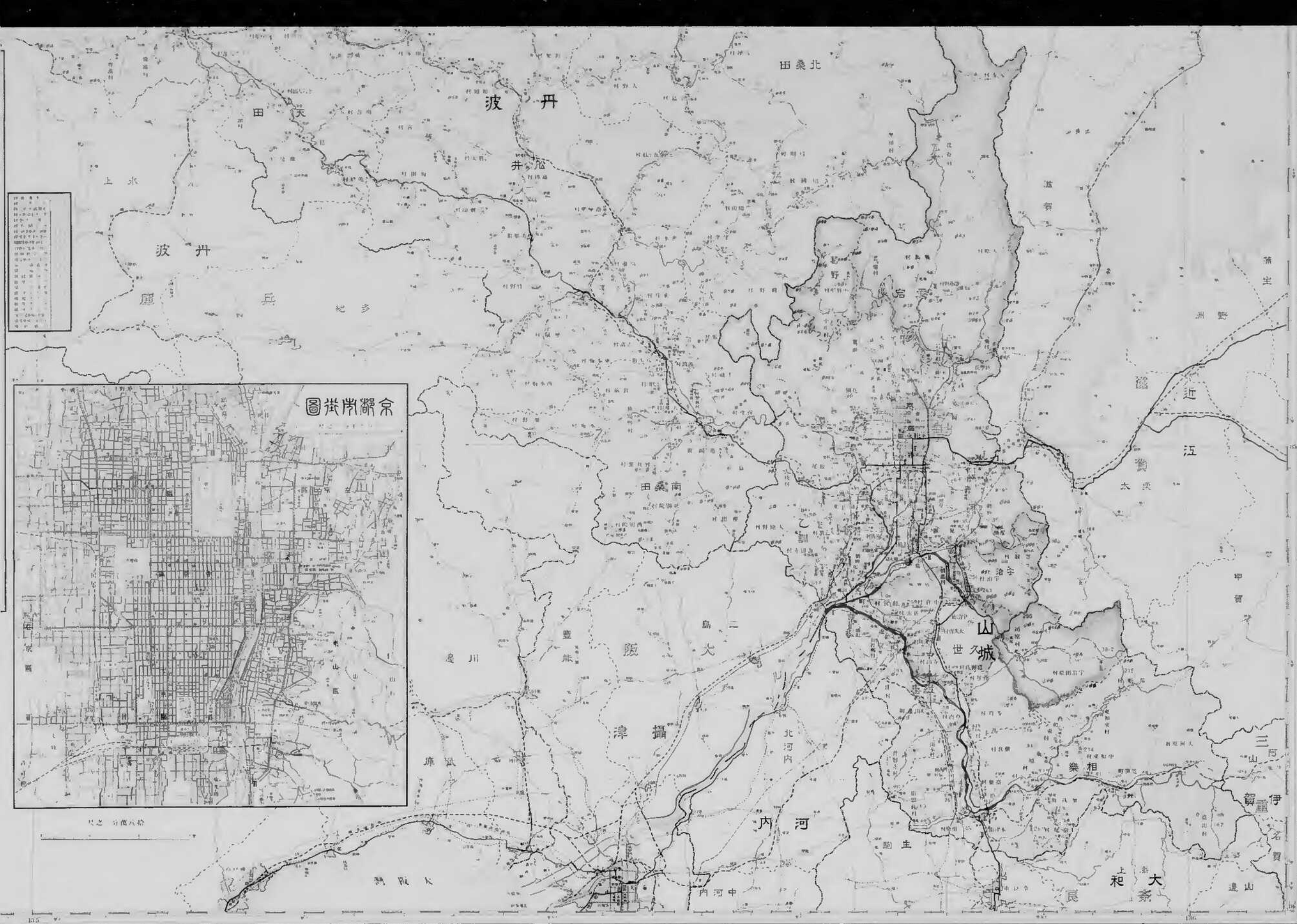
[illegible][illegible]

This is a detailed historical map of the Edo (modern Tokyo) area, showing a dense grid of streets and numerous labeled districts. The map is oriented with North at the top. The title '東京市街圖' (Map of Edo City) is visible in the upper right corner. The map shows the extensive Edo Bay (Edo Bay) to the east, with the city of Edo (modern Tokyo) situated along the coast. The map is divided into numerous districts, each labeled with its name in kanji. The map is a black and white reproduction of a historical document.

片之一百零八拾

大 阪 商

名作
福田
穀太
郎



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

裏面白紙

1 : 25

地第一六四一號

昭和十四年八月十八日

内務省 地方局長 殿

和歌山縣知事 事



和歌山縣

郡ノ境界ニ關スル件

客月十七日付地發甲第一二號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件別紙ノ通及回答候也



一 變更ヲ適當ト認ムル地域

海草郡椒村及伊都郡花園村ノ兩村ヲ有田郡ニ編入スルヲ適當ト認ム

二 關係郡ノ事情概要及關係町村ノ人口戸數生業狀態

1 關係郡ノ事情概要（關係郡ノ區域地形道路交通ノ狀態ノ項ニ記載）

2 關係町村ノ人口戸數生業狀態

椒村ハ面積〇・二ニ方里東西二十五丁南北三〇丁ニシテ二大字ヨリ成リ耕地ノ大部分ハ畑ナリ人口二四一八總戸數四九三ニシテ其ノ七〇％ハ農業者ナリ主トシテ柑橘ノ栽培ニ從事ス花園村ハ面積〇・二ニ方里東西三里三町南北一里二八町ニシテ耕地少ク大部分ハ山林ナリ六大字ヨリ成リ人口一八九三總戸數三三四ニシテ農業者大部分ヲ占ムルモ米ノ産額ハ村内ノ消費ヲ充スニ足ラズ主トシテ棕櫚ワサビノ栽培山林労働等ニ從事ス

三 境界變更ヲ適當トスル事情

1 椒村ハ海草郡ノ最南部ニ位シ南ハ有田郡箕島町ニ隣接ス村民ノ大部分ハ農業ニ從事スルモ海草郡ノ北部殊ニ紀ノ川沿岸及和歌山市附近ノ各町村ハ米、麥、蔬菜作農ナルニ反シ本村ハ柑橘ノ栽培ヲ主業トスルヲ以テ産業上夙ニ有田郡ト密接ナル關係アリ人情風俗等亦自ラ有田郡

ト共通スル點多キノミナラズ交通上ヨリ觀ルモ隣接町村ヘノ距離北部ニ在ル海草郡下津町ヘハ約一里半南部有田郡箕島町ヘハ三〇丁ニシテ尙下津町トノ境界ニハ天神峠アリ交通不便ナルニ反シ箕島町ヘノ道路平田ナルヲ以テ同村以南トノ交通ハ勿論北部和歌山市附近トノ交通モ專ラ箕島町ヲ經ルノ實情ニシテ産業交通上有田郡ニ所屬シムルヲ適當ト認メラレ既ニ有田郡所在ノ官公署ニシテ本村ヲ其ノ管轄區域トナセルモノ縣土木出張所區裁判所出張所アリ花園村ハ伊都郡ノ南部ニ位スル山間ノ僻村ニシテ有田郡ノ奥部安部村ト界シ隣接町村元標迄ノ距離伊都郡高野町ヘハ四里十八丁有田郡安部村ヘハ三里二十八丁ナリ高野町ヘノ道路ハ險ニシテ沿道殆ド人家ナク冬期積雪甚シキヲ以テ之ヲ利用スル者稀ナリ之ニ反シ有田郡トノ交通ハ最近府縣道高野湯淺港線ノ改修工事完成ニ伴ヒ乗合自動車ノ便既ニ開紀勢西線藤並驛ニハ二時間餘ニシテ達シ得ルヲ以テ和歌山市方面トノ交通ハ勿論農山產物ノ搬出日用品ノ購入等同道路ヲ利用シ有田郡トノ關係ハニ密接ナルモノアリ殊ニ同村及有田郡奥部一帯ハ松樹産同産物ノ主產地ニシテ村民ノ生業狀態ノ同一ハ勢ヒ此等各村ト人情風俗等共通セル點多ク産業交通並ニ村民生活ノ實情上郡内他町村ト趣ヲ異ニセル本村ヲ伊都郡ニ所屬スルハ村政ノ運用各種事務ノ取扱上ヨリスルモ不便不尠トシテ郡界變更ヲ熱望シテ久シキモノアリ

四境界變更ニ依リ衆議院議員選舉區ノ關係及縣會議員選舉區ノ議員配當其ノ他此等選舉ニ及ボスベキ影響

郡ノ境界變更ニ依リ兩村共有田郡ニ所屬スルヲ適當トスルヲ以テ兩村ノ衆議院議員選舉區ハ當然第二區ニ變更セラルベキモ縣會議員選舉區ノ議員配當ニ異動ヲ生ゼズ從テ此等選舉ニ及ボス影響ナキモノト認メラル

五關係郡ノ區域地形道路交通ノ狀態

海草郡ハ本縣ノ西北部ニ位シ北部ハ大阪府ト界シ南ハ有田郡ニ東ハ那賀郡ニ隣接シ西部ハ海ニ面ス和歌山市海南市ヲ包圍シテ稍南北ニ長ク面積ニ二八七〇五方杆ニシテ三町二十六箇村ヲ以テ成ル北部紀ノ川沿岸ニハ耕地多キモ南半ハ主トシテ柑橘畑ニシテ地形產業等有田郡沿海各村ト類似ス交通ハ和歌山市ヲ起點トシテ省線關西線和歌山支線紀勢西線アリ一ハ紀ノ川ニ沿ヒ郡ノ北部ヲ東西ニ走リ一ハ海岸線ニ沿ヒ郡ノ西部ヲ南ニ通ズ其ノ他會社鐵道五アリ道路亦完備シテ交通便ナリ

伊都郡ハ縣ノ東北部ニ位シ北ハ葛城山脈ニ依リ大阪府ト界シ東南ハ奈良縣ニ西部ハ那賀郡ニ西南部ハ有田郡ニ隣接ス面積四六四〇四六方杆ニシテ北部紀ノ川沿岸一帯ハ耕地多ク米麥作

柑橘ノ栽培ニ從事シ人口ノ密度大ナルモ南部殊ニ高野町以南ハ山村ニシテ柑橘ノ栽培山林勞働ニ從事スルモノ多シ北部ハ交通便ナルモ東南部ハ道路完備セズ不便ナリ

有田郡ハ縣ノ稍北部ニアリ地形東西ニ長ク北ハ海草郡賀兩郡ニ接キ東ハ伊都郡及奈良縣ト界シ南ハ日高郡ニ西ハ海ニ面ス面積四六四一六方軒ニシテ有田川ハ郡ノ北部ヲ縱走ス沿岸地方ハ耕地多ク米麥除蟲菊ケシ柑橘ノ栽培ニ從事シ人口ノ密度大ニシテ交通便ナルモ奥部數箇村ニハ耕地少ク山林大部分ヲ占メ交通不便ナリ

ハ其ノ他參考トナルベキ事項

以上ノ通南村其地理的ニ有田郡ニ所屬フルヲ適當ト認メラレ關係村民ノ意識亦境界變更ニ反對スルモノナキモノノ如ク殊ニ花園ハ別紙村長具申ノ通境界變更ヲ熱望シツツアリ



128

東京市麴町區外櫻田町一番地

内務省

電話番號
私設交換機
代表
銀座(57)五、六一番(10)
銀座(57)五、六二番(10)
銀座(57)五、六三番(10)

歸隊共由歌和民奈暗臥人





上ノ方ニ北ノ方ニ
下ノ方ニ南ノ方ニ
一ノ方ニ東ノ方ニ
二ノ方ニ西ノ方ニ

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

裏面白紙

1 : 25

島根縣

地第一八五六號

昭和十四年十月三日

島根縣知事

内務省地方局長殿

郡ノ境界ニ關スル件

七月十七日地發甲第一二號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件別紙ノ通及
回報候也



行

裏面あり

一、変更ヲ適當トスル地域

関係町村名	現在所属郡名	変更ヲ適當トスル郡名	備考
田井村	飯石郡	仁多郡	
東須佐村	飯石郡	簸川郡	
西須佐村	飯石郡	簸川郡	
市木村	邑智郡	那賀郡	

二、関係郡、事情概要及関係町村、人口戸数生業、状態

関係郡	町村数	人口	戸数	職業別戸数	備考
仁多郡	一〇	二五、七六	四、七五	一、五二	大五七
飯石郡	二七	三、五〇六	七、〇八一	一、四九	一、三九

那賀郡	四六二、三九	二六八、二四	五、五四	一、〇七	一、三一	六、九七	六、二二	一、五三	三、五	一、六九	七、一三
那賀郡	三、六	三、三三	三、四一	一、四三	二、三	二、三	七、二二	一、四	七、〇	一、〇	二、四三
那賀郡	三、四四	一、三三	九、六	一、八	一、三	八、三	一、三	六、二	四、五	三、一	一、四八

備考 昭和十二年十二月末日現在ニ依ル

仁多郡 概要

出要國、東南部ヲ占メ東ハ宇取縣日野郡ニ北ハ
本縣能義、大原ニ郡ニ西ハ飯石郡ニ南ハ廣野縣
比婆郡ニ隣ル南境ニハ中國山脈、脊梁端踞シ
アリ大原、能義ニ郡、境ハ概ネ五〇〇米乃至八
〇〇米、諸山連互ス北部ニ備シテ横田川之ヲ
貫流シ斐伊川、水源ヲ度シ斐伊川ハ仁多郡
温泉村ニ於テ飯石郡田井村ヲ貫流スル深野川ヲ
合セ仁多郡温泉村及飯石郡田井村界ヲ北流ス
面積ハ約二四万五、〇〇〇人ニ五、九六六人（昭和十年國
勢調査）ニシテ人口稀少一方里僅ニ一、〇五八人ナリ
行政區劃ヲ十村ニ分ツ

裏面あり

佐民ハ概ネ農ヲ業トスルモ林野多ク三六五五九町
歩ヲ占メ耕地ハ僅ニ三五四町歩ニ過ギズ生産総額
四〇五万圓中農産一九五万圓工業九八万圓林
産六七万圓ヲ五トス一戸當生産額ハ八四八圓トナル
人情ハ概ネ純朴ナルモ因循ニシテ進取ノ氣象ヲ欠ク
交通ハ山陰鉄道線尖道駅ヲ分岐シタル木次落合
線郡北部ヨリ入リ斐伊川ニ沿ヒ郡東南部ヲ
経テ廣島縣落合ニ達ス指定府縣道亦概ネ鉄道
ニ沿ヒ廣島縣ニ入リ他ノ縣道モ相當発達シアリテ
郡内各村、交通ハ概ニテ便利ナリ

又、飯石郡概要

出雲國ノ西南部ヲ占メ北ハ簸川郡ニ東ハ大原、仁
多ノ二郡ニ接シ南ハ廣島縣比婆、雙三兩郡ニ
隣リ西ハ本縣石見國邑智、安濃、二郡ニ境ス廣
島縣境ハ一〇〇米余ヲ越ス山ヲルモ山勢概ネ峻峻ナリ

ラズ 其ノ北ハ幾多ノ峯嶺起伏重疊シ漸ク北
部ニ低夫ス郡ノ西境ニ三瓶山峙テ郡内ヲ神岡
川及三刀屋川ノ二川夾ク東西ニ在リテ北流ス
面積ハ約三八方里六五人口三、五、三〇人（昭和十年國
勢調査）ニシテ一方里僅ニ九一四人弱ナリ行政區
劃ヲ一七町村ニ分ツ

住民ハ概ネ農業ニ従事シ山地廣ク林野面積五
三、五、八四町歩耕地僅ニ五、二、七町歩ナリ生産總
額ハ四三二万圓ニシテ農産ニ八三万圓林産一〇一
万圓ヲ主トス一戸當リ生産額ハ六、一、〇圓トナル
交通不便ナルモ依リ人情概ニ敦厚ナルモ姑息
ノ風ヲ有ス

交通ハ指定府縣道松江廣島線郡ノ東北
部ヨリ入り西南部ニ向ヒ廣島縣ニ入ル者當自
動車雲藝線ノ運行アリ鐵道ハ僅ニ山陰線
出雲今市驛ヲ發スル出雲鐵道（私營）ノ終

裏面あり

点タル出雲須佐駅ヲ有スルモ大部分簸川郡
地内ヲ走ルモノニシテ飯石郡ニ大ナル関係ヲ有セズ山
嶽重疊ノ本部ハ縣道ノ發達概シテ良好ナラス
各町村相互連絡著シク不便ナリ

3. 簸川郡 概要

出雲國ノ西北部ヲ占メ東ハ八束郡及出雲郡ニ接シ
東南ノ一部ハ僅ニ大原郡ニ南ハ飯石郡ニ西南
ハ石見國安芸郡ニ界シ西北ハ一面日本海ニ
シテ東部ニハ八束、大原ニ郡ノ境ヲナセル丘陵
地ニ依リ相持シ南飯石郡トノ間ニハ神門川、三刀屋
川、西川ヲ限レル丘陵ヲ負フモ標高大ナラス西
南境ハ三瓶山ニ連ナル山岳地ナリ南北西高地ノ間
ナル陷没地帯ハ簸川平原ニシテ東ハ出雲郡ニ
限ラレ西ハ日本海岸ノ砂丘ニ至ル迄其ノ長サ約
五里許ノ南北凡二里寬ニ山陰道第一ノ平原ヲ

ナシ土地平坦灌漑ノ便拓ケ地味膏腴ナリ
面積三五方里六七、人口一三八、九二一人（昭和十年國勢
調査）一方里三六、一五人ニ及バ行政區劃ヲ四大町村
ニ分ツ

住民ハ概ネ農耕業ニ従事スルモ沿海村僅ニ漁業ヲ
兼ヌ近時其ノ中心地今市町附近ハ纖維工場
聚リ縣下唯一ノ工業地帯ヲナス林野面積ニ八七一
九町歩ニ比シ耕地ハ概シテ多ク一四、六七九町歩ニ
及バ生産總額ニ三、一五万圓ニシテ縣下總生産額
一四、〇四万圓中ニ割三六ヲ占ム工業一八四、三万圓農
産一、二五八万圓水産八八万圓ヲ主トス一戸當生産
額ハ一、一九二圓トナル

人情概シテ純朴ナルモ進取ノ氣象ニ乏シ
交通ハ平原部ニ於テ國道並ニ山陰鐵道線東
西ニ貫通シ出雲今市駅ヨリ大社町へ省線分
岐セルト南部飯石郡出雲須佐駅ニ神門川ニ

裏面あり

沿ヒ通ズル出雲鉄道及奥道湖北岸ヲ通ジ松
江市ニ至ル一畑電気鉄道(私営)アリ縣道ノ発達
亦概木良好ニシテ中央部方面ハ便利ナルモ一部
日本海ニ面シタル村及西南石見國境附近ハ交通
著シク不便ナルモノアリ

大邑智部概要

石見國ノ北東部ニ位シ東ハ飯石郡ニ接シ北ハ安
濃、通津、二郡ニ西ハ那賀郡ニ隣リ南東ハ
廣島縣雙三郡ニ南ハ全縣高田、山縣、西郡ニ
接シ郡内山嶽重疊シタル中國第一ノ川、江ノ川
廣島縣ヨリ流レ郡ノ東部ニ入リ北流シ更ニ西ニ
流レ郡内ノ小支川ヲ合シテ那賀郡ニ入ル
面積六六方里四二ニ及ブモ人口五六、七ニ九人(昭和十年國
勢調査)一方里當僅ニ八五四人ナリ行政區劃ヲ
三ノ山村ニ分ツ

林野面積五九、〇〇四町歩ヲ占メ耕地僅ニ七、〇
八町歩ニ過ギズ生産額大一九万圓中農産
四、〇八万圓林産一、二七万圓ヲ主トス一戸當生
産額ハ僅ニ五、〇七圓ナリ

地方民ハ概シテ純朴ナルモ舊來ヲ墨守シ進取、
氣慨ヲ欠ケル

交通甚ダ不便、地ナリシモ近時山陰鉄道線石
見江津駅ヨリ分岐スル三江線江、川ニ沿ヒ郡
内濱原村ニ至リタルト省営自動車ノ大田赤名
線、指定幹道ヲ通ズルニ及ビ稍々利便ヲ得タル
モ面積ニ比シ縣道ノ発達充分ナラズ山岳、重疊
ニ依リ各町村相互ノ交通ハ猶著シク不便ナ
リ

△ 郡 概 要

石見國中央部ニ在リテ東ハ爾津、邑智西郡ニ

裏面あり

南ハ横島縣山縣郡ニ西ハ美濃郡ニ隣ル北ハ
日本海ニ瀕ス土地概テ高峻ニシテ唯沿海ノ地
稍平然ニ屬ス河荒ハ源ヲ中國山脈ニ発シ西
北ニ流レテ日本海ニ入ル江ノ川ヲ除キ五川ア
ルモ何レモ細流ニシテ沿岸ニ平地乏シ海岸ハ
平直ニシテ港灣乏シテ僅ニ濱田港ヲ見ル
ノミナリ一部砂丘ノ発達ヲ見ル
本郡ノ面積ハ五一万七千三百九十八人(昭
和十年國勢調査)ニシテ一方里ハ九百八十八人行政區劃
ヲ三十六町村ニ分ケ
本郡住民モ亦概テ農業ヲ営ムモ沿海村漁業ヲ兼
スルモノ僅ニアリ 林野面積五万四千八百七十八
ヘクタール面積九万六千七百七十八ヘクタール
ハ(一)四万四千四百七十八ヘクタール中農産五万八千
五百六十八ヘクタール水産二万四千四百七十八ヘクタール
生産額二万六千六百六十八円ナリ

人情概シテ純朴ナルモ稍々輕佻、風アリ
 交通ハ海岸部ヲ國道ノ東西ニ貫通スルニ沿ヒ
 山陰鉄道線郡由、縦貫レ石見江津駅ヨリ
 江ノ川ニ沿ヒ邑智郡ニ入ル三江線アルト共ニ濱
 田町ヨリ通ズル指定縣道濱田廣島線ニ省
 営自動車アリテ郡内ヲ東南部ニ向ヒ邑智
 郡市木村ヲ經テ廣島市ニ至ルアリテ概不便
 利ナルモ各町村相互間、交通ハ山地ノ起伏著シ
 キモノアル爲海岸部以外ハ不便ナリ

四、關係町村、人口、戸数及生業、狀態

關係町村名	人口	戸数	職業別 戸数				
			農業 水産業 林業 畜産業	工業	商業	交通業 公務員 由業 使用人	其他 無業
田井 村	一三一三	二五一	二〇三	二六	六	一	一二
東領佐村	一八一〇	三六二	二八六	一	一六	七	二
西領佐村	二〇八七	四三五	三三七	一五	三二	五	一四
						一	二
						一	一

(日本標準規格JIS 55)

市	木村	ニシハ	五三八	三八九	一	一三	五	五	一	二	一	二
備考	昭和十二年十二月末日現在ニ依ル											

三、境界変更ノ適當トスル事情

✓ 飯石郡東領佐村及西領佐村
飯石郡ノ西北端ニ在リテ神戸川ノ支川波多川ノ
水流ニ沿ヒ東部ハ山岳地帯ヲ隔テ、全郡多根
松笠及波多ノ三村ニ接ス西北及南ノ一部ハ之ヲ
飯川郡境界ニ圍繞セラレ神戸川ノ水流及縣道今市
三次線ノ關係ニ依リ今市町ヲ中心トスル飯川郡
地方トシテ交通ニ便ニシテ物資ノ移出入關係等密
接ナルモノアリ殊ニ出雲鐵道ノ開通ヲ見シヨリ
更ニ緊密ノ度ヲ加ヘ来レリ右兩村ハ飯石郡ニ
屬スル爲飯石郡掛合村(元郡役所々在地)及三
刀屋町ニ在ル諸安公衛郡各種團體等ヘノ交

通ハ不便ナル嶮路ヲ越ヘガルベカラズ殊ニ冬季積雪時ハ交通杜絶スルニ至ル状況ニアリ而シテ税務署、區裁判所、土木支區事務所等ハ何レモ大原郡大東町又ハ木次町ニ在リテ之等ノ連絡ハ出雲鐵道ニ依リ一度簸川郡今市町ニ出デ省営自動車雲藝線又ハ山陰線尖道駅ヨリ落合木次鐵道線ニ依ルヨリ已ムナキ状況ニアリ而シテ簸川郡乙立村ハ地理ノ關係上部落間ノ連絡ハ西須佐村地内ヲ通過セガルベカラサル等日常ノ交渉密接ナルモノアルニ依リ民情風俗ハ寧ろ簸川郡方面各村ト通ズルモノ甚カラズ大正十五年右両村長外二十九名連署郡ノ境界変更方陳情セル事實現アリ簸川郡ニ屬セシムルヲ適當ト認メラル

又飯石郡田井村

裏面あり

田井村ハ飯石郡ノ東端ニ在リテ西部ハ峻嶒ナ
ル丘陵ヲ隔テ、飯石郡吉田中野、飯石ノ各村ニ
接スルモ交通上殆ト之等各村ト隔絶セルノ觀
アリ而モ東、南及北部ノ三面ハ仁多郡阿井、三
沢、温泉ノ各村ニ連ナリ全村内ヲ貫流スル深野川
ハ全村ト仁多郡温泉村トノ境界ヲ流ル、斐伊
川ト合流スル關係ヲ以テ地勢ハ自然ニ温泉村ニ
向ヒ傾斜シ田井村住民、郡内外ノ交通ハ總
テ温泉村ヲ經ルノ状況ニシテ物資ノ移出入モ亦
全村ヲ通ジテ大原郡木次町方面ト取引シアリ
飯石郡内各役公署及郡各種團體ト關係ハ
飯石郡東須佐村及西須佐村ト畧全概ノ
状況ニヨリ乃チ之等ニ關スル各種用務會合等ハ
大部ハ全郡掛合村(元郡役所及在地)又ハ三刀屋町
ニ於テ行ハルヲ以テ之ニ出席、迄ニハ大原郡木
次町ヲ迂回スルヲ以テ二日又ハ三日ノ日數ヲ要シ不

便不利著シキモノアリ寧ロ仁多郡ニ属セシムルニ於テ
ハ人情風俗稍々同シキノミナラス仁多郡ノ中心
地ニ成村(元郡役所々在地)トハ縣道尖道三成諒
(自動車便アリ)約四里、巨島ニアリテ皮公署
各種團體ト、連絡上極メテ好都合ナリ

〇三、邑智郡市木村

全村ハ邑智郡、西南端ニ在リ北部ハ全郡
日貫、矢上兩村ニ接スルモ地勢上車道ノ構築
ニ難ク東部ハ全郡田所村ニ界スルモ之レ亦交通
著シク不便ナル爲全郡各町村ト連絡悪
シク故ニ邑智郡、北海道ト稍セラレ全郡、
主要皮公署郡各種團體事務所等川本
町ニ在ルニ依リ諸般ノ用務會合等ニ際シ
テハ約八里ノ峻坂ヲ通過セザルベカラズ冬々季
積雪時ニアリテハ交通全ク在絶スルニ至ルニ依

リ江ノ川支川ハ芦川、水流ノ關係ニ依リ地勢
 概木平坦ニシテ之ニ接續スル那賀郡都川
 村今市村ハ通ズル指定線道濱田藩島線(省
 営自動車、便アリ)ニ依リ那賀郡濱田町ニ
 出デ山陰鉄道線ヲ石見江津駅ヨリ三江線ヲ経
 テ川本町ニ往復スルヲ要シ毎一日ノ用務ニ三
 日ヲ要スル實情ニアリ那賀郡都川村今
 市村及和田村トハ前記ノ如ク地勢ノ關係ヲ
 以テ日常ノ交渉繁ク人情風俗皆々同ジ
 結婚縁組等モ右兩村トノ間ニテ一様
 生活ノ必需品日用品ハ主トシテ自動車便ヲ
 以テ那賀郡濱田町ヨリ之ヲ移入シ今村ノ
 生産物タル木炭、木材、米、雜穀類ハ大部分
 濱田町ニ移出シツ、アリ那賀郡境界ヲ變更
 シテ那賀郡ニ編入方ハ今村民多ク年々要
 望ニシテ昭和八年全村會ノ決議ヲ以テ右

促進方陳情セル事 貴方リ

四境界変更ニ依リ衆議院議員選挙區ノ
關係及縣會議員選挙區ノ議員配當其ノ
他此等ノ選挙ニ及ボス影響

一、衆議院議員選挙ニ於テ邑智郡ハ島根縣第
二區ニ屬シ今郡市町村ヲ那賀郡ニ屬セシム
ルニ那賀郡亦第一區ニ屬スルヲ以テ何等ノ
影響ナキニ領石郡ハ第一區ニ屬スルモノニシテ
今郡田井村ヲ仁多郡ニ今郡東須佐西須
佐両村ヲ簸川郡ニ屬セシムトキハ仁多、簸川兩
郡共第一區ナルヲ以テ第一區一四三町村中
三村ヲ減ジ差引一四〇町村トナリ第一區一二
八市町村ハ三村ヲ増シ一三一市町村トナル尚昭
和十二年四月執行ノ衆議院議員選挙ニ

(日本標準規格第35號)

裏面あり

於ケル各派別ノ得票数左ノ如シ

第一區	第二區	田井村	東領佐村	西領佐村	民政黨	政友會	其、他	計
五九、一九四	三〇、一五九	一九二	二五八	三五七	一九、一〇五	三四、五四二	一	七八、二九九
								六四、七〇一
								二六三
								三六一
								四四一

口縣會議員選挙ニ於テハ郡ノ境界ヲ前記ノ如ク
 変更スルニ於テハ左表ノ如ク關係郡タル邑知日
 郡(人口減)藤川郡(人口増)仁多郡(人口増)那賀
 郡(人口増)ハ議員定数ニ何等ノ影響ヲ与ヘズ
 那(人口減)ハ議員定数現在二名ハ次ノ総選挙
 後ハ一名ヲ減ジ差引一名タルベク之カ爲大原郡
 ニ於ケル議員定数現在一名ハ二名トナル見込ナリ

(日本標準規格JIS)

55 2

裏面白紙

選挙区	八束郡	能義郡	仁多郡	大原郡	飯石郡	新川郡	安濃郡	通摩郡	邑智郡	那賀郡	美濃郡	鹿足郡	隠岐島
昭和十一年国 勢調査公示合 計	八四、九六八	四四、五〇一	二五、九九六	三三、一三六	三五、三三〇	三六、九一一	二五、一八九	三〇、六〇九	五六、七三九	九六、一六一	五七、一五〇	三六、四四二	七四、三六〇
境界変更 後人口	八四、九六八	四四、五〇一	二五、九九六	三三、一三六	三五、三三〇	三六、九一一	二五、一八九	三〇、六〇九	五六、七三九	九六、一六一	五七、一五〇	三六、四四二	七四、三六〇
上欄ノ人口 数ヲ算入 スルニ付 人口	二五、四九〇	一、三三三	八一九、六〇〇	九、九四〇	九、九四〇	四、三七八	七、五五五	九、一八三	一、六三六	一、九八九	一、七四四	九、四三三	九、八五五
上欄ノ人口 数ヲ算入 スルニ付 人口	二、〇〇六	一、七九三	一、一〇二	一、三三六	一、三三六	五、七五三	一、〇一六	一、二三四	二、一八七	四、二二五	二、三五六	一、二六八	一、三二二
配 當 員 数	二	二	一	二	一	六	一	一	二	四	二	一	三
比例数ノ小 数部、多ク順 位	一	三	一	四	一	二	一	一	一	一	六	五	

裏面あり

五、関係郡ノ区域、地形、道路交通ノ状態及び
変更区域ヲ知ルニ足ル図面

別紙ノ通リ

六、其、他参考トナルベキ事項

一、飯石郡東須佐村及西須佐村

大正十五年郡、境界ヲ変更シテ簸川郡ニ
編入方面村長外二十九名連署ヲ以テ請願
(別紙参照)シタルニ當時郡制廃止後、郡、
市、村ハ單ニ地名ニ過ギカルモノトシテ請願書
ヲ却下セル事實アリ

現在西須佐村ニ於テハ尚之カ實現ヲ希望シ
アルモ東須佐村ニ於テハ單ニ境界変更ニ依
リ享リベキ利益大ナルモノアルヲ見カレニ依リ歴
史上ヨリ飯石郡所屬ノ儘ニアルヲ希望シアリ

口飯石郡田井村ニ於テハ郡内隣接村トハ地勢上
隔絶シ飯石郡ニ於ケル諸會合ハ總テ仁多郡
温泉村ヲ經大原郡木次町ニ出デ全郡概合村
又ハ三刀屋町ニ達スル状況ニアリ仁多温泉村ト
ハ斐伊川ヲ境トシテ相對シ交通上密接ナル関
係アルモ物資移出入金融關係等ハ大原郡
木次町ト特別ノ關係ヲ有シ今更仁多郡ニ屬
スルモ何等好影響ヲ與ヘシトシ郡境変更ニ對シ
熱意ナシ

ハ邑智郡市木村ハ地勢ノ關係上郡内他村ト
交通著シク不便ナルモ指定縣道濱田廣島線
ノ通スルアリテ邦賀郡方面トノ便大ナルモノア
リ邦賀郡所屬ヲ希望シ之ガ實現ヲ期シツハ
アリ

(別紙)

郡境変更、議請願

一、請願事項

飯石郡、東須佐村、西須佐村ノニ村ヲ簸川郡ニ
編入スルコト

二、請願ノ理由

我東須佐村、西須佐村、両村ハ古来ヨリ飯石郡
ノ管屬ナリシモ地勢ハ神戸川流域ニ沿ヘル村落
ニシテ郡境縮甚シウ簸川郡内ニ突出シ同郡ニ
圍繞セラレ線道今市三次線、同頃原今市線
及神戸川流運、便等ニヨリ今市町ヲ中心トセ
ル簸川郡地方トノ交通交渉ハ自然ノ類
繁密持ヲ加ヘツ、アルモ一面飯石郡中央部々
ル村合村方面ト、連想ハ唯僅ニ尾崎坂ノ險
路ニヨリ交通ニ得ハ、状態ナルモ所謂九折三起
ノ難路加フルニ松原、分水点ニ境サレテ各種ノ

状態著シ相異り從來ヨリ官公署等ノ用
 件以外殆ンド没交渉ノ有様ニシテ同一郡内
 ト雖モ口部地方ニ往復スルニハ今市町經由ニ
 ヨルノ状態ナリ 鉄路輸送ノ貨物ノ如キ生雲今
 市驛又ハ江南駅上リトシテ日々ノ連絡ヲ得ワ
 ヲアルモ時々飯石郡ナルノ故ヲ以テ出道駅ヨリ
 飯上郡ニヨリ木次、掛合波多等甚シキ大迂回
 ラナシ焉ニテ数日ヲ空費シ甚シク商機ヲ逸スル
 等ノ例屢ナルハ最モ苦痛トスル所ナリ
 郵便物連絡ノ如キ今市局又ハ小田局ヨリスレバ
 直ニ達シ得キ地點ニアルモ飯石郡ナルノ故ニ
 尖道鍋山等ヲ迂回シテ到リ日時ノ空費ト事
 務ノ徒勞ハ決シテ尠シトセズ爲ニ商機ヲ逸ス
 ルノ事例枚挙ニ遑アラス
 簸川郡ニシテ隣接乙立村ノ如キハ西領佐村
 地内ヲ通過スルニアラサレバ村内西部落ノ連絡

裏面あり

ヲ得サルノ状態ニアルハ一奇トスヘク 如比關係ニ
アルヲ以テ電信電話事務ノ如キモ最モ郡内乙五
窪田山口ノ諸村ハ我西領佐郵便局ニテ取扱ヒ
ツ、アリ

現在ニテモ警署、郡農會、畜産組合、蚕糸
業同業組合事務所等ハ組合村ニ移設ヲ署ハ
大原郡大東町ニ區裁判所、土木及區事務所ハ
木次町ニ在ル等連絡上日常相互ノ不便頗ル多
大ナルモノアリ然ルニ等シク土木事務所ニシテ西領佐
村内存跡道今市ニ次郎及神戶川ハ今市土
木及區ニ屬シ蚕業取締ニアリテハ我西領村ハ
今市支所ニ屬シ登記事務所ニ在リテモ同村
ニ限リ今市區裁判所乙五出張所ハ管轄ニシテ
其關係者ハ勘カラサル利便ヲ得ツ、アリ之ニヨ
リ觀ルモ我西領村如何ニ錯綜セル特殊事情ニ
アルヲ察知スルニ難カラサルベク然モ此不利不

島根縣

便ト日常ノ困苦モ郡境変更ニ伴フ各方面
ニ互ニ改正ニヨリ容易ニ之ヲ一掃シ得ベク而
村民が積年熱望シテ已マサル所ナリ
而村民が思從今日マテ其聲ヲ著メ居タルハ一
見甚ダ奇怪トスヘキモ郡制及郡役所ノ存
スル所舊慣ニ從ハサルベカラサル事情ニ因リ
タルナリ郡制既ニ廢止セラレ郡役所ノ廢止
モ目前ニ迫レル今日殊ニ大社宮島鉄道ノ敷
設開通モ將ニ目睫ニ迫レリ簸川郡地方ト
交渉愈々繁キヲ加ヘントスルノ秋ニ際シ我
兩村ラシテ東ニ郡境変更ニヨリ簸川郡ニ
編入セラレシコト焦慮切望シテ已マサル所ナリ
希ウハ事情御洞察ノ上此宿願ノ御採
取ニヨリ地方自治並文化ノ繁達ニ資ミセラレ
度茲ニ閣下ノ御清鑑ニ訴フル所以ナリ
右謹テ請願候也

裏面あり

大正十五年 月

飯石郡東領佐村長

濱村長次郎

全郡西領佐村長

安食常三郎

全郡西領佐村大字及邊

七百三十八畝地

全郡全 村大字及邊

土谷松太郎
千二畝地

全郡全 村大字及邊

永井龍一郎
百七畝地

全郡全 村大字全

今岡清太郎
千三百八十四畝地

全郡全 村大字全

安食花三郎
千五百四十一畝地

全郡全 村大字全

桐原金市
千八百六十六畝地

全郡全 村大字大字

安食武市
五十畝地

二島 根 系

全郡 全村大字大字 三百五十一番地

全郡 全村大字大字 千七百四十九番地

全郡 全村大字大字 千八百六十九番地

全郡 全村大字大字 九百三十二番地

全郡 全村大字大字 千三百四十六番地

飯石郡東須佐村大字宮内

全郡 全村大字大字 須佐建親

全郡 全村大字大字 安食兼太郎

裏面あり

全郡 全林大字 全

高橋新太郎

全郡 全林大字 全

楊 義雄

全郡 全林大字 全

若槻政次郎

全郡 全林大字 全

永井近太郎

全郡 全林大字 原田

横山貞次郎

同郡 同林大字 同

板垣良太

同郡 同林大字 同

古屋徳市

同郡 同林大字 同

板垣惣太郎

二 島 根 系

今川賢市

同郡 同村大字同

和田米次郎

同郡 同村大字同

永島勘太郎

同郡 同村大字朝原

板垣茂市

同郡 同村大字同

朝日山房太郎

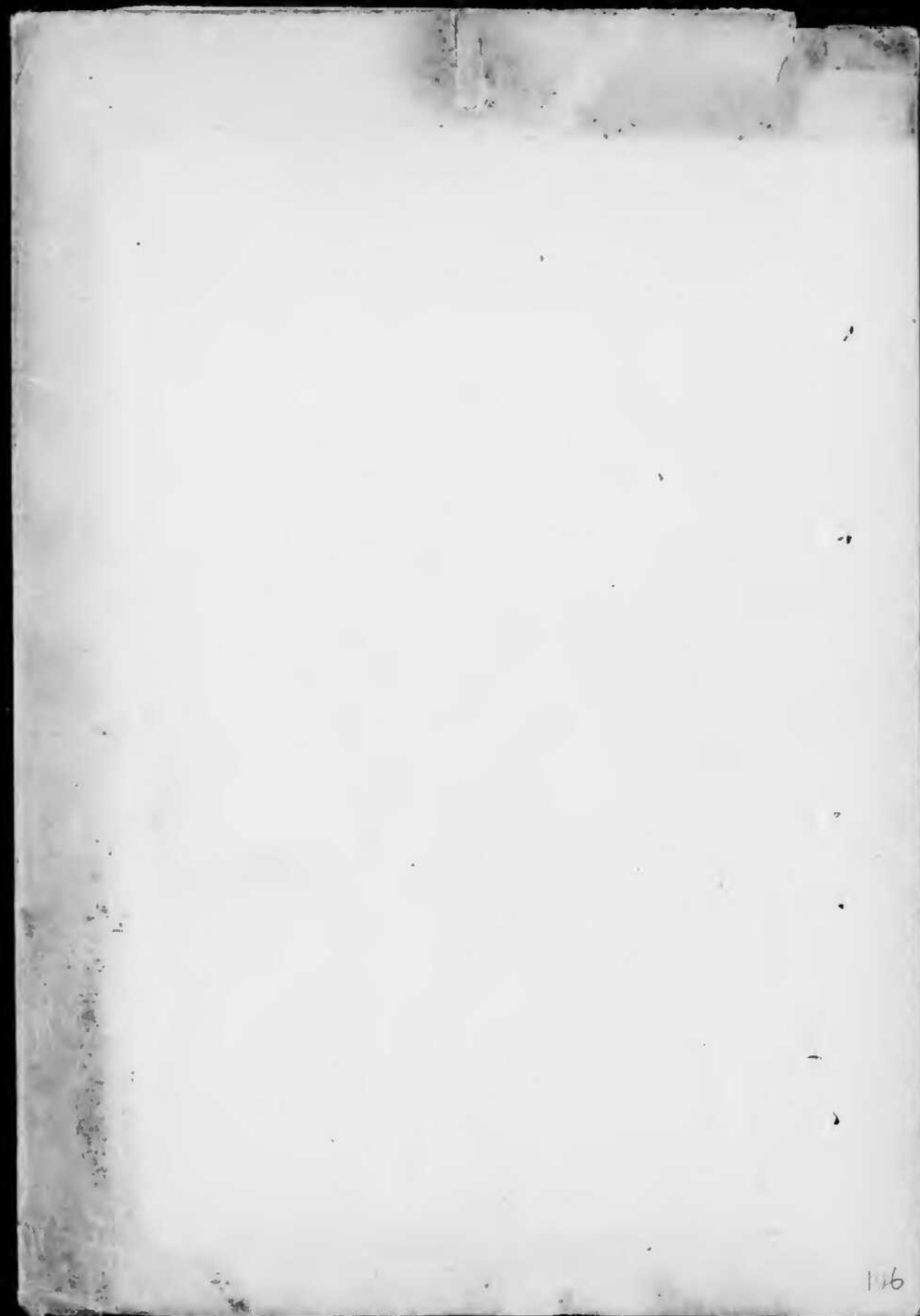
同郡 同村大字同

勝部幸一

同郡 同村大字同

濱村信市

島根縣知事 別府總太郎 殿



116

東京市麴町區外櫻田町一番地

内務省

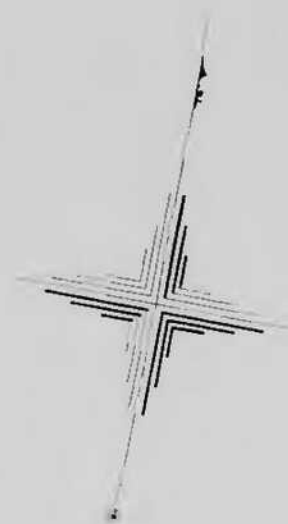
電話番號

局外通

代表

銀座 (57) 五、六 三番 (10)	銀座 (57) 五、六 二番 (10)	銀座 (57) 五、六 一番 (10)
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

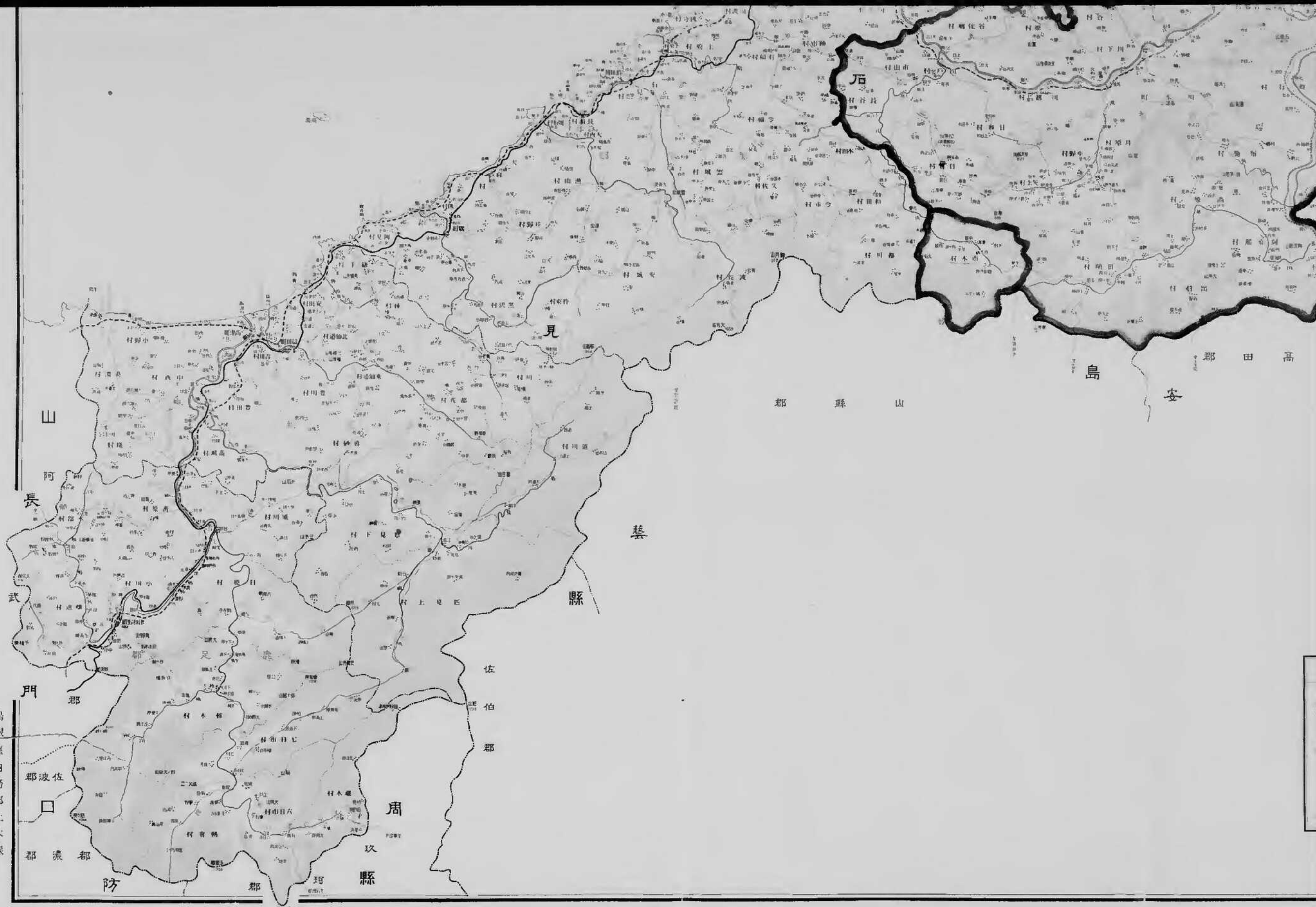
島根縣管内圖



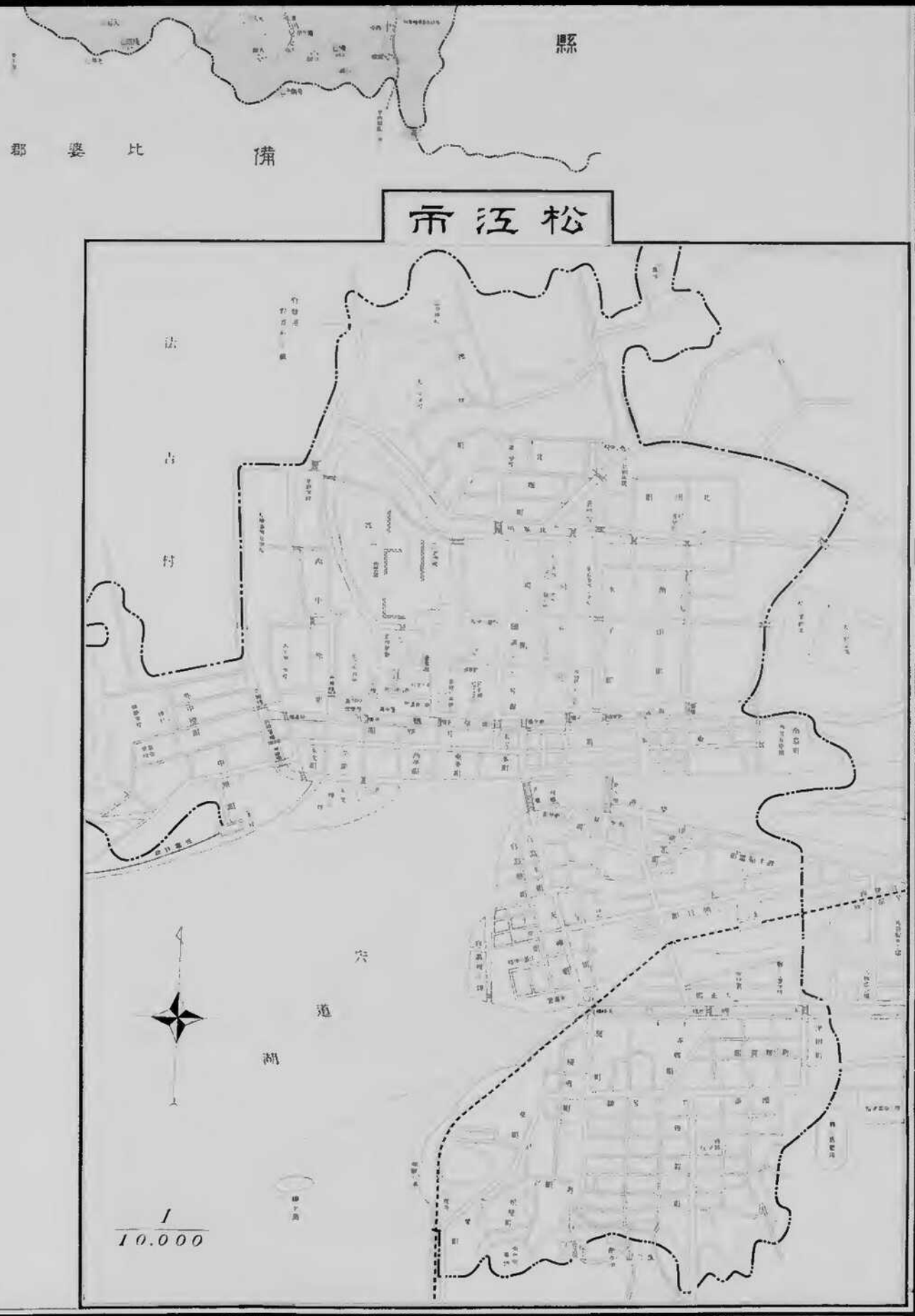
島根縣管



松江市



島根縣内務部土木課



之 分 萬 六 拾 尺 縮



號 記

池田受名城温嶺命子聯公稅則基聖無銅寄尊与碑河地人電總標出信國林部諸縣

番	式	司	配	五	錢
出	城	部	便	米	銀
	分	支	便	以	港
	月				

直轄自歸此景山院餘寄署所稅局局署院社川上土家難越港道通界界界

裏面白紙

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

裏面白紙

1 : 25

冊第一四〇號

昭和十四年十月十八日

内務省 地方局長 殿

宮崎縣知事

宮崎縣

郡ノ境界ニ關スル件

七月十七日地勢第一二號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件ニ關シテハ管下西臼杵郡を管內諸塚、椎葉兩村が最近學道ノ開闢ニ依リ隣村更白杵郡ニ歸屬セシムルノ要有之候様思考セラレ候處當該兩村トモニ行政管內ノ變更特ニ支廳廢止ニ依リ從來ノ不利不便ヲ緩和シタキ希望ハ有之候ニ共現存郡ノ境界變更ニ關シテハ積極的希望無之ノミナラズ尙考慮ノ餘地有之候條御了奉相成度御關係町村ノ意見調査添付此段及敬生候

14.10.21
17/12

関係町村ノ意嚮調査

椎葉村

一人口一萬五百九十四人 戸数千三百九十二戸 面積三四・八三万里 村民ノ大部分ハ
農林業ヲ営ミ僅カニ商業其他ニ従事ス

ニ本村ハ縣下最大ノ面積ヲ有シ縣ノ西北隅西田杵郡ノ南端ニ位シ所謂九州ノ屋
根タル山嶺重疊シ交通最モ不便ナリ

宮崎縣廳ヲ距ル三十六里 西田杵ヲ廣高千穂区裁判所高千穂稅務署徴兵署
所在地タル高千穂町ヲ距ル二十一里ナルモ右高千穂町ヲ往復スルニ隣縣熊本
縣馬見町ヲ經由シ其間十一里ノ車道ナク羊腸タル小徑ヲ徒歩セザル
ヲ得ズノミナラズ其間海拔四千尺ヲ超テ國見峠アリ行路甚ク困難ニシテ
往復五日ヲ要スルミナラス不勘經費ヲ要ス

然ルニ昭和八年椎葉細島港間ノ縣道完成ニ依リ爾來自動車ニ依リ富
島町ニ出テ日豊線連絡ニ依リ宮崎ニ僅ク五六時間ニ達シ簡單ナル

用件ハ即日帰村ニ得ルミナズ經費モ亦高干穂町往復ノ半額ニテ足ルニ至
レリ 故ニ支ナラ離脱若ハ廢止シテ縣ノ直轄トモバ自治各般ノ能率上ガ
ルノミナズ有形無形ニ裨益ス所少カラザルヲ以テ支ナラ廢止シ若ハ離脱セ
シノ縣ノ直轄トセラレタキ希望強シ
三 郡ノ境界變更ニ付テ支ナラ廢止、稅務署、裁判所、徴兵署ノ管區變更實現
セバ境界變更ノ要ナシ

諸塚村

- 一 人口七千二百二十一人 戸數千三百三十戸 面積一三、一八方里 村民ノ大部分ハ農林
業ヲ營ミ一部日稼其ノ他ニ從事ス
- 二 前記椎葉村ニ隣接シ山嶽重疊ノ間ニ部落點存シ交通最モ不便ニシテ地理
的環境モ椎葉村ニ類似ス
- 昭和八年椎葉細島港間ノ縣道完成ニ依リ交通一變シ縣ニ即日帰村シ

得ル用件モ支テハ往復三日ヲ要シ時間的ニ經濟的ニモ事情一変セラ
以テ支テラ廢止シ縣ノ直轄トセシタキ希望強シ
三 郡ノ境界変更ニ付テハ由來本村ノ旧高千穂十八ヶ郷トシテ内藤藩ニ屬
シ歴史的ニ西田杵郡ト切ルベカラサル關係アリ且亦相當不利ノ點モアルモ
支廳廢止見込キ場合ノ境界変更モ亦已ラ得スト存ス

地第一九六三號

昭和十四年八月二十五日

愛媛縣知事

持

永

義

夫

内務省地方局長 狹間 茂 殿

郡ノ境界ニ關スル件

七月十七日地發甲第一二號ヲ以テ御通牒相成候首題ノ件左記ノ通及
報告候也

記

一、喜多郡南久米村大字正信（戸數四〇人口二〇〇）「見込數トス以下同ジ」一及同村大字久保（五〇戸二五〇人）ヲ東字和郡多田村ニ

愛媛縣

二、溫泉郡三内村大字河内ノ一部字土谷（一一〇戸五〇〇人）ヲ周

桑郡櫻樹村ニ

三、溫泉郡坂本村大字錦川（三五戸一八〇人）ヲ伊豫郡砥部町ニ

各編入ス

二、關係郡町村ノ人口戸數及生業狀態等別表ノ通ニシテ關係住民ノ人情風俗亦相互ノ間酷似ス

三、前記各部落トモ其ノ所在恰モ飛地ノ如キ地理的關係ノ下ニ在リテ自村中央部ニハ二里乃至三里ノ距離ヲ有シ其ノ間幹線道路ハ稍々發達セルモ支線道路ノ發達全ク右ニ伴ハズ關係住民ハ日常甚シキ不便ヲ痛感シツツアリ殊ニ小學校教育施設ノ如キ喜多郡南久米村溫泉郡三内村ハ尋常科獨立校ヲ溫泉郡坂本村ハ同分校各一校宛ヲ當該部落ノ爲特設セル實情ニシテ收容學年以上ノ就學ハ主トシテ前記編入セントスル隣村小學校ニ其ノ他ハ最寄り小學校ニ分散通

舉シ著シク不便ヲ啣チツツアルモ此等ノ點ハ編入實現ト共ニ其ノ大部分解消セラルル見込ナリ其ノ他住民日常ノ生活モ地勢交通ノ關係上編入セントスル村トノ間密接ナル關係ヲ有シ編入後ノ村中

四、人口ノ増減僅少ニシテ兩種議員共其ノ配當數ニ異動ナク其ノ他此等選舉ニ及ボス影響ニ付特段ノモノナシ

五、圖面別紙ノ浦トス

愛媛縣

裏面白紙

第一表

關係郡人口及職業別戶數等調

郡	町村數	人口	農林	畜產	水產	鑛	工	商	交通	公務	其他	無職	總計
東宇和郡	二〇	五九二〇一	八五九	三	二九	一九七	四一	四三四	二六	一七〇	一四七	四二四	一六五
喜多郡	二七	八七二二四	九九九	五	一	六八	一四七	二四九	二五	九二	一八四	三三九	一七二
温泉郡	三	四、〇七一	五五五	七	一	一五七	四	一四七	三九	三三	二三四	四九	二八四
伊豫郡	一五	六五、〇二	八八〇	三	一	八〇四	三八	七三	二〇五	一四六	六三	一〇三九	一六〇
周桑郡	一七	五〇、六五	五五	一	二	二四	一	七八	一五	一〇三	五五	六四三	一八五

裏面白紙

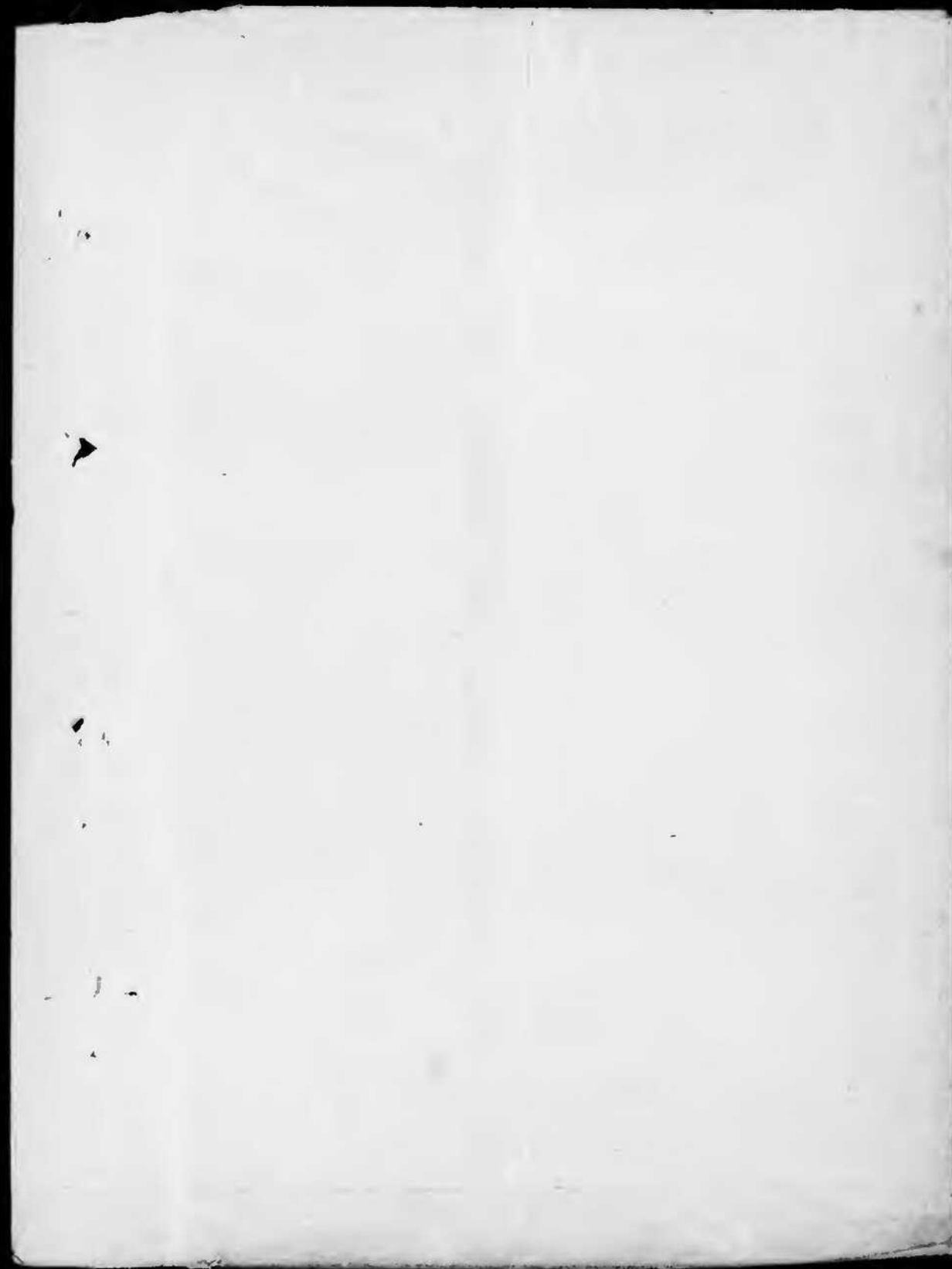
第二表

関係町村人口及職業別戸数割調		町	村	人口	農	林	畜産	水産	鑛	工	商	交通	公務	其他	無職	合計
		東多田郡	多田村	二五〇	三二	一	三			六	五	一	四三	三	一	五〇一
		喜多郡	喜多村	二七三	四七					八	八	一	八	一三	二	五五
		温泉郡	温泉村	二五五	五					六	四	四	二一	二五	一	六七〇
		坂本郡	坂本村	二三一	三六	一五				一〇	一三	一	二三	三六	一	四三三
		伊豫郡	伊豫村	四八三	四七	二			一八	四八	一七	二	四五	六二	九	九三八
		園部郡	園部村	三四八	二六	三				二〇	二六	一	一三	五	一	四六九

回

面

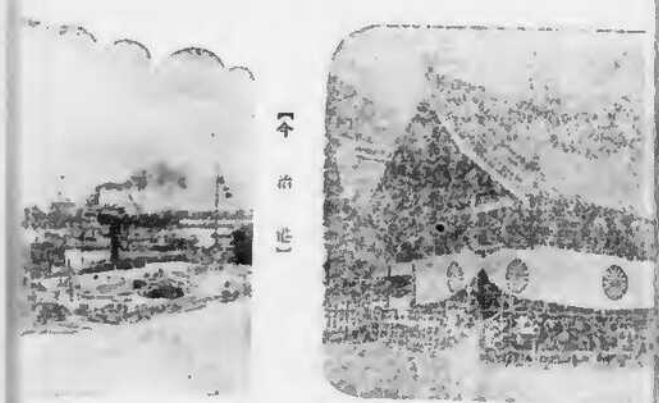
一通



昭和十四年
爾媛縣勢一覽



封筒在中物



産			
種	物産農藝工	卉花及菜蔬	物産農用
甘藷絲 計	共三緒織除 計	共諸蓮葱里牛 計	共馬甘玉 計
燈用 作	ノ 龜	ノ 大	ノ 鈴 蜀
産草物	他種 菊	他菜根頭芋旁 根子瓜瓜瓜 豆	他薯蓣 菜
八〇九 一〇〇	九六三 八四九	四七〇 二九六	八〇九 一〇〇
一三三 一〇〇	九六三 八四九	一七九 二九六	一三三 一〇〇
一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇
一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇

封筒在中物

宇和島市街全圖

宇和島市街全圖

宇和島市街全圖

宇和島市街全圖



愛媛縣管内全圖





坂縣管内全圖



裏面あり

[illegible]

愛媛縣勢一覽

調査時期記入ナキ
モノハ昭和十二年
若ハ同年度中ノ事
實ヲ小ス

[illegible]

沿

明治四年癸卯、櫻子身量
僅才四寸。開年大松山、今嶺、
小松山、不知名、吉田、大洲、
諸君ノ各海ヲ船シテ、八ヶ岳山
今嶺、小松、西原、宇知及、吉田
太田、數ヶ所ノ事ヲ觀ルニ、
水有於松山之麓、小松園
實ノ五種ヲ觀ルニ、松園磯ニ
字均及、吉田、大洲、皆吾ノ國
也。體云々、其ノ下、

第 六

[illegible]

媛縣勢一覽



媛縣の位置 媛縣は、山陽道に属する。北は山陽道、南は山陽道、東は山陽道、西は山陽道。媛縣の面積は、約1,000平方キロメートルである。媛縣の人口は、約100,000人である。媛縣の主要産業は、農業、林業、工業である。媛縣の主要都市は、高松、丸亀、宇多野である。

媛縣の歴史 媛縣は、古くから重要な交通の要所であった。媛縣の歴史は、古くから重要な交通の要所であった。媛縣の歴史は、古くから重要な交通の要所であった。媛縣の歴史は、古くから重要な交通の要所であった。

郡名	町名	村名	人口	面積
高松市	高松市			
丸亀市	丸亀市			
宇多野市	宇多野市			
高松市	高松市			
丸亀市	丸亀市			
宇多野市	宇多野市			

郡名	町名	村名	人口	面積
高松市	高松市			
丸亀市	丸亀市			
宇多野市	宇多野市			
高松市	高松市			
丸亀市	丸亀市			
宇多野市	宇多野市			

郡名	町名	村名	人口	面積
高松市	高松市			
丸亀市	丸亀市			
宇多野市	宇多野市			
高松市	高松市			
丸亀市	丸亀市			
宇多野市	宇多野市			



業		實 果	
製 種 製 造	苗 木	計	
		其 他 種 類	其 他 種 類
製造戸數	製造戸數	其 他 種 類	其 他 種 類
原 價	原 價	其 他 種 類	其 他 種 類
平均 價	平均 價	其 他 種 類	其 他 種 類
價	價	其 他 種 類	其 他 種 類

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

封筒在中物

1 : 2 5



封筒在中物

地籍一四五三 號一

昭和十四年七月二十六日

徳島縣知事 清水良策

内務省 地方局長 殿

郡ノ境界ニ關スル件

七月十七日地籍第一二號ヲ以テ御照會相成候標圖ノ別紙ノ通及回
候也

14.7.25
甲12

行

徳島縣

裏面白紙

国定規格 B5判

159(1/2)

一、変更ヲ適當トスル地域

南係町村名 同上現在所屬郡

変更ヲ適當トスベキ郡名

東祖谷山村 美馬郡

三好郡

西祖谷山村 美馬郡

三好郡

二、南係郡ノ事情概要及南係町村ノ人口戸数生業ノ状態並ニ

三、境界変更ヲ適當トスル事情具體的詳細

南係町村タル東祖谷山村及西祖谷山村ハ本縣ノ西端ニ位シ南方ハ高知縣ニ接シ北方ハ高峻剣山ノ連峰祖谷山脈ヲ隔テテ麻植・美馬・三好各郡ノ所村ト相對シ東祖谷山村ノ東南部ヨリ流レテ発スル溪谷、祖谷川ハ両村ヲ貫流シ三好郡ニ繩村ヲ經テ大河吉野川ニ合セリ

徳島縣

東祖谷山村ハ面積ニ七・二八方料人口六七・三ノ戸数ニシテ西祖谷山村ハ面積一・五九七方料人口六七・五ノ戸数ニシテ三ノ大村落ニシテ住民ハ殆ンド農耕ニ從事シ其ノ傍ニ林業ノ經營或ハ林産物ノ採取ヲ業トセリ往時(大正八年迄)ニ於ケル交通最モ不便ニシテ村内ハ勿論他町村ニ通ズル道路ハ何レモ人馬道ナリシヲ以テ各種物資ノ搬出入ハ總テ数里又ハ十数里ヲ隔ツル美馬郡ハ千代村一字村及ニ三好郡三山村池田町ニ庄村方面ノ間ヲ人肩馬脊ニ依リ輸送シ爲ニ之ガ資金ニ多大ノ犠牲ヲ拂ヒ村民疲弊甚シキヲ痛感シ去ル大正五年東・西祖谷山村及ニ三好郡ニ繩村ノ三ヶ村ニ於テ一部事務組合ヲ組織シ巨費ヲ投シテ東祖谷山村ヨリ三好郡池田町ニ通スル車道ノ開鑿ニ着手シ大正八年之ガ完成ス別紙添付ノ圖面ニ示セル縣道久保池田線

ガ其ノ前身ナリル未交通系統一変シ車馬自動車等
ノ交通機関発達シ文化ノ恩恵ヲ受クルニ至リ該路線
ニ依リ兩村住民ノ日常生活其ノ他一切ノ交渉ハ美馬郡
ヲ離レテニ好郡方面ト農化スルニ至レリ而シテ敬
ニ依リテモニ好郡全区ヲ管区トスル池田敬良
ニ屬シ兩村ハ其地域的ヨリスルモ當然ニ好郡ニ變更スベ
キモノニシテ南原住民モ等シク之ヲ熱望セル次第ナリ尚
郡ヲ一團トスル所村長會其ノ他ノ會合ハ強ント美馬郡
ノ中樞タル場所ニ於テ之ヲ爲シ一日ノ會合ニテモ往復三日
ヲ要スルノ事例ナルモニ好郡ニ變更曉ニ於テハ往復二日
ヲ以テ充分ナリトス尚南原美馬郡ニ於テハ兩村ヲニ好郡
ニ變更スルト雖モ別段ノ支障ナキヲ認ム

四、境界変更ニ依リ衆議院議員選舉區ノ關係及縣會
議、議員選舉區ノ議員配當其ノ他此等選舉ニ及ボ不
影

御喜

一、東祖谷山村及西祖谷山村共現在衆議院議員選舉區
 ハ第三區選舉區ニ屬シ境界變更ニ依ルモ既選舉區ニ
 何等ノ關係ヲ及ボスコトナシ
 二、縣會議員選舉ノ議員配當ニ付テハ左ノ記ノ通ニシテ
 現在並ニ境界變更後ニ在リテモ其ノ定數ニ影響ナキ
 毛面村ニ地盤ヲ有スル議員候補者ニ多少ノ影響ヲ招来
 スルハ免レサルベシ

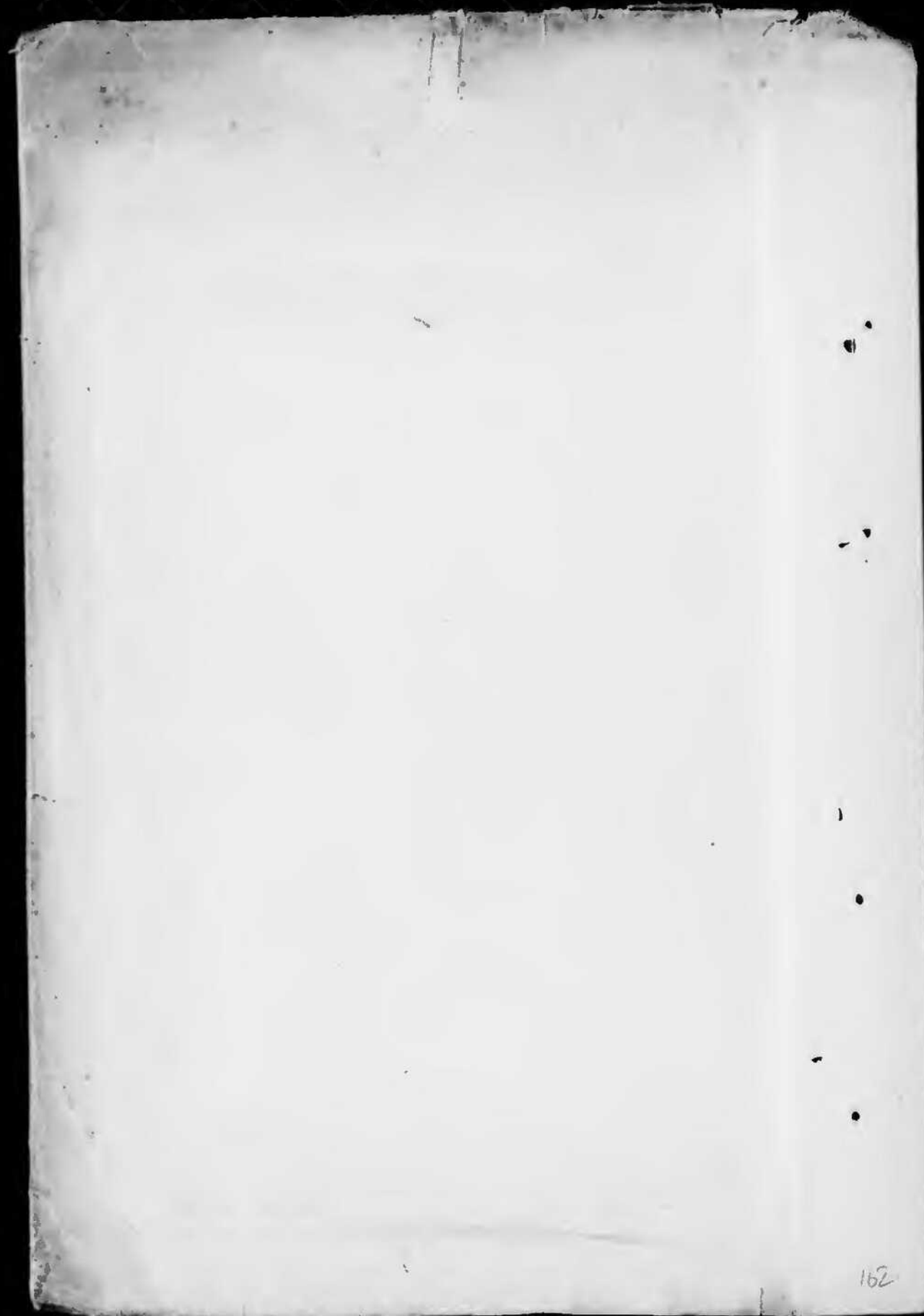
記

郡名	縣會議員配當其、他	議員定數	橘西女
美馬郡	國勢調査人口 (現在)	境界変更後人口	現任在
三好郡	八七四八二	七三七二二	三人 衆議(三八二二) 三人 衆議(三八二五)
三好郡	七八八五一	八四三一一	三人 衆議(三八九二五) 三人 衆議(三八六六)
配當數ニ異動ナシ			

五、南係都ノ區域
(別紙圖面ノ通り)

六、其ノ他参考トナルベキ事項
南係住民ハ總テ地域のヨリシテニ好都ニ其ノ境界ヲ希
望セリ

一、德島



162

東京市麴町區外櫻田町一番地

内務省

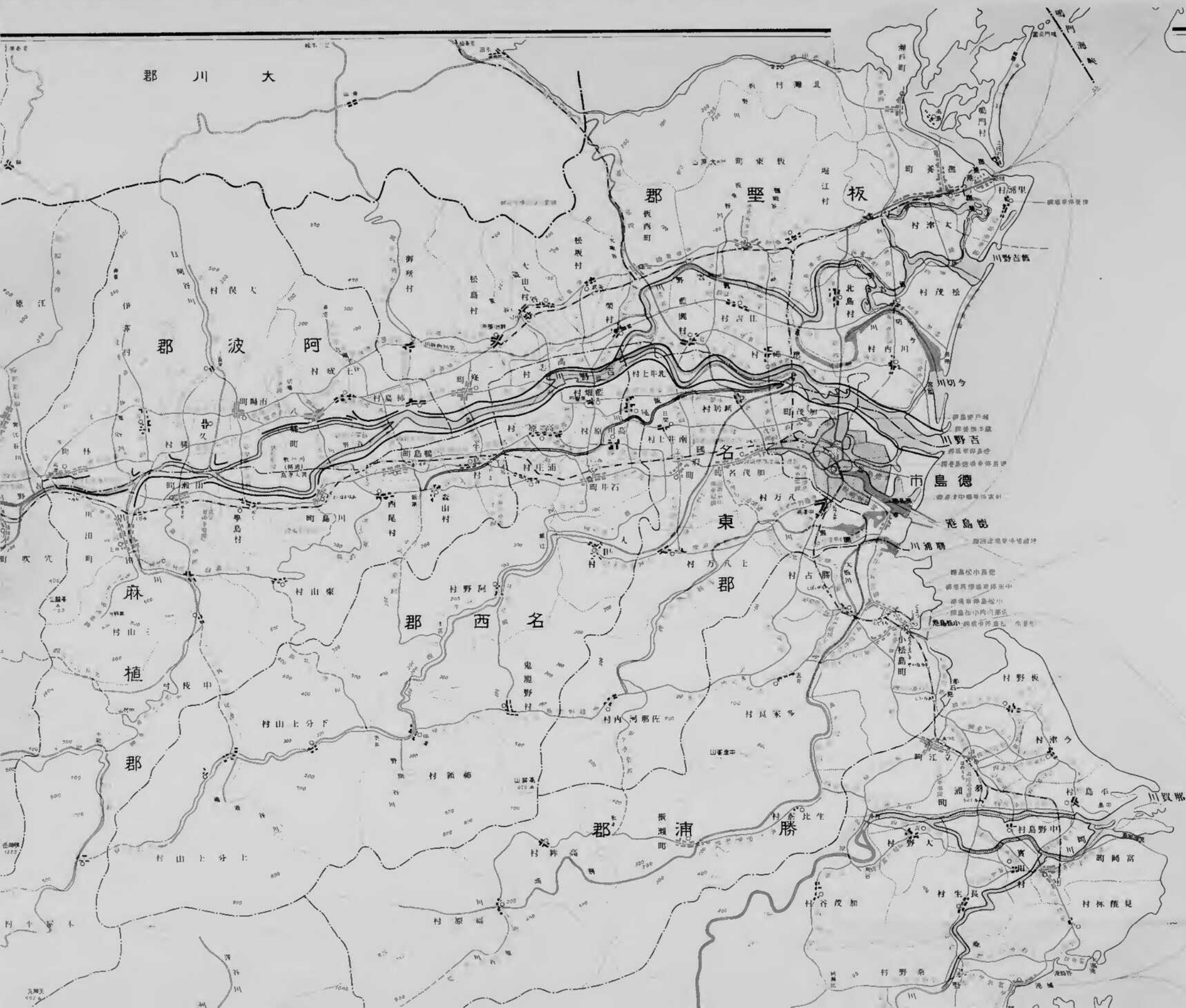
電話番號
私設交換機ニテ各通
代表
銀座(57)五、六一番(10)
銀座(57)五、六二番(10)
銀座(57)五、六三番(10)

徳島県管内全圖



路 茨

昭和九年三月八日由陸軍省司令部檢閱
陸地測量部發行二十萬分一地圖擴大圖



露光量違により重複撮影

淡路

昭和九年 四月八日 撮影
陸地測量部 作成
縮尺 1:50,000



露光量違いにより重複撮影

縣

村 名 三

郡 岡 長

縣

知

高

郡

美

香

川 野 吉

村 内 川

安

藝

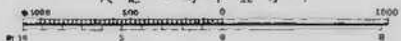
郡

郡

村 西 川

圖 全 街 市 島 德

尺 之 一 分 下 五 万



景 視 製 昭和九年三月現在 德島縣上水課



17

愛 知 縣

地第二五五五號

昭和十四年十月十二日

愛 知 縣 知 事

内務省 地 方 局 長 殿

郡ノ境界ニ關スル件回答

七月十七日附地發甲第一二號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件該當無之
候

14.10.10
18-12-2

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

裏面白紙

1 : 25

164

松
12

十四地第一二三四號

昭和十四年九月廿九日

長崎縣知事

内務省地方局長殿

都ノ境介ニ關スル件

本年七月十七日付地契中第一二號御照會ニ係ル標記ノ件本縣ニ該當
無之及回答候也

長崎縣

裏面白紙

裏面白紙

秋收本地第五一號

昭和十四年八月十一日

秋田縣知事

内務省地方局長殿

都ノ境界ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ七月十七日地盤中第一二番ヲ以テ御照會有之候處該富無之ニ付御了

知相成慶右及同答候也



裏面白紙

收地第五一九號

昭和十四年八月二十四日

山形縣知事

内務省地方局長殿

郡ノ境界ニ關スル件

七月十七日附地發甲第一二號御照會標記ノ件本縣ニハ該當無之候條此段及
回答候也



山形縣



一四地第、四二八號

昭和十四年八月十一日

長野縣知事 富田 健

治

内務省地方局長 秋間 茂 殿

郡ノ境界ニ關スル件

七月十七日地發甲第一二號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件本縣ニハ
目下該當事實無之候條御了知相成度此段及御回答候也



裏面白紙

裏面白紙

高知縣

十四號第九二一

昭和十四年八月十日

高知縣知

内務省地方局長殿



郡ノ境界ニ關スル

七月十七日付地發甲第一二號ヲ以テ御府會相成候條記ノ件該當之候
縣及同答候也



裏面白紙

十四地第五七九號

昭和十四年七月二十二日

鹿兒島縣知事

内務省 地方局長 殿

郡ノ境界ニ關スル件

本月十七日地發甲第一二號ヲ以テ標記ノ件御照會相成候處本縣ニ於
テハ該當ノモノ無之候條此段及御回報候也





青森縣第八〇六號

昭和十四年七月二十一日

青森縣知事

青森縣地政局長 殿

相ノ境ニ隣スル件



前ノ件ニ隣ニ地積一、二畧ヲ以テ相ノ境ニ相成候間、本縣租ノ境ヨリ
 マルラ遺存トシ、モノ押之候間、知相成候
 前ノ近ク同森田ノ市ニ隣接村ヲ合併フルト、依リ津輕郡及
 三戸郡ノ境ニ變換ラレ、ナタキ無効ニ在ルモ、本縣租金ノ納付ニ該當
 ナルモノト認メ、管ラリ、知相成候

青森縣

裏面白紙

裏面白紙

十四地第七一七號

昭和十四年七月二十一日

香川縣知事

内務省地方局長殿

郡境界ニ關スル件

本月十七日付地發申第一二號ヲ以テ御照會有之候標記ノ件管下ニハ該當事項無之候條及回報

候



裏面白紙

富山縣

地第一三四九號

昭和十四年七月二十四日

富山縣知事 矢野 兼三

内務省 地方局長 殿

郡ノ境界ニ關スル件

本月十七日付地發甲第十二號御照會標記ノ件該當無之此段及回答候也



日本標準用紙 B5 (182 × 257 mm)

裏面白紙

滋賀縣

地第一五二五號

昭和十四年七月二十五日

行

滋賀縣知事

12

内務省 地方局長 殿

郡ノ境界ニ關スル件 回報

本月十二日附地發甲第一二號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件特ニ變更ヲ要スト認ムルモノ
無之候

裏面白紙

枋木縣

地第七二號

昭和十四年七月二十五日

枋木縣知事 足 直

枋木縣地方局長 狹 間 茂 樹

田ノ境界ニ關スル件

七月十七日地發甲第一二號ヲ以テ標記ニ付御中總相成候處本縣ニ於テ一
當ノ事實無之候條御了承相成度此段及同報候也

甲12

裏面白紙

地第五一九一號

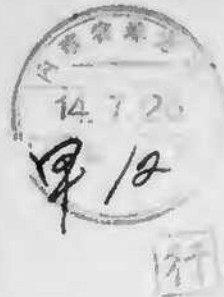
昭和十四年七月二十五日

新潟縣知事

內務省地方局長殿

郡ノ境界ニ關スル件

七月十七日付地發甲第一二號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件該當無之候條
此段及回答候也



本件ニ關スル照會ニハ心スルノ年付日付等ハ
本件ニ關スル照會ニハ心スルノ年付日付等ハ

本件 昭十四年七月二十五日
必ス本署に届出スル

兵地第一三一三號一

昭和十四年七月二十五日

内務省地方局長殿

郡ノ境界ニ關スル件

本月十七日地發甲第一二號標記ノ件變更ヲ適當トスルガ如キ事實無
之候條此段及回答候也

行

12

兵庫縣知事



兵庫縣

裏面白紙

裏面白紙

地第二五五三號

昭和十四年七月二十七日

大阪府知事

内務省地方局長殿

郡ノ境界ニ關スル件回答

本月十七日付地發甲第一二號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件該當無
之候

大阪府

裏面白紙

福井縣

地第三〇六二號
昭和十四年七月二十八日
福井縣知事

內務省 地方局長 殿

郡ノ境界ニ關スル件

本月十七日附地發甲第一二號照會標記ノ件該當無之候條御了知相成
度



卯
丑
辰
一
〇
一
一
五

昭和十四年七月二十八日

北海道 侵襲

并

內務省
地方
局長
以

體ノ上界ニ到スル

七月十七日地變甲第一二號ヲ以テ爲記ノ件ニ關シテ當會相成候處本
道ハ明治三十年十一月郡役所ヲ廢シテ十四ノ支廳ヲ置キ町村ヲ管轄
セルヲ以テ從來ヨリ舊ノ區域ハ各々行政並ニ住民ノ生活上直接關係
ヲ有セサルモノニ有之從ツテ現在舊ノ境界ニ涉リ町村所屬ノ變更ヲ
要スルガ如キ實情ニ在ル

之ニ對シテ了承相成度

右同答候也

12

北海道廳

180

裏面白紙

裏面白紙

地第一九六四號

昭和十四年八月一日

廣島縣知事

内務省地方局長殿



都ノ境界ニ關スル件

本月十七日附地度申第一二號ヲ以テ御照會相成候旨趣ノ件調査候
處左記理由ニ依リ當下ニ於テハ該富ノ事實無之候條此段及同答候
也

記

廣島縣

一、交通機關ノ發達ニ伴ヒ今日ニ於テハ一般的ニ郡ノ境界變更ノ必要ヲ認ムルモノ無之

二、地理的及住民生活ノ實際ヨリ見ルトキハ道力ニ豊田郡吉名木谷ノ兩村ハ賀茂郡ノ區域ニ編入スルヲ要スルガ如ク見ユルモ關係住民ニ於テハ全然編入ノ希望ナキコト酒豐田郡及安曇郡中一部ノ島嶼町村ニ在リテモ地理的ニハ賀茂郡ニ編入スルヲ要スルカ如ク見ユルモ舊來ノ沿革並ニ關係住民ノ意思ヲ參酌スルニ於テハ今遂ニ所屬變更ノ必要ナシト認メラルル次第ニ有之

12

印地第三七八號

昭和十四年七月卅一日

東京府知事

内務省地方局長殿

郡ノ境界ニ關スル件

七月十七日地發甲第一二號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件該當無之候



東京府

裏面白紙

裏面白紙

地第一八〇八號
昭和十四年八月七日

内務省地方局長殿

沖繩縣知事



都ノ境界ニ關スル件

七月十七日地發甲第一二號ヲ以テ陳記ノ御會相成候處本縣ニハ該當事項無之候條此致及同敬候也



沖繩縣

裏面白紙

佐賀縣

地第六六六號

昭和十四年七月二十四日

佐賀縣知事 加藤 於 宛

內務省地方局長 挾間 茂 殿

郡ノ境界ニ關スル件

本月十七日地發甲第一二號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件本縣内以當無之候



裏面白紙

鳥取縣

發地第二四八二號

昭和十四年七月廿六日



鳥取縣知事



內務省 地方局長 殿

郡ノ境界ニ關スル件

昭和十四年七月十七日附地發甲第一二號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件本縣ニハ該當事實無之ニ付此段及同答候也

(鳥取縣)

裏面白紙

山口縣

地第二、二〇四號

昭和十四年八月十二日

山口縣知事 武井 祥 閣

內務省地方局長 殿

郡ノ境界ニ關スル件

七月十七日地發甲第一二〇四ヲ以テ御照會約成此標記ノ件該當無之此
段乃回報候也

甲12

裏面白紙

茨城縣

地收第一八六號
昭和十四年八月十七日

茨城縣知事
内務省
事務課
長
官
印

七月十七日地
收第一八六號
會
記
ノ
件
ニ
當
テ
修
修
出
及
回
答
等
也

12
行

地第三八六三號

昭和十四年九月一日

三重縣知事 小河正儀

内務省 地方局長 殿

郡ノ境界ニ關スル件

客月十七日附地發甲第一二號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件目下該當ノ
モノ無之此段及回報候也



三
重
縣

裏
面
白
紙

日本標準規格 B5 (142×257mm)

129

12

地第一〇二〇號

昭和十四年八月十四日

奈良縣知事 三島

内務省地方局長 挾間

茂殿

郡ノ境界ニ關スル件回報

七月十七日付地發甲第一二號ヲ以テ御照會相成候標
記ノ件本縣ニ於テハ目下ノ處、郡ノ境界變更ノ必要
ヲ痛切ニ感スル事實無之候修御了知相成度此段及回
報候也

奈良縣

裏面白紙

裏面白紙

地第一八二號

昭和十四年十一月一日

靜岡縣知事

行

内務省地方局長殿



郡ノ境界ニ關スル件

七月十七日地發申第一二號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件該當無之候

裏面白紙

福岡縣

地第二四〇八號

昭和十四年十月廿七日

福岡縣知事

内務省 地方局長 殿

郡ノ境界ニ關スル件

七月十七日附地發甲第一二號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件ニ關シ左記ノ通及回答候

記

一 變更ヲ適當トスル地域

三池郡飯江村ノ地域ヲ山門郡ニ編入

ニ關係郡ノ事情及關係町村ノ人口、戸數、生業ノ狀態

文



飯江村大字飯江ハ町村制施行前ハ山門郡飯江村ナリシヲ町村制施行ノ際三池郡ニ編入セラレタルモノニシテ山門郡山川村トハ隣接シ何レモ純農村ニシテ水利、交通及郡民ノ日常生活上ノ關係最モ密接ナリ又兩村共果樹ノ栽培盛ニシテ經濟其ノ他兩村ハ共通性ニ富ノリ

人口 山門郡ハ飯江村ニ〇四四八人ヲ加ヘ八四五六七人トナリ三池郡ハ八四四七七人ニ減ス戸數 山門郡ハ飯江村三八六戸ヲ加ヘ一四九七九戸トナリ三池郡ハ一四二〇七戸ニ減ス境界變更ヲ適當トスル事情

前項ノ如キ沿革的關係ヲ有スル外飯江村ハ其ノ位置三池郡ノ東北端ニ位シ同郡内ノ隣接村タル高田村及銀水村トノ間障子岳ト稱スル山岳ヲ以テ隔タル關係上殆ント郡内町村トノ交渉ナク之ト反對ニ地勢ハ北方山間部ニ向ツテ拓ケ山門郡瀬高町及熊本縣南關町ヲ通スル重要府縣道ヲ主タル交通路トシ郡民ノ出入及取引ハ總テ山

門郡ヲ通シテ行ハレツツアリ産業經濟其ノ他萬般ノ交渉ハ自郡ヨ
リモ山門郡ニ之ヲ取クルコト多シ殊ニ山川村トハ密接不離ノ關係
ニ在リ又郡ヲ單位トスル諸會合衆議院議員又ハ縣會議員等ノ如キ
郡ヲ單位トスル事務ヲ處理スルニ當リテモ隣郡タル山門郡ヲ迂回
シ處辨ヲ要スル實狀ニアリ警察管轄ニ付テモ同様ナルヲ以テ之カ
郡界ノ變更ハ利便頗ル多キヲ認メラル

四 境界變更ニ依リ選舉ニ及ホス影響

衆議院議員選舉區關係ハ何レモ同一選舉區ニシテ何等ノ影響ナク
又縣會議員選舉區議員配當其ノ他ニ於テモ影響ナシ

五 關係ノ區域、地形、道路交通ノ狀態及變更區域ヲ知ルニ足ル圖面別
紙ノ如シ

六 其ノ他參考トナルヘキ事項

三池郡飯江村ト山門郡山川村トハ合併ノ議起リタルコトアルモ郡ヲ與ニスルモノナル
ヲ以テ實現困難サレ進捗セサリシモ兩村農民ニ於テモ地域ノ變更ヲ希望スルモノト
認メラル



内務省地方局長 殿

岐阜県知事

十四地第一三六七號

昭和十四年十二月八日

郡ノ境界ニ關スル件

七月十七日地裁甲第一二號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件本縣ニ
ハ該當事項無之候條御了知相成度及回報候

岐阜縣

裏面白紙

裏面白紙

地第二三六一號

同報

昭和十四年十月十八日

岡山縣知事 能谷 憲一

内務省 地方局長 宛

田ノ境界ニ關スル件

七月十七日地裁申第一二號ヲ以テ當郡會和成佐首領ノ件其ノ之要
トメラル、事由ニ該會ノモノ既之條條御了知相成度

14.10.21

印12

岡山縣

日本標準規格 B.5 (182×257mm)



裏面白紙

